

長和町障がい者基本計画（第2次）

長和町障がい福祉計画（第5期）

長和町障がい児福祉計画（第1期）



平成30年3月

長和町

※「障害」の表記について

法律や条令等で使用される用語、関係機関の名称、他機関等の資料から引用する場合は原文のまま表記しますが、それ以外は「障害」を「障がい」と表記しています。

## 長和町障がい者基本計画 町長あいさつ

日本の障がい者施策は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法など、障がい福祉を取り巻く環境は変化しています。また、障がい者のみならず、高齢者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう『我が事』としてとらえ、地域住民による支え合いと公的支援が協働し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制のある地域共生社会の実現を推進しています。



このたび、「第1次長和町長期総合計画」の保健・医療・福祉分野の将来像である「ひととして『耀き』続けるやさしいぬくもりの郷」の実現に向けて推進してきた基本的計画である「第1次長和町障がい者基本計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として示した「第4期 長和町障がい福祉計画」が満了を迎えます。

第1次の計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成30年度から35年度までの6年に講ずべき障がい者施策の基本的方向について、「第2次長和町障がい者基本計画」を定めました。

また、国・県の指針及び長和町の障がい者等を取り巻く地域の実態把握と第4期計画の実績と評価を踏まえながら、「第5期 長和町障がい福祉計画」並びに「第1期 長和町障がい児福祉計画」の策定を行いました。

町民の皆さんの価値観やライフスタイルが多様化する中、障がい者の地域における自立や社会参加への意識はますます高まっています。さらには、今後も障がい福祉を取り巻く環境は変化していく中、長和町は、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」を基本とした共生社会の実現を目指す「第2次長和町障がい者基本計画」及び、障がい者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の数値目標を設定した「第5期 長和町障がい福祉計画」及び、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保を図る「第1期 長和町障がい児福祉計画」に沿って、障がい福祉施策を推進してまいりますので、町民の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、長和町障害者計画等策定委員をはじめ、本計画策定にご協力いただいた多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

長和町長 羽田 健一郎

# ◆長和町障がい者基本計画・長和町障がい福祉計画目次◆

## — 長和町障がい者基本計画（第2次） —

### はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定・点検及び評価体制	3
5 計画の進捗状況及び評価	4

### 第1章 計画の基本的方向

#### 障がい者を取り巻く状況

(1) 施策をめぐる国・県のこれまでの取り組み	12
(2) 町の役割及び課題	13

### 第2章 長和町の障がい者の状況

(1) 障がい者の推移 ほか	15
----------------	----

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	18
2 計画の基本的視点と施策体系	18

### 第4章 計画推進のための分野別施策

1 啓発・交流施策	20
2 生活支援施策	21
3 生活環境施策	25
4 権利擁護施策	28
5 社会参加施策	29
6 保健・医療施策	31
7 障がい児療育施策	33
8 総合的支援施策	35

— 長和町障がい福祉計画（第5期） —  
— 長和町障がい児福祉計画（第1期） —

<b>I</b>	<b>第5期長和町障がい福祉計画及び第1期長和町障がい児福祉計画の策定にあたって</b>	
1	長和町障がい福祉計画の目的・位置づけ	37
2	計画の期間	37
3	計画の策定体制	38
4	計画策定の経過	39
5	障害者総合支援法以外のサービスについて	40
<b>II</b>	<b>平成30年度からの数値目標（成果目標）</b>	
1	施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減	41
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
3	地域生活支援拠点等の整備	42
4	福祉施設から一般就労への移行	43
5	障がい児支援の提供体制の整備等	45
<b>IV</b>	<b>障がい福祉サービスの概要と見込み量（活動指標）</b>	
1	『訪問系』サービス	46
2	『日中活動系』サービス	48
3	『居住系』サービス	50
4	『相談支援』サービス	51
5	『障害児支援』サービス	52
<b>V</b>	<b>地域生活支援事業</b>	
1	地域生活支援事業とは	54
2	必須事業	54
3	任意事業	61
<b>VI</b>	<b>計画の推進体制</b>	64
	<b>付属資料</b>	
	アンケート結果	68
	障がい者等福祉施設一覧	95
	長和町障害者計画等策定委員会要綱	99
	長和町障害者計画等策定委員会委員名簿	100

# 長和町障がい者基本計画（第2次）



平成30年3月策定

長 和 町

## はじめに

### 1. 計画策定の趣旨

国や県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、それぞれ「障害者基本計画」「長野県障がい者プラン」が策定されています。

また、平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」を施行し、発達障がい者の支援の充実を推進するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を平成 30 年 4 月に施行し、障がい者の地域生活支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化への対応を推進することとしています。

長和町の障がい者福祉においても、「長和町障がい者基本計画」および「長和町障がい福祉計画」を策定し、多様化する障がい者の福祉の推進に努めてきました。

この計画は、現行の計画が平成 29 年度で最終年度を迎えることから計画の見直しを行い、町民の一人ひとりが、障がいの有無に関わらず、共生社会を目指すため、平成 30 年度から 35 年度までを新たな計画期間として、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを図る計画を策定するとともに、「長和町障がい福祉計画（第 5 期）」及び児童福祉法の改正により新たに策定を義務付けられた「長和町障がい児福祉計画（第 1 期）」についても一体的に策定し、障がい福祉施策の総合的、計画的かつ効率的な推進を図ります。



## 2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、長和町の上位計画である第2次長和町長期総合計画（※1）の町の将来像“健康で笑顔あふれる安心なまちづくり”を実現するための計画として位置づけます。

なお、障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係については次のとおりです。

障害者基本法第11条第3項（※2）に基づく「長和町障がい者基本計画」（長和町は30年3月策定）は障がい者施策全般の基本的な計画とし、障害者総合支援法第88条第1項（※3）に基づく「障がい福祉計画（第5期）」及び児童福祉法第33条の20（※4）に基づく「障がい児福祉計画（第1期）」（長和町は30年3月策定）は、障害者基本計画の中の生活支援施策についての実施計画的なもので、数値目標を掲げて策定をします。

### ※1 第2次長和町長期総合計画

総合計画は地方自治法の規定に基づき、町の将来の目標と施策の大綱を明らかにするとともに、これからのまちづくりにおける住民の共通目標や町政の基本的な施策方針を定め、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的として作成されたもので、まちづくりの根幹に位置するものです。

※健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）

障がい者が地域で安心・安全に暮らすためには、「生活の場」「就労の場」「社会参加の場」「相談の場」の充実が必要です。地域社会で安心して生活できるための福祉サービス等の整備・充実を一層図ります。

### ※2 障害者基本法第11条第3項

（障害者基本計画等）

第11条3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ※3 障害者総合支援法第88条第1項

（市町村障害福祉計画）

第88条1 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ※4 児童福祉法第33条の20

（市町村障害福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



### 3. 計画の期間

障がい者基本計画は平成 30 年度を初年度として、平成 35 年度までの 6 年間とします。

障がい者基本計画の見直しについては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期（3 年に 1 度）に合わせながら、実情を踏まえ必要な見直しを行います。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第 1 次長和町長期総合計画											第 2 次長和町長期総合計画						
第 1 次 障がい者基本計画											第 2 次 障がい者基本計画						
障がい福祉計画 第 1 期		障がい福祉計画 第 2 期		障がい福祉計画 第 3 期		障がい福祉計画 第 4 期		障がい福祉計画 第 5 期			障がい福祉計画 第 6 期						
											障がい児福祉計画 第 1 期		障がい児福祉計画 第 2 期				

### 4. 計画の策定・点検及び評価体制

この計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族などの当事者、障がい者団体の意見を反映させるために「長和町障害者計画等策定委員会」を設置し、関係者の意見を反映させ計画の策定に努め、策定された計画については、関係部局と連携し施策を進めるとともに、障害者自立支援協議会及び関係者等の意見を求めながら、本計画の点検・評価を行い計画の推進を行います。

5.計画の進捗状況及び評価

※『現状と問題点』、『施策と事業』等は第1次の障がい者基本計画の内容を基本として要約して掲載しています。なお、一部『害』を『がい』と標記しています。

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
<b>1 啓発・交流施策</b>			
<b>(1) 啓発広報活動の推進</b>			
1) 啓発広報活動の充実	“ノーマライゼーション”の理念については浸透してきているが、障がいの重度化・複雑化や障がい者を取り巻くさまざまな社会環境の変化により地域で安心して生活するための、障がいおよび障がい者についての理解、認識はまだ不十分であると思われます。	<b>1) 啓発広報活動の推進</b> ノーマライゼーションの理念に基づいた、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識の啓発のため「広報ながわ」や、その他の関係機関が発行する情報誌等あらゆる機会を活用しながら広報啓発活動の充実を図ります。 ○誰もが地域の一員としてあらゆる活動に参加できることが自然に自由に参加できるという考え方の啓発を行います。 ○障がいや障がいのある人の正しい理解の周知を図ります。	各種機会を通じて広報啓発活動（ポスター掲示、広報誌への掲載等）を図った。
2) 障がい者等への配慮		<b>2) 障がい者等への配慮</b> 障がい者やその家族に対し、自立した生活を送るために必要なサービス等が、必要な時に利用できるよう、各種制度の内容・利用方法等について周知を図ります。 ○「広報ながわ」「長和町のホームページ」等を利用しながら障がい者等が利用できる制度の周知を図ります。	福祉制度について、「広報ながわ」、町のホームページやリーフレットを作成し周知を図った。 今後も必要な情報については周知を図ります。
3) 「障害者」標記等について		<b>3) 「障害者」標記等について</b> 「障害者」という呼称・表記について、障がい者および関係団体等の意見を聞き、町では「害」を「がい」と標記することで統一したことを、「広報ながわ」等で住民周知を行うことで、障がいのある方への理解を深めます。	今後も「害」を「がい」と標記していくことと周知していくことで、障がいのある方への理解を深めます。
<b>(2) 障がい者を支える地域福祉活動の推進</b>			
1) 障がい者ボランティアの育成	障がい者等が地域で自立した生活を送るには、障がい者も含めた住民、各関係機関等、あらゆる人が役割を分担し協力していくことが必要です。このことから障がい者を支える地域福祉活動は重要であり、各種ボランティア活動が大きな役割を果たすと思います。 町内には、社会福祉協議会が主体で3つのボランティア団体が高齢者へのボランティアを中心に活動をしており、ボランティア自身の高齢化も課題です。 障がい者が目的に応じてボランティアを利用できるためには、障害者のニーズにあった質の高いボランティアとボランティア団体の育成が急務です。	<b>1) 障がい者ボランティアの育成</b> 障がい者等へのボランティア活動の充実を図るため、社会福祉協議会を中心に関係団体と連携し、ボランティアコーディネーターの養成と障がい者向けボランティア講座の開講・充実を図り、より多くの住民が積極的にボランティア活動に参加できる体制整備を図ります。 ○ボランティアコーディネーターの養成を支援します。 ○ボランティア講座の充実を支援します。	第1次の計画では、ボランティアコーディネーターの養成は出来ませんでした。しかし、地域福祉の推進にはボランティアの支援は重要です。第2次計画期間内にもボランティアコーディネーターの養成とボランティア育成については、社会福祉協議会と連携し、支援を図っていきます。
2) ボランティア活動の推進		<b>2) ボランティア活動の推進</b> 障がい者の自立支援のための福祉的ボランティア活動だけでなく、スポーツ、文化、芸術等の各種レクリエーション等の諸活動を支援するボランティアなど、幅広く行われているボランティア活動に対する支援を行うとともに、ボランティア活動への理解を促進します。	今後も、継続したボランティア活動に対する支援を行います。
3) ボランティア団体のネットワーク化		<b>3) ボランティア団体のネットワーク化</b> 町内のボランティア団体や障がい者団体の活動に関する情報を、効果的に障がい者等へ提供することができるよう、社会福祉協議会、各種団体が協力連携できるよう支援します。 ○ボランティア団体等が連携できるためのネットワークを構築します。	第1次の計画での町内ボランティア団体による連絡協議会を立ち上げは出来ませんでした。第2次計画期間内に社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の連携を構築します。

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果

2 生活支援施策

(1) 相談支援体制の充実			
1) 相談支援体制の充実	障がい者が自立した生活を送るためにサービス利用は不可欠ですが、自らの意思で各種サービスを選択し、利用することが困難な場合が今後もあると思います。自らサービスの選択と利用が容易にできるよう、情報提供、助言、指導等を含めた相談支援体制を整備する必要があります。	<b>1) 相談支援の体制の充実</b> 基幹相談支援センターの役割を明確にし、各相談機関（とらいあんぐる等）が連携し相談支援体制の充実を図ります。	基幹相談支援センター、相談支援事業所「とらいあんぐる」と町の三者が連携を取りながら相談支援事業の充実を図った。
2) 地域における相談支援体制の充実・強化		<b>2) 地域における相談支援体制の充実・強化</b> 相談支援事業所「とらいあんぐる」が地域の相談支援の拠点となり、町は相談支援体制の充実・強化のための連携を行っていきます。 ○定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。	相談支援事業所「とらいあんぐる」をはじめとする相談支援事業所が相談支援を行い、地域の相談支援体制の充実・強化の連携を行なった。 また、毎月実施しているネットワーク会議を通し、(社) 縦の木福祉会と町とで情報の共有化を図ることができた。
3) 相談支援のネットワーク化		<b>3) 相談支援のネットワーク化</b> 上小圏域自立支援協議会におけるネットワークの強化を図るとともに、適切なサービス提供に対する検証を行っていきます。 ○上小圏域障害者総合支援センターと地域の相談事業所との連携を図ります。 ○上小圏域障害者自立支援協議会におけるサービス利用計画の検証を行います。	上小圏域障害者総合支援センターを中心に地元の相談支援事業所、行政等と連携をしながら相談支援を行った。 また、上小圏域障害者自立支援協議会により、圏域における相談支援事業に対する評価を行い、公正な相談支援を提供できた。
(2) 福祉サービスの充実			
1) サービス提供体制の充実	各種福祉サービスは、利用者本位の考えに立ち個人の多様なニーズにこたえるため、在宅の障がい者が住み慣れた地域で、また、在宅生活が困難な重度障がい者が施設入所を利用して、安心して暮らすことができるよう、3障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要な時に必要とする質の高いサービスの確保は重要です。	<b>1) サービス提供体制の充実</b> サービス利用を希望する障がい者が、必要なときに必要なサービスを利用することができるよう、サービス提供事業所等関係機関と連携をとりサービス提供体制の充実を図ります。 ○長和町障がい福祉計画に沿った、サービス提供体制の充実を図ります。	障がい者等が必要とするサービスを利用できるよう、基本的考え方、目標及び確保すべきサービス量との方策を定めた障がい福祉計画に沿って、サービスの提供体制の充実を図った。
2) 地域移行のための施設整備の支援		<b>2) 地域移行のための施設整備の支援</b> 地域で自立した生活を継続するため、基盤となる「生活の場（GH等）」「社会参加の場」「相談できる場」の施設整備を支援します。 ○長和町障がい福祉計画に沿った、サービス提供体制の充実を図ります。	(社) 縦の木福祉会の協力により、現在町内4箇所のグループホーム等の整備がされ生活の場の確保が図られている。 利用者数 町内グループホーム 2人 町外グループホーム 5人
3) 経済的負担軽減の支援		<b>3) 経済的負担軽減の支援</b> 今後の給付事業に対する利用者軽減策については、法律改正や国の軽減策等の状況を見ながら必要に応じて軽減策を検討します。 ○利用者軽減策は法律改正や国の軽減策等の状況により必要に応じて検討をします。 ○地域生活支援事業については、町独自の軽減策を引き続き継続します。	自立支援給付では、障がいのある人が福祉サービスを利用した際に、行政が費用の一部を負担するものです。法律上は全体費用の「9割」を給付しますが、住民税が非課税の世帯であれば全額（10割）を給付しています。 地域生活支援事業は、町が主体となって実施するもので、大まかな枠組みは国から示されており、障がいのある方が地域で自立した生活を送るために必要な支援のうち、地域の特性に応じて実施するサービスを提供しています。

分野別施策		現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
分野別施策		現状と問題点	施策と事業	現状・実績・成果
分野別施策		現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
分野別施策		現状と問題点	施策と事業	現状・実績・成果
4) 障がい者への理解のための研修			<b>4) 障がい者への理解のための研修</b> 障がい者等が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障がいへの正しい理解が必要です。障がいに対する理解を深めるための啓発に努めます。 ○障がいの理解を深めるための「あいサポーター研修」を開催	「あいサポーター研修」の機会を図った。 H27 1回開催(5月) H29 2回開催(8月・9月)
5) ヘルプマークの普及			<b>5) ヘルプマークの普及</b> 「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。緊急連絡先や必要な支援内容などが書き込めるようになっており、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるときのもの、当町は30年2月より、普及開始します。	広報誌やポスターによる周知を行った。
(3) 就労支援の充実				
1) 障がい者雇用への理解と協力の啓発			<b>1) 障がい者雇用への理解と協力の啓発</b> 障がい者の就労機会拡大のため、就労関係者と連携を深め障がい者の就労を働きかけ、障がい者への理解を深めるための啓発に努めます。	上小地域障害者就業・生活支援センターSHAKEと連携し、障がい者の理解と就労機会拡大のため研修会・講演会等とおして啓発を行った。
2) 障がい者雇用の促進のためのネットワーク		就労は、障がい者の自立・社会参加のためには重要な柱であり、障がい者が能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、障がい者一人ひとりの特性を踏まえた就労支援の整備を図ることが求められています。障がい者の雇用促進には、さまざまな制度がありますが、障がい者が一般雇用の機会を得ることは、依然困難な状況にあり、障がい者の就労に対するさまざまな支援の充実が求められています。	<b>2) 障がい者雇用の促進のためのネットワーク</b> 就労関係機関との連携構築により、各種雇用・労働施策を活用した障がい者雇用の定着の促進を図ります。	就労を希望する障がい者の方に、上小地域障害者就業・生活支援センターSHAKEとの連携を図り、就労に必要な支援を検討実施し、就労及び定着に努めた。
3) 福祉的就労の充実			<b>3) 福祉的就労の充実</b> 一般就労が困難な障がい者は福祉的就労が、自立・社会参加の重要な柱です。町には「福祉企業センター」「ぶらっと」があり、安定した福祉的就労の場の確保ができるよう支援します。また、新しい福祉的就労の場についても検討を行います。 ○安定的な生産活動の確保の支援を行います。 ○事業所独自の生産品の積極的なPRによる利用販売の支援を行います。 ○町内の福祉的就労事業所の連携・協力体制を構築します。 ○新しい福祉的就労の場としての就労継続支援A型(雇用型)について検討を行います。	「福祉企業センター」「ぶらっと」を柱に、より安定した福祉的就労の場の確保ができるよう努めた。安定的な生産活動の確保として、障害者優先調達推進法に基づいて、町として町内事業所への作業を依頼した。 新しい福祉的就労の場の確保については、今後も検討課題となっている。 <b>【障害者優先調達推進法の調達実績】</b> H27年 1,029,007円 H28年 1,280,185円

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
<b>3 生活環境施策</b>			
<b>(1) 防災・災害時の支援体制の充実</b>			
1) 安心・安全の見守り支援体制の構築	災害発生直後は行政機関が機能しないという懸念があり地域の相互機能による支援が大きな力となります。障がい者を含む災害時要援護者等に対して災害時や日頃の見守り等支援体制の整備を行い、障がい者の地域生活の安心・安全の確保に努めます。	<b>1) 安心・安全の見守り支援体制の構築</b> 障がい者が地域で安心して暮らせるように、災害時等の緊急時に備えて要援護者の把握と、社会福祉協議会や各自治会等が連携・協力をし、日頃から障がい者等を含む要援護者を見守る住民支え合いの支援体制の構築を図ります。 ○災害時要援護者支援制度による要援護者の把握を行います。 ○地区毎の住民支え合いマップの作成支援を行います。	長和町災害時避難行動要支援者登録制度により、要配慮者・避難行動要支援者の把握を行い、関係機関に情報提供をしている（同意者のみ）。 また、見守りネットワーク事業を実施し、知的障がい者等が行方不明となった場合の支援体制を構築できた。
<b>(2) 住宅・建築物等の環境整備</b>			
1) 障がい者等に配慮した環境整備の啓発と促進	障がい者が地域で安心して生活するためには、公共施設をはじめ障がい者が利用する施設や自宅のバリアフリー化が不可欠であり、障がい者の社会参加の機会を促進するためにも必要です。 また、障がい者だけに限らず誰もが地域で安心・安全に生活できる町づくりの視点から、誰もが利用しやすい環境整備（ユニバーサルデザイン）を図ることが重要です。	<b>1) 障がい者等に配慮した環境整備の啓発と促進</b> 町全体が、障がい者に配慮した環境整備を整えるよう、また、誰もが安全・安心に利用できる環境整備についての啓発と促進に努めます。 ○新庁舎に当たっては、誰もが利用しやすい環境整備を図ることに努めます。	公共施設において、障がい者に配慮した環境整備を実施することで啓発を行った。 新庁舎においても、通路の点字ブロックや障がい者用トイレ等の環境整備を図った。
2) 公共施設等の環境整備		<b>2) 公共施設等の環境整備</b> 公共施設の建設（新築 改築）時には、障がい者だけでなく、誰もが使いやすい視点にたった設備を進め、既存施設についてはまだまだバリアフリー化が行われていない施設があるので、障がい者に配慮した施設環境を整えることに努めます。また、民間施設等へも障がい者に配慮した環境整備の啓発・促進に努めます。 ○新庁舎に当たっては、誰もが利用しやすい環境整備を図ることに努めます。	既存施設についてはまだまだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。新庁舎においては、バリアフリー化、オストメイト対応トイレの設置等誰もが使いやすい施設環境を整えた。また、今後も民間施設等へも障がい者に配慮した環境整備の啓発・促進に努めます。
3) 障がい者にやさしい住宅の環境整備		<b>3) 障がい者にやさしい住宅の環境整備</b> 障がい者が常時使用する居室等の環境整備を希望する障がい者に対しては、「長和町障害者にやさしい住宅改良促進事業」利用により、整備のために必要な費用の一部を補助し、日常生活の一部を自力で行えるようになることで、介護負担の軽減と障がい者が自宅での生活が継続できるよう支援します。 ○長和町障害者にやさしい住宅改良促進事業の周知	「住宅改良促進事業」や「日常生活用具給付事業」の利用により、介護負担の軽減と障がい者が自宅での生活が継続できるよう努めた。 制度について、広報誌等を利用し、周知していきたい。
<b>(3) 移動支援対策の充実</b>			
1) 福祉有償運送の充実	障がい者が日常生活の中で通院及び社会参加をするうえで、障がい者の移動支援等への対応については必要不可欠です。 現在、障がい者等がバス・タクシー等の公共交通機関を単独で利用できない場合の対応として、平成18年10月の道路運送法改正に伴い現在、町内外の福祉有償運送事業者所により福祉的利用に対応するためのサービスを実施しています。	<b>1) 福祉有償運送の充実</b> 社会参加の機会や利便性の向上を図るため、また、安全安心の福祉有償運送のための、福祉有償運送提供事業者に対する運営の適正化について、必要に応じ適切な指導、支援を行います。	福祉有償運送運営協議会の開催、運営により現在4事業所が障がい者等に対する福祉有償運送事業の実施を行っている。
2) 移動支援活用促進のための周知・啓発		<b>2) 移動支援活用促進のための周知・啓発</b> 障がい者等が外出時に利用できる各種外出支援サービスの利用のための、周知啓発を行います。 ○手帳所持者の割引制度の周知 ○障害者総合支援法における移動支援の周知 ※移動支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業等	福祉係関連施策資料を作成し、ホームページに掲載し周知を図った。また、手帳交付時に関係資料により周知を図った。サービス事業所からも、利用者への啓発を行っている。

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
<b>4 権利擁護施策</b>			
(1) 権利擁護のための施策の充実			
1) 障がい者に対する理解の啓発	<p>障がい福祉施策の飛躍的な充実により、福祉サービス利用については、利用者本人の自己による選択・決定を基本としています。しかし、障がい者の中には自己による判断能力が不十分な方々もあり、近年、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係わる事件・事故が頻発しています。また、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、自治体の責務が定められました。</p> <p>障がい者の地域移行や地域で安心して自立した生活の継続を図るため、障がい者の権利擁護に対する支援体制の充実が重要な課題です。</p>	<p><b>1) 障がい者に対する理解と啓発</b></p> <p>障がい者の人権尊重と権利擁護を図るため、地域住民への理解を深めるための啓発に努めます。</p>	<p>権利擁護に関連する施策等の実施と周知により、障がい者に対する理解を深めるための啓発を行った。</p> <p>障がい者虐待防止センター、差別相談窓口を開設している。</p>
(2) 権利擁護行使のための支援体制の充実			
1) 障がい者のための権利擁護支援体制の整備	<p>自己による判断能力が不十分な障がい者の基本的権利を守り、地域で安心して生活を継続するには、障がい者の権利擁護を推進するための支援体制の充実が不可欠であり、権利擁護行使のための支援体制の整備が必要です。</p>	<p><b>1) 障がい者のための権利擁護支援体制の整備</b></p> <p>判断能力が不十分な障がい者が、地域でさまざまな福祉サービスを適切に利用できるよう、判断の能力に応じて利用できる制度の啓発と活用を関係機関と連携を図ります。</p> <p>○障がい者の権利擁護を専門的に支援する「権利擁護センター」の設置・運営を圏域の市町村と協働で行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業制度の啓発と利用支援を行います。</p> <p>○成年後見制度利用のための町長申立による成年後見制度に必要な利用支援を行います。</p> <p>○経済的困窮者が成年後見制度を利用できるよう助成を行います。</p>	<p>社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業制度が利用できる体制が図られている。</p> <p>成年後見制度が必要な障がい者及び、経済的困窮者が適切に利用できるよう成年後見制度に関する要綱を制定し、支援体制を整えており、町長申立による利用支援を行った。</p> <p>上小圏域において「権利擁護委員会」を設置し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）の研修、案件の検証を行った。</p>
2) 障がい者虐待の防止に対する支援		<p><b>2) 障がい者への虐待に対する支援</b></p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立により、障がい者虐待に対する町の責務が定められたことから、障がい者に対するあらゆる虐待の早期発見や適切な保護、虐待防止に関する住民への啓発活動について、長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センター等、関係機関との連携による支援の充実を図ります。</p> <p>○障がい者の虐待防止についての啓発を図ります。</p> <p>○長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センターと連携を図ります。</p>	<p>毎年、長和町虐待防止連絡協議会を開催し虐待対策に対する対応・支援を検討し、広報・ホームページ等で障がい者虐待相談窓口及び虐待予防と長和町虐待防止連絡協議会の役割等を住民に周知を行った。</p>

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
<b>5 社会参加施策</b>			
(1) 社会参加の促進			
1) 社会参加の促進のための施策の充実	障がい者が特別な存在ではなく、一人の地域住民として尊重され、障がい者本人が自分らしい生活を選択・決定することができ、あらゆる場面で障がい者が社会参加の機会が得られるよう、地域住民の理解を深め障がい者の社会参加が図られる施策の充実が必要です。	<b>1) 社会参加の促進のための施策の充実</b> 障がい者が特別な存在ではなく地域住民として尊重され、あらゆる場面で社会参加ができるよう、障がいや障がいのある人の正しい理解を深めるための啓発を行い、障がい者が地域等の社会参加が容易にできるためのサービス等の周知、啓発と充実に図ります。 ○利用できるサービス等の周知、啓発を行います。	障がい者等が利用できるサービスについて、福祉係関連施策資料を作成し、ホームページに掲載し周知を図った。
(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実			
1) スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進	障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは体力維持増進に、文化活動は障がい者本人の趣味として生活にうおいを持たせ教養を高めるものです。また、どちらも障がいのある人とない人とが交流し、お互いに理解を深めるに大きな役割を果たします。そして、障がい者自身が自己の存在を社会にアピールするのに有効なものなので、障がい者の活動の場として各種活動を支援することが必要です。	<b>1) スポーツ・文化活動等への参加促進</b> 障がい者がスポーツ・文化活動等への参加促進のための、地域で実施されている各種団体の活動状況等をはじめ、関係機関と連携をとりながら情報提供と、必要な支援を行ないます。	障がい者が参加できるスポーツ・文化活動情報提供を行い社会参加の機会を図った。 ・上小地区障がい者スポーツ大会 ・長野県障がい者スポーツ大会 ・夢・アートフェスタながの出品

分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
<b>6 保健・医療施策</b>			
(1) 障がいの発見のための早期の相談施策の充実			
1) 障がいの発見のための施策の充実	障がいの発生には様々な要因があり、障がいの発症時期も一人ひとりが全て異なり、生まれる前から高齢者となり生涯を閉じるまでさまざま、障がい程度も個々により全て異なります。よって、障がいに対する早期予防、早期発見、早期治療が重要であり、そして適切な対応が求められますので、障がい者等が安心して相談等ができる支援体制の確立が必要です。	<b>1) 障がいの早期予防・早期発見のための施策の充実</b> 障がいの各種要因になる疾病等の発生予防と早期発見のための、母子保健、成人保健、介護予防等の各種施策の充実をはかり、関係機関が連携をとりながら相談業務をはじめ各種事業を強化し、障がいの早期予防・早期発見に努めます。 ○妊婦や乳幼児に対する健康審査及び保健指導の充実を図ります。 ○子育て支援事業の充実を図ります。 ○関係機関との情報の共有化により精神疾患者の早期発見に努めます。 ○関係者及び関係機関に対して、勉強会や研修会を通してあらゆる障がいに対しての知識等を深めることによるスキルアップを行います。 ○医療費助成の継続を行います。	妊婦の健康管理の向上のため基本検診について助成を実施しています。 乳幼児健診(4, 7, 10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)において「気になる子」に対する相談の実施(心理発達相談委員)しています。 26年度11月より、子育て支援センターが立ち上がり、未就園児及びその親への支援を充実させています。 21年4月から高校卒業までの子どもと療育手帳B2所持者を(町単事業)、22年4月から、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を(県事業)福祉医療給付事業対象者として拡大し充実を図っています。 また、30年8月より、高校卒業までの子どもに対して医療費の窓口完全無料化を行うための準備を進めています。
2) 関係機関との情報の共有化		<b>2) 関係機関との情報の共有化</b> 障がい者施策に係わるあらゆる機関との連携の強化を図り情報の共有化により、障がい者への早期対応に努め適切な支援を図ります。 ○定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。	関係者によるネットワーク会議で情報の共有化を図っています。実績 毎月1回実施 上小圏域障害者支援センター等の関係者による個別ケース会議を開催し早期対応を図った。
(2) 精神保健施策の充実			
1) 精神障がい者への正しい知識の普及、啓発		<b>1) 精神障がい者への正しい知識の普及と啓発</b> 精神障がい者に対する正しい知識の普及および啓発のため、医療機関・保健所・担当係の連携を図り、正しい知識の普及と啓発を行います。 ○広報誌等を活用し精神障がい者への正しい知識の普及を図ります。 ○精神障がい者への正しい理解のための研修会の周知および開催。	精神障がい者の早期発見、早期対応、重症化予防を目的に啓発に努めています。
2) 精神障がい者施策の充実と相談窓口の明確化	身体・知的障がいと比較して対応が遅れている精神障がい者への福祉サービス等の施策については、障害者総合支援法により、精神障がい者に対する福祉サービス等の充実が図られるようにはなっていますが、精神障がい者への理解不足や、サービス提供事業者のサービス提供体制については、まだ十分でない現状があります。	<b>2) 精神障がい者施策の充実と相談窓口の明確化</b> 障害者総合支援法により3障がい種別に関係なく、福祉サービスを利用できるようになってはいますが、他の障がいと比較してサービス利用が進んでいない状況から、上小圏域総合支援センターを中心に町の相談支援事業所「とらいあんぐる」等と連携をしながら、精神障がい者およびその家族が利用しやすい、相談支援体制やサービスの充実を図ります。 ○地域における精神障がい者への相談窓口の充実を図ります。	他の障がいと比べると、サービス利用は進んでいないが、事業所のサービス内容の充実もあり、利用者は増えています。 関係者で相談者の支援会議を開催し、支援者を増やし、地域で障がい者を支援していく体制づくりに努めています。
3) 自殺予防相談窓口の啓発と相談支援体制の充実		<b>3) 自殺予防相談窓口の啓発と相談支援体制の充実</b> 日本の自殺による死亡者は2万人を越えており、国も県も自殺予防対策に取り組んでいます。自殺による死亡者のうち9割の方が心の病を持っていると言われていています。 うつ病の早期発見・早期治療、そして、周囲の人達が変化に気づき専門機関につなげることが自殺予防につながります。そのための相談支援体制の充実を図ります。 ○地域における相談窓口の啓発、相談支援体制、医療機関との連携を図ります。	25年8月より、長和町庁内自殺予防対策委員会の立ち上げ、保健福祉事務所や消防署、病院、地域の団体などの関係者による自殺予防対策の取組みを行っている。



分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果
分野別施策	現状と問題点	施策と事業	進捗及び評価
			現状・実績・成果

**7 障がい児療育施策**

(1) 障がい児療育体制の充実			
1) 障がい児支援体制の構築と充実	障がい児に対する適切な相談・療育は、早い段階での対応が必要で中途障がいによる発症に対する対応は特に重要です。 現在、1歳6ヶ月・3歳児健診等各種保健指導で課題をクリアできなかった等の気になる子が、なかなか児童相談につながらない状況にあるため、関係機関との連携を強化していきます。	<b>1) 障がい児支援体制の構築と充実</b> 気になる子どもへの相談支援体制・療育支援体制を構築します。 各種事業により、障がいの早期発見に努め、障がいを持った子ども・保護者に対して保育園・教育委員会・学校・上小圏域総合支援センター・行政等が連携を強化するための、支援体制を構築し、情報の共有化をはかり、継続した支援ができるようにします。 また、相談支援の充実のため関係者の勉強会や研修会への参加を積極的に行い、障がいに関する知識、相談手法および障がい児への対応方法について知識を深めスキルアップを行います。 ○障がい児担当保育士の連携による圏域支援体制の強化 ○児童発達支援センターの設置の検討	研修会に積極的に参加し、職員のスキルアップに努めた。 気になる子どもの早期発見、早期対応に向け、相談支援体制、療育支援体制の構築に努めている。 関係者で情報を共有し、支援体制を整備するため、個別支援会議を実施し対応した。 上小圏域内には児童発達支援センターが2箇所設置されており、今後も既存事業所における充実、サービスの拡充を図っていく。
2) 発達障がい児専門職員の適正配置の促進		<b>2) 発達障がい児専門職員の適正配置の推進</b> 発達障がい児には統一したかかわりが大切になってくると、専門的な知識が必要になるため、研修を受けた専任の保育士等の適正配置が必要であるので、関係機関への要望を行います。 ○障がい担当保育士の育成研修の実施 ○保育士の発達に支援を必要とする子どもの保育に係る研修の実施	上田地域定住自立圏の取り組み（研修・講演会） 4市町村の連携により障がい担当保育士育成研修を行い、高い専門性を有する障がい担当者保育士を育成し、より充実した支援を行うことで、子どもの健全な成長を促進することができた。

**8 総合的支援施策**

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援			
1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援	支援が必要な障がい者やその家族が地域で安心して生活を送るには、専門性を持った各機関が協力・連携を深め、障がいの内容、性別、年齢に応じた総合的支援体制を構築する必要があります。総合的支援体制の確立・充実により、長和町の保健・医療・福祉の将来像である、『ひととして『耀き』つづけるやさしいぬくもりの郷』の実現につながります。	<b>1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援</b> 障がい者やその家族の抱える問題に迅速に対応するための、専門的各関係機関が協力・連携をとれるネットワーク化により、障がい者等に対して総合的支援を図ります。	障がい者基本計画および障がい福祉計画に沿った障がい福祉施策の実施により障がい者等への総合的支援を実施しています。

## 第1章 計画の基本的方向

### 障がい者を取り巻く状況

#### (1) 施策をめぐる国・県のこれまでの取り組み

##### (国における主な取り組み)

国における障がい者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、昭和45年に制定された心身障害者対策基本法に端を発することとなります。

平成5年、同法は障害者基本法に改正され、平成16年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定され、平成18年4月、障がいの種別（身体・知的・精神）で分かれていた制度を一元化するとともに障がいのある人の地域生活と就労などを目的とする障害者自立支援法が施行されました。

平成23年の改正では、第1条に、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、規定されました。

平成24年10月、障がいのある人に対する虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減などを定めた障害者虐待防止法が施行され、平成25年4月、障害者自立支援法は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした障害者総合支援法として改正されました。

平成25年には、「障害者基本計画(第3次)」が策定され、平成29年度までの各分野に共通する横断的視点として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の取り組みが示されました。

また、平成29年度には新たに「障害者基本計画(第4次)」が策定され、平成30年度から平成34年度までの5カ年に講ずべき障がい者施策の基本的な方向が定められ、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック(2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会)において、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

## (県における主な取り組み)

県においては、平成 14 年 3 月に「長野県障害者プラン」(計画期間：平成 14 年度～23 年度)を策定しました。このプランは障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、障がい者の総合的な相談支援体制の整備や施設から地域への生活移行を積極的に進め、一定の成果を上げてきました。

平成 24 年度からは、新たな計画「長野県障害者プラン 2012」を策定し、本県の障がい者を取り巻く現状と課題や環境の変化を踏まえつつ、具体的推進方策、達成すべき障がい・保健・福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

県の障がい者施策の向上に関するものであり、県が取り組む施策だけでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場で自主的、積極的な活動を行うための指針となることを期待するものです。

また、設定した目標に関しては、国の支援や県民、サービス事業者の理解と協力を得ながら、市町村と連携し、その達成を目指しています。

## (2) 町の役割及び課題

### ○障がいへの理解の促進・ニーズに対応するサービス利用

全ての国民が、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、お互いに理解が必要であり、障がいに対する意識啓発、正しい理解が必要です。

また、障がい者の種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、町は多様化・複雑化する障がい者のニーズに対応するための障がい福祉サービス、相談支援等の基盤整備などを整えていくうえで長和町の役割は重要です。

### ○高齢化による地域共生社会

町の高齢化は切実な問題です。身体・知的・精神の障がい手帳の所持者のうち、平成 28 年度末の状況から、65 歳以上の人の割合が 67%を越えています(609 人中 411 人)。

障がいの特性や年齢など、個々に応じた「生活の場」「社会参加の場」「相談の場」など地域で暮らすための支援の充実、医療・介護等の連携が重要です。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域づくりである地域共生社会を目指していく必要があります。

### ○施設入所利用者の地域移行

長野県は施設入所利用者の地域移行を進めてきました。民間入所施設も同様の取組みがされており、町においても、障がい者の地域移行を推進する観点から、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、適切な役割分担の下、基盤整備・充実を進めています。

## ○社会で暮らしていく理解の促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人となない人が、お互いに障がいの有無にとらわれることなく、社会で暮らしていくことが日常となるように理解促進に努めます。また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がいなど、より一層の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図っていきます。

## ○障がい者の権利擁護

社会福祉の大きな改革が進んでいる中、福祉サービスの利用は自己による選択・決定を基本としております。しかし、障がい者の中には判断能力が不十分な方々もおり、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係る事件・事故の発生がみられることや、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行等、障がい者の権利擁護に対する体制整備が求められています。

## ○障がい児支援の体制整備

障がいのある児童・生徒への支援について、早期の治療や指導訓練によって、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加に向けて必要な力を養い、個々の特性に応じた細やかな支援が必要です。

また、児童福祉法において、障がい児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障がい種別ごとに分かれていた給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設されています。しかしながら、放課後等デイサービスを行う事業所は上小圏域では不足しており、また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所も上小圏域では1箇所しかなく、サービスの充実を図るには検討が必要になっています。



## 第2章 長和町の障がい者の状況

(1) 障がい者の推移（手帳の所持者数）（数字は障害者統計 各年度 3月31日現在）

年度	人口	身体障がい者（児）		知的障がい者（児）		精神障がい者		合 計	
		人数（人）	率（%）	人数（人）	率（%）	人数（人）	率（%）	人数（人）	率（%）
23年度	6,902	463	6.7	69	1.0	32	0.5	564	8.2
24年度	6,867	456	6.6	75	1.1	33	0.5	564	8.2
25年度	6,757	446	6.6	76	1.1	34	0.5	556	8.2
26年度	6,637	448	6.8	79	1.2	38	0.6	565	8.5
27年度	6,443	435	6.8	77	1.2	44	0.7	556	8.6
28年度	6,314	496	7.9	63	1.0	50	0.8	609	9.6

(2) 障害程度区分認定状況（平成29年3月31日現在） 単位：人

区 分	一次判定者	1	2	3	4	5	6	計
身 体	3						4	7
知 的	17		3	2	2	5	8	37
精 神	10		7	1				18
難 病						1		1
計	30		10	3	2	6	12	63

(3-1) 年度別 身体障がい者（児）数 【身体障害者手帳交付者数】 単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
23年度	105	54	103	125	50	26	463
24年度	101	52	99	133	48	23	456
25年度	99	49	100	128	48	22	446
26年度	99	50	97	130	48	24	448
27年度	99	51	91	126	44	24	435
28年度	128	60	98	138	46	26	496

(3-2) 身体障害者手帳所持者の状況

①年齢別・性別・級別身体障がい者（児）数（平成29年3月31日現在） 単位：人

区 分	合 計								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～14歳	0	2	0	0	0	0	2	1	1
15～17歳	0	0	1	0	0	0	1	1	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～39歳	1	2	1	1	2	1	8	5	3
40～49歳	7	3	1	2	3	0	16	10	6
50～59歳	11	5	7	6	3	4	36	25	11
60～64歳	9	8	3	7	5	3	35	23	12
65～74歳	27	9	27	31	11	5	110	66	44
75歳～	73	31	58	91	22	13	288	115	173
計	128	60	98	138	46	26	496	246	250

②障がい種別 (平成29年3月31日現在)

単位：人

総数	障がい種別				
	視覚	聴覚	ろうあ者	肢体不自由	内部障がい
496	45	53	2	273	123

(4-1) 年度別 知的障がい者(児)数 【療育手帳交付者数】

単位：人

区分	A1 (重度)		A2 (中度)		B1 (中度)		B2 (軽度)		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
23年度	5	15	0	2	3	12	5	8	50
24年度	5	20	0	2	1	27	4	16	75
25年度	4	21	0	2	1	26	4	18	76
26年度	4	21	0	2	0	31	3	18	79
27年度	3	20	0	2	0	31	3	18	77
28年度	3	16	0	2	0	22	3	17	63

(4-2) 療育手帳所持者の状況

①年齢別・性別・級別知的障がい者(児)数 (平成29年3月31日現在)

単位：人

区分	合計						
	A1	A2	B1	B2	計	男	女
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0
6～14歳	2	0	0	2	4	2	2
15～17歳	1	0	0	1	2	1	1
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0
20～39歳	5	4	6	10	25	19	6
40～49歳	5	0	2	2	9	6	3
50～59歳	1	3	4	2	10	6	4
60～64歳	3	0	2	3	8	3	5
65～74歳	0	1	2	0	3	2	1
75歳～	2	0	0	0	2	0	2
計	19	8	16	20	63	41	22

(5-1) 年度別 精神障がい者(児)数 【精神保健福祉手帳交付者数】

単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
23年度	21	9	2	32
24年度	22	9	2	33
25年度	23	9	2	34
26年度	24	12	2	38
27年度	26	16	2	44
28年度	31	17	2	50

## (5-2) 精神保健福祉手帳所持者等の状況

①年齢別・性別・級別精神障がい者（児）数（平成29年3月31日現在）

単位：人

区 分	合 計					
	1 級	2 級	3 級	計	男	女
18～19 歳	0	0	0	0	0	0
20～39 歳	7	5	0	12	7	5
40～49 歳	6	3	1	10	7	3
50～59 歳	6	7	1	14	5	9
60～64 歳	5	1	0	6	4	2
65～74 歳	5	1	0	6	3	3
75 歳～	2	0	0	2	1	1
計	31	17	2	50	27	23

## (5-3) 自立支援医療（精神通院）対象者（児）数（平成29年3月31日現在）

単位：人

区 分	男	女	計
0～5 歳	0	0	0
6～14 歳	1	1	2
15～17 歳	0	0	0
18～19 歳	0	0	0
20～39 歳	8	8	16
40～49 歳	16	5	21
50～59 歳	10	13	23
60～64 歳	5	6	11
65～74 歳	6	12	18
75 歳～	3	2	5
計	49	47	96

## (6) 障がい者（児）別福祉サービス利用の状況

①サービス利用別状況（平成29年3月利用分）

単位：人

種 別	身 体	知 的	精 神	計
居宅介護（ホームヘルプ）	1	1	4	6
重度訪問介護	1			1
重度障害者等包括支援		1		1
短期入所	1		1	2
共同生活援助		7	2	9
療養介護	1			1
施設入所支援	1	7		8
生活介護	4	11		15
就労移行支援			2	2
就労継続支援A型		1		1
就労継続支援B型		10	3	13
就労継続支援B型 （企業センター分）	3	7	8	18





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

最上位計画である「第2次長和町長期総合計画」においては、「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ輝く 美しの郷」を将来像として掲げています。平成21年度に策定した「長和町障がい者基本計画」においては、町民一人ひとりが地域でお互いに支えあい、助けあい、障がい者が主体的・自立的にそれぞれの役割と責任を果たし、安心・安全な生活を送ることができる「ひととして『耀き』続けるやさしいぬくもりの郷」を実現するための目指してきました。

「第2次長和町障がい者基本計画」においても、障がいのある人も無い人も、みんなが互いのことを大切にして、みんなで助け合い誰もが社会を構成する一員として、地域で暮らすため「ノーマライゼーション」(※1)と「リハビリテーション」(※2)の理念のもとに、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活が送れることを基本理念とします。

#### ※1 ノーマライゼーション

障がいがあっても、なくても、誰でも社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが、普通であるという考え方。

#### ※2 リハビリテーション

障がい者の生活の質を最大限に高め、その人らしく生きる権利の回復を図るために、医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組み合わせ、かつ相互に調整して用いられる実際の援助、あるいはそうした理念。

### 2 計画の基本的視点と施策体系

長和町障がい基本計画(第1次)及び国の障害者基本計画(第4次)を基に、4つの「基本的視点」、8つの「施策体系」と「重点施策」を示します。

#### ◎基本的視点

##### (1) 自立生活への支援

障がい者が、生まれ、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、必要な相談支援体制、保健・福祉・就労サービス等の基盤整備と充実を図りながら、障がいがあっても自立した地域生活ができる環境を整えます。

##### (2) 人権尊重と社会参加

障がいのあるなしにかかわらず、また障がい者が特別な存在としてではなく、誰もが社会の一員とした共生社会の実現に向け、様々な活動や地域の交流に積極的に参加できる社会環境を整えます。

##### (3) 保健・医療・福祉・教育

保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を深め、障がい要因の早期発見、早期予防に努め、障がいが発見された場合は、その障がい状況、ライフステージに応じた適切な専門的対応、障がい者施策の提供ができる支援体制の整備を整えます。

#### (4) 総合的支援施策

障害者総合支援法の施行により、障がいのある子どもから大人を対象に、必要と認められた福祉サービスや福祉用具の給付や支援を受けることができるため、ニーズの多様化への対応が求められています。また、平成30年からの改正では、「生活」と「就労」に対する支援のより一層の充実や、既存のサービスをより充実させ、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応が求められます。関係機関の連携を深め、総合的に障がい者施策を進めます。

### 長和町障がい者基本計画施策体系



## 第4章 計画推進のための分野別施策

### 1 啓発・交流施策

- 重点施策 (1) 広報啓発活動の推進  
(2) 障がい者を支える地域福祉活動の推進

#### (1) 広報啓発活動の推進

##### ○現状と問題点

障がいがあっても、なくても、誰でも社会、地域の一員としてあらゆる活動に参加できることが、普通であるというノーマライゼーションの理念については浸透してきています。

しかし、障がいの重度化・重複化や障がい者を取り巻くさまざまな社会環境の変化により地域で安心して生活するための障がいについての理解、認識はまだ不十分であると思われます。

今後も、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいや障がいのある人を正しく理解することが不可欠であり、理念についての広報啓発活動の充実を図ります。

##### ◆アンケート調査より（平成29年11月実施）

問17：あなたは障がいがあることで、困ったり嫌な思いを経験したことがありますか。

（回答数：278）

回答項目	回答数（人）	割合（％）
はい	62	22.3
いいえ	187	67.3
無回答	29	10.4

困ったり嫌な思いを経験したことについては、「はい」22.3%、「いいえ」67.3%と回答があり、理解に対する広報啓発活動がまだまだであると考えられます。

##### ○施策と事業の展開

#### 1) 広報啓発活動の充実

心のバリアフリー化を目指し、障がいの有無に関わらず、誰もが同じ社会の一員として、積極的に社会参加できる環境づくりを推進していくためには、町民の正しい理解と協力を得ることが重要です。ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい及び障がい者に対する理解を促進するため、あらゆる機会を通じ、広報・啓発活動を推進していきます。

- ・障がいがあっても、なくても、誰でも社会、地域の一員としてあらゆる活動に参加できることが、普通であるという考え方の啓発を行います。
- ・障がいや障がいのある人の正しい理解の周知を図ります。

#### 2) 障がい者等への配慮

障がい者やその家族等に対し、自立して生活を送るために必要なサービス等が、必要な時に利用できるよう、各種制度の内容・利用方法等について周知を図ります。

- ・「広報ながわ」「町のホームページ」等を利用しながら障がい者等が利用できる制度の周知を図ります。

## (2) 障がい者を支える地域福祉活動の推進

### ○現状と問題点

障がいに関する理解を深めるためには、障がい者と地域住民との交流により、障がいを身近なものと感じることも重要です。障がい福祉サービス事業所における地域との交流活動を推進するとともに、関係機関やボランティア団体と連携し、地域や学校等における交流活動を推進します。

### ○施策と事業の展開

#### 1) 地域社会における交流活動の推進

障がい者と地域住民との交流を活発にするため、障がい関係の団体や事業所、社会福祉協議会等と連携しながら、様々な活動やイベント、行事等に気軽に参加できる体制づくりを行い、地域における交流活動を推進します。

#### 2) ボランティア活動の推進

障がい者の自立支援のための福祉的ボランティア活動だけでなく、スポーツ、文化、芸術等の各種レクリエーション等の諸活動を支援するボランティアなど、幅広く行われているボランティア活動に対する支援を行うとともに、ボランティア活動への理解を促進します。

#### 3) 障がい者ボランティアの育成

障がい者の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成に努めます。

- ・ボランティアコーディネーターの養成を支援します。

## 2 生活支援施策

- 重点施策
- (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 福祉サービスの充実
  - (3) 就労支援の充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### ○現状と問題点

障がい者がサービスを自ら選択し利用するうえで、障がいの程度、障がい者を取り巻く社会環境の変化により、自らの意思で各種サービスを選択し、利用することが困難な場合が今後もあると思います。

必要な情報が障がい者やその家族等に的確に伝わるよう、多様な提供手段や媒体、表現

方法を用いた情報提供・コミュニケーション手段の拡充に努めます。また、障がい者やその家族等からの多様な相談に、身近な場所に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。障がい者が自立した生活を送るためにサービス利用は不可欠です。

◆アンケート調査より（平成 29 年 11 月実施）

問 23：悩みごとの相談先はどこですか。（一部抜粋）（回答数：611）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
家族や親戚	221	36.2
病院や診療所	89	14.6
友人や知人	28	4.6
施設の職員	23	3.8
相談支援事所・相談員	18	2.9
教育機関	74	12.1
民生児童委員	50	8.2

問 29：障害者（児）支援施設以外で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。（一部抜粋）（回答数：510）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
2. 困ったときに相談できる人がいる	121	23.7

問 23 から、「家族や親戚（36.2％）」、「病院や診療所（14.6％）」、「教育機関（12.1％）」等の割合が高く、自身に近い存在および地域において相談することが伺えます。反面、専門的相談員を配置した相談支援事所・相談員（2.9％）の利用割合は他と比較して低いことについては、周知が不足していることが伺え、問 29 でも、どのような支援があればよいかでは「困ったときに相談できる人がいる」ことが 23.7％おり、地域で暮らしていくには相談支援事業所・相談員の充実の必要性が伺えます。

○施策と事業の展開

1) 相談支援の体制の充実

現在、障がい者等に対する相談支援体制は、行政機関である「福祉係」、3 障がいの専門的相談員を配置し広域で運営している「上小圏域障害者総合支援センター」と、障がい者にとって身近な地域での相談支援体制の整備を目的として設置した、相談支援事業所「とらいあんぐる」の 3 箇所により相談支援体制を構築しております。

相談支援事業における相談支援専門員の養成と資質向上を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等と連携し、障がい者が身近な生活の場において気軽に相談できる体制の充実に努めます。

- ・ 定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。（障がい福祉ネットワーク会議）
- ・ 相談支援専門員の資質向上を図ります。

## 2) 相談支援のネットワーク化

相談支援のより効果的な利用のため、行政、相談支援事業所、障がい者当事者、支援団体、サービス提供事業者等の関係者による、上小圏域障害者自立支援協議会におけるネットワークの強化を図るとともに、適切なサービス提供に対しての検証を行っていきます。

- ・上小圏域障害者総合支援センターと地域の相談事業所（特定指定相談事業所等）との連携を図ります。
- ・上小圏域障害者自立支援協議会におけるサービス利用計画の検証を行います。

## (2) 福祉サービスの充実

### ○現状と問題点

ノーマライゼーションの理念に基づき、在宅の障がい者が住みなれた地域で、また、在宅生活が困難な重度障がい者が施設入所を利用しても、安心して暮らすためには、各種福祉サービスは、利用者本位の考えに立ち個人の多様なニーズにこたえるため、必要サービス量の確保、質の高いサービスを提供するための基盤整備が不可欠です。

障がい福祉サービス事業所や支援施設等と連携し、相互に情報の共有を図りながら、サービス向上に向けた情報提供や業務の調整等を行い、ハード・ソフト両面からの支援の充実に努めます。

### ◆アンケート調査より（平成 29 年 11 月実施）

問 31：あなたはサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

回答者数（人）	サービス利用（希望）人数（人）	利用割合（％）
85	51	60.0

問 32：あなたはサービス（地域生活支援）を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

回答者数（人）	サービス利用（希望）人数（人）	利用割合（％）
85	34	40.0

アンケートから、サービス利用について今後継続して利用したいと考えていることがわかります。

### ○施策と事業の展開

#### 1) サービス提供体制の充実

サービス利用を希望する障がい者が、必要なときに必要なサービスを利用することができるよう、サービス提供事業所等の関係機関と連携をとりサービス提供体制の充実を図ります。

- ・長和町障がい福祉計画に沿った、サービス提供体制の充実を図ります。

#### 2) 地域移行のための施設整備の支援

長期入院者や施設入所者の地域移行の推進や、住み慣れた地域で生活している障がい者

が、障がいの重度化や家庭環境等の変化があったとしても、地域で自立した生活を継続するための、生活の基盤となる「生活の場（グループホーム等）」「社会参加の場」「相談できる場」の施設整備を支援します。

- ・長和町障がい福祉計画に沿った、サービス提供体制の充実を図ります。
- ・「生活の場」「社会参加の場」「相談できる場」等必要な整備を図ります。

### (3) 就労支援の充実

#### ○現状と問題点

障がい者の雇用・就労は、経済的な自立の手段であるとともに、社会参加による生きがいづくりにもつながり、生活の質の向上を図る上では重要なものです。障がい者の雇用の促進においては、それぞれの障がい者の意思や能力に応じた就労支援が必要であり、特に福祉的就労から一般就労への移行においては、企業、教育機関、施設等の関係機関の連携・協力が不可欠となっています。

障がい者の生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の各事業を推進します。

#### ◆アンケート調査より（平成 29 年 11 月実施）

問 48：仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。  
（一部抜粋） （回答数：418）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
働くための支援の充実	28	6.7
職場に障がいに応じた設備の充実	26	6.2
職場の障がい者理解	40	9.6
職場に相談できる人がいる	36	8.6
通勤の手助け	21	5.0
在宅での職種	23	5.5
健康状態に合わせた働き方	56	13.4

「健康状態に合わせた働き方（13.4%）」、「職場の障がい者理解（9.6%）」、「職場に相談できる人がいる（8.6%）」となっており、特性に配慮したり、職場での理解や相談できる方等の支援の必要性が伺えます。

#### ○施策と事業の展開

##### 1) 障がい者雇用への理解と協力の啓発

障がい者の就労の機会の拡大のため、就労関係機関と連携を深め障がい者の就労を働きかけるとともに、障がい者への理解を深めるための啓発に努めます。

## 2) 障がい者雇用の促進のためのネットワーク

ハローワークや上小圏域障害者総合支援センター等就労関係機関との連携構築により、事業者に対して障がい者を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用制度や障がい者が働く場において、雇用の前後を通じ障がい者と事業所の双方を支援する職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業の活用を促進し、合理的な配慮のうえ障がい者雇用定着の促進を図ります。

## 3) 福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者の方々については、福祉的就労施設は障がい者の自立・社会参加には重要な柱となります。町内には福祉的就労を目的とした「長和町福祉企業センター」や、一般就労を希望する障がい者のための就労移行支援事業「ぶらっと」があり、今後も安定した福祉的就労の場の確保ができるよう支援します。また、新しい福祉的就労の場についても検討を行います。

- ・一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業等への雇用が見込まれる方に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を推進します。
- ・町内の福祉的就労事業所の連携・協力体制を構築します。
- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した後、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる就労定着支援を実施します。

## 3 生活環境施策

- 重点施策
- (1) 防災・災害時の支援体制の充実
  - (2) 住宅・建築物等の環境整備
  - (3) 移動支援対策の充実

### (1) 防災・災害時の支援体制の充実

#### ○現状と問題点

過去の災害等の状況から、災害発生直後は行政機関が機能しないという懸念があり地域の相互機能による支援が大きな力となります。障がい者を含む災害時要配慮者等に対して災害時や日頃の見守り等支援体制の整備を行い、障がい者の地域生活の安心・安全の確保に努めます。





◆アンケート調査より（平成 29 年 11 月実施）

問 52：地震や台風などの災害時に、あなたは一人で又は支援を受けながら安全に避難できる環境にありますか。（回答数 278）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
避難できる	125	45.0
避難できない	42	15.1
わからない	67	24.1
無回答	44	15.8

問 53：地震や台風などの災害時に、どのようなことが必要だと思いますか。（一部抜粋）  
（回答数：579）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
特性に配慮した災害情報の提供	77	13.3
避難時の介助者や支援者の確保	107	18.5
配慮した避難場所の確保	99	17.1
現場での介助者や支援者の確保	62	10.7
プライバシーを守る対策	62	10.7
医療施設や設備の確保	94	16.2

問 52 から、「避難できる」が 45.0%いましたが、それに伴って問 53 からは「避難時の介助者や支援者の確保（18.5%）」「現場での介助者や支援者の確保（10.7%）」とする結果があり、今後において介助者・支援者の確保を図る必要があります。

○施策と事業の展開

1) 安心・安全の見守り支援体制の構築

障がい者が地域で安心して暮らせるように、災害時等の緊急時に備えて要配慮者等の把握と、地域の自主防災組織（組織がない場合は行政区）や社会福祉協議会、消防等が連携・協力をし、日頃から障がい者等を含む要配慮者を見守る住民支え合いの支援体制の構築を図ります。

- ・災害時避難行動要支援者登録制度による要配慮者の把握を行い、関係機関へ情報提供をいたします（同意者のみ）。

(2) 住宅・建築物等の環境整備

○現状と問題点

障がい者が地域で安心して生活するためには、公共施設をはじめ障がい者が利用する施設や自宅のバリアフリー化が不可欠であり、バリアフリー化は障がい者の社会参加の機会を促進するためにも必要です。

また、障がい者だけに限らず誰もが地域で安心・安全に生活できる町づくりの視点から、

誰もが利用しやすい環境整備（ユニバーサルデザイン）を図ることが重要です。

## ○施策と事業の展開

### 1) 障がい者等に配慮した環境整備の啓発と促進

障がい者が地域の中で安心・安全に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、生活空間のバリアフリー化等ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを推進します。

### 2) 公共施設等の環境整備

公共施設の整備の際にはバリアフリー化を推進します。既存施設についてはまだまだバリアフリー化が行われていない施設があり、障がい者に配慮した施設環境を整えることに努めます。また、民間施設等へも障がい者に配慮した環境整備の啓発・促進に努めます。

### 3) 障がい者にやさしい住宅の環境整備

障がい者が常時使用する居室等の環境整備を希望する障がい者に対しては、「長和町障がい者にやさしい住宅改良促進事業」利用により、整備のために必要な費用の一部を補助し、日常生活の一部を自力で行えるようになることで、介護負担の軽減と障がい者が自宅で生活が継続できるよう支援します。

- ・長和町障がい者にやさしい住宅改良促進事業の周知

## (3) 移動支援対策の充実

### ○現状と問題点

障がい者が日常生活の中で通院及び社会参加をするうえで、障がい者に対する移動支援等は必要不可欠です。

現在、障がい者等がバス・タクシー等の公共交通機関を単独で利用できない場合の対応として、町内外の福祉有償運送事業者所により福祉的利用に対応するためのサービスを実施しています。

## ○施策と事業の展開

### 1) 福祉有償運送の充実

社会参加の機会や利便性の向上を図るため、福祉有償運送の周知と、安全安心の福祉有償運送のための福祉有償運送提供事業者に対する運営の適正化について、必要に応じ適切な指導、支援を行います。

### 2) 移動支援活用促進のための周知・啓発

障がい者等が外出時に利用できる各種外出支援サービスの利用の周知啓発を行います。

- ・手帳所持者の割引制度の周知
- ・福祉サービスにおける移動支援の周知（同行援護・移動支援事業等）

## 4 権利擁護施策

- 重点施策 (1) 権利擁護のための施策の充実
- (2) 権利擁護行使のための支援体制の充実

### (1) 権利擁護のための施策の充実

#### ○現状と問題点

現在、福祉サービス利用については、利用者本人の自己による選択・決定を基本としています。しかし、障がい者の中には自己による判断能力が不十分な方々もおり、近年、障がい者を巻き込んだ詐欺や虐待等、人権に係わる事件・事故が頻発しています。また、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月施行）の成立により、自治体の責務が定められました。

よって、障がい者の地域移行や地域で安心して自立した生活の継続を図るため、障がい者の権利擁護に対する支援体制の充実は重要な課題です。

#### ◆アンケート調査より（平成29年11月実施）

問19：障がいがあることで、困ったり嫌な思いを経験したことがありますか。「はい」を回答された方で、どのような時に感じましたか。（一部抜粋）（回答数：62）

回答項目	回答数（人）	割合（％）
障がいを理解がされていない	56	32.9
対応する設備等がない	19	11.2
偏見的な発言や態度	10	5.9
意向や希望が尊重されない	16	9.4
十分話しを聞いてもらえない	22	12.9
手助けがない、断られた	12	7.1
利用を断られた、条件付きだった	21	12.4

「障がいを理解がされていない（32.9％）」、「十分話しを聞いてもらえない（12.9％）」、「利用を断られた・条件付きだった（12.4％）」との回答があり、障がい者に対する理解について不十分であることが伺えます。

#### ○施策と事業の展開

##### 1) 障がい者に対する理解の啓発

障がい者の人権尊重と権利擁護を図るため、地域住民への理解を深めるための啓発に努めます。

### (2) 権利擁護行使のための支援体制の充実

#### ○現状と問題点

自己による判断能力が不十分な障がい者の基本的権利を守り、地域で安心して生活を継続

するには、障がい者の権利擁護を推進するための支援体制の充実が不可欠であり、権利擁護行使のための支援体制整備が必要です。

## ○施策と事業の展開

### 1) 障がい者のための権利擁護支援体制の整備

判断能力が不十分な障がい者が、地域でさまざまな福祉サービスを適切に利用できるよう、判断の能力に応じて利用できる制度の啓発と利用について関係機関と連携を図ります。

- ・障がい者の権利擁護の普及啓発活動
- ・成年後見制度の啓発
- ・成年後見制度利用のための町長申立による利用支援
- ・日常生活自立支援事業制度の啓発と利用支援を行います。

### 2) 障がい者への虐待に対する支援

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月施行）の成立により、障がい者虐待に対する町の責務が定められたことから、障がい者に対するあらゆる虐待の早期発見や適切な保護、虐待防止に関する住民への啓発活動について、長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センター等、関係機関との連携による支援の充実を図ります。

- ・障がい者の虐待防止についての啓発を図ります。
- ・長和町虐待防止連絡協議会、上小圏域成年後見支援センターと連携を図ります。

## 5 社会参加施策

重点施策 (1) 社会参加の促進

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

### (1) 社会参加の促進

#### ○現状と問題点

障がい者が特別な存在ではなく、一人の地域住民として尊重され、障がい者本人が自分らしい生活を選択・決定することができ、あらゆる場面で障がい者が社会参加の機会が得られるよう、地域住民の理解を深め障がい者の社会参加が図られる施策の充実が必要です。

◆アンケート調査より（平成 29 年 11 月施行）

問 49：この 1 年間に、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動をしましたか。

（一部抜粋）

（総回答数：392）

回 答 項 目	回答数（人）	割合（％）
コンサートや映画、スポーツの鑑賞等	45	11.5
スポーツ活動	25	6.4
芸術・文化活動	23	5.9
旅行	51	13.0
趣味のサークル活動	22	5.6
ボランティア活動や NPO 活動	20	5.1
活動したいと思うができない	40	10.2
活動したいと思わない	29	7.4

アンケートからさまざまな活動に参加したい希望が伺えますが、40 人の方（10.2%）が「活動したいと思うができない」と回答がありました。

○施策と事業の展開

1) 社会参加の促進のための施策の充実

障がい者が特別な存在ではなく地域住民として尊重され、あらゆる場面で社会参加ができるよう、障がいや障がいのある人の正しい理解を深めるための啓発を行い、障がい者が地域等の社会参加が容易にできるためのサービス等の周知、啓発と充実を図ります。

- ・障がいや障がいのある人への正しい理解の周知を図ります。
- ・利用できるサービス等の周知、啓発を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

○現状と問題点

障がい者にとってスポーツ・レクリエーションは体力維持増進に、文化活動は障がい者本人の趣味として生活にうおいを持たせ教養を高めるものです。

また、どちらも障がいのある人となない人とが交流し、お互いに理解を深めるのに大きな役割を果たします。そして、障がい者自身が自己の存在を社会にアピールするのに有効なものなので、障がい者の活動の場として各種活動を支援することが必要です。

○施策と事業の展開

1) スポーツ・文化活動等への参加促進

障がい者が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等の会場のバリアフリー化や人材確保、情報提供等の支援に努めるとともに、様々な機会を通して活動の成果を発表できる場の確保を図ります。

文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障がい者の自立と社会参加を促す

だけでなく、生活の質の向上につながるものです。また、スポーツ活動については、体力の向上、健康増進につながるという効果も期待できます。障がい者が地域の中で潤い豊かな生活を送ることができるよう、社会参加・生きがいをづくりの支援に努めます。

- ・各種スポーツ大会、文化活動等の情報周知や参加のための支援に努めます。

## 6 保健・医療施策

- 重点施策
- (1) 障がいの発見のための早期の相談施策の充実
  - (2) 精神保健施策の充実
  - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

### (1) 障がいの発見のための早期の相談施策の充実

#### ○現状と問題点

障がいの発生には様々な要因があり、障がいの発症時期も一人ひとりが全て異なり、障がいの早期発見・早期治療により重度化を防ぐことは、日常生活の質を保つ上で非常に重要です。このため、健康診査等の機会を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、安心して相談等ができる支援体制の確立が必要です。

#### ◆アンケート調査より（平成29年11月施行）

問22：現在、悩みごとはありますか。（一部抜粋）

（回答数：564）

回答項目	回答数（人）	割合（％）
健康や身体のこと	136	24.1
福祉・保健サービスのこと	31	5.5

将来の「健康や身体のこと」、「福祉・保健サービス」に対し、悩みがある方が約30%で、支援が必要であることが伺えます。

#### ○施策と事業の展開

##### 1) 障がいの早期予防・早期発見のための施策の充実

障がいの各種要因となる疾病等の発生予防と早期発見のための各種施策の充実を図り、関係機関が連携をとりながら相談業務をはじめ各種事業を強化し、障がいの早期予防・早期発見に努めます。

また、母子保健事業等と連携し、障がいの早期発見や早期療育・支援へつなげる体制の構築に努めます。

- ・妊婦や乳幼児に対する健康診断及び保健指導の充実を図ります。
- ・子育て支援事業の充実を図ります。
- ・関係機関との情報の共有化により精神疾患の早期発見に努めます。
- ・治療等による経済的負担の軽減に努めます。

## 2) 関係機関との情報の共有化

障がい者施策に係わるあらゆる機関（医療機関、相談支援事業者、保健所、町担当係等）との連携の強化を図り情報の共有化により、障がい者への早期対応に努め適切な支援を図ります。

- ・定期的なケース検討会を実施し連携を図ります。（障がい福祉ネットワーク会議）

## (2) 精神保健施策の充実

### ○現状と問題点

身体・知的障がいと比較して対応が遅れている精神障がい者への福祉サービス等の施策については、精神障がい者に対する福祉サービス等の充実が図られるようにはなっていますが、精神障がい者への理解不足や、サービス提供事業者のサービス提供体制については、まだ十分でない現状があります。

### ○施策と事業の展開

#### 1) 精神障がい者への正しい知識の普及、啓発

精神障がい者に対する正しい知識の普及および啓発のため、医療機関・相談支援事業者・保健所・担当係等の連携を図り、正しい知識の普及と啓発を行います。

- ・広報誌等を活用し精神障がい者への正しい知識の普及を図ります。

#### 2) 精神障がい者相談支援体制・施策の充実

障がいの種別に関係なく、福祉サービスを利用できるようにはなっていますが、他の障がいと比較してサービス利用が進んでいない状況から、上小圏域総合支援センターを中心に町の相談支援事業所「とらいあんぐる」等と連携をしながら、精神障がい者およびその家族が利用しやすい、相談支援体制やサービスの充実を図ります。

- ・地域における精神障がい者への相談支援体制の充実を図ります。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

#### 3) 自殺予防相談窓口の啓発と相談支援体制の充実

日本の自殺による死亡者は毎年2万人を越えており、それ以降も依然として高い水準の数字が続いています。国も県も自殺予防対策に取り組んでいます。自殺をする方の多くが、うつ病をはじめとした心の病を抱えていたと考えられます。

心の病の多くは、専門医療機関を受診することにより治療が可能で、早期発見・早期治療、そして周囲の人達の変化に気づき専門機関につなげることが自殺予防につながります。本人や家族だけで悩みを抱え込まないことが大切です。うつ病等、心の病に対する相談支援体制の充実を図ります。

- ・地域における相談窓口の周知、相談支援体制、医療機関との連携を図ります。

### (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

#### ○現状と問題点

全国的に、医療技術の進歩等を背景として、長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増えています。

このため、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、町は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備について、必要な措置を講じていきます。

#### ○施策と事業の展開

##### 1) 医療的ケアを要する障がい児（者）に対する支援のための関係機関との協議

医療的ケアを要する障がい児（者）の支援に関し、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図っていきます。

- ・圏域における「医的ケア児（者）支援検討委員会」の協議を進めます。

## 7 障がい児療育施策

### 重点施策 (1) 障がい児療育体制の充実

#### (1) 障がい児療育体制の充実

##### ○現状と問題点

障がい児に対する適切な相談・療育は、早い段階での対応が必要で、特に中途障がいによる発症に対する対応は特に重要です。1歳6ヶ月・3歳児健診等各種保健指導で課題をクリアできなかった等の気になる子が、なかなか児童相談につながらない状況にあるため、ライフステージに合わせて、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化していくとともに、横断的・一体的に取り組むことが求められています。

##### ○施策と事業の展開

##### 1) 障がい児支援体制の構築と充実

気になる子どもへの相談支援体制・療育支援体制を構築します。

各種事業により、障がいの早期発見に努め、障がいを持った子ども・保護者に対して保育園・教育委員会・学校・上小圏域障害者総合支援センター・行政等が、個々の状態や特性に応じた適正な支援が行えるよう、支援体制を構築し、情報の共有化を図り、就学支援等のさらなる充実に努めます。

また、障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等の長期休暇における居場所及び日中活動の場の確保を図るため、放課後等デイサービスや地域生活支援事業における日中一時支援事業の拡充を図ります。

- ・児童発達支援センターの活用等により療育支援の充実（圏域取組項目）
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（圏域取組項目）



## 2) 発達障がい児への療育の充実

---

発達障がいは、障がいがあるように見えないために、その困難さが周囲にはわかりづらく、本人の性格や成長過程の一場面などとして深く問題視されないなどの特徴があります。子ども自身や保護者が抱える課題や悩みについて、周囲から理解されないことにより社会生活に様々な困難を生じている状況があります。

支援をしていくにあたり、専門的な知識が必要になるため、保育士等への研修、必要に応じて関係機関による対応や専門的なアドバイスにより、サービスの充実向上に取り組んでいきます。

- ・ 児童発達支援センターの活用等により療育支援の充実（圏域取組項目）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（圏域取組項目）



## 8 総合的支援施策

重点施策 (1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援

### (1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援

#### ○現状と問題点

障がいのある子どもから大人まで、支援が必要な障がい者やその家族が地域で安心して生活を送るには、専門性を持った各機関や地域住民が協力・連携を深め、障がいの内容、性別、年齢に応じた総合的支援体制を構築する必要があります。

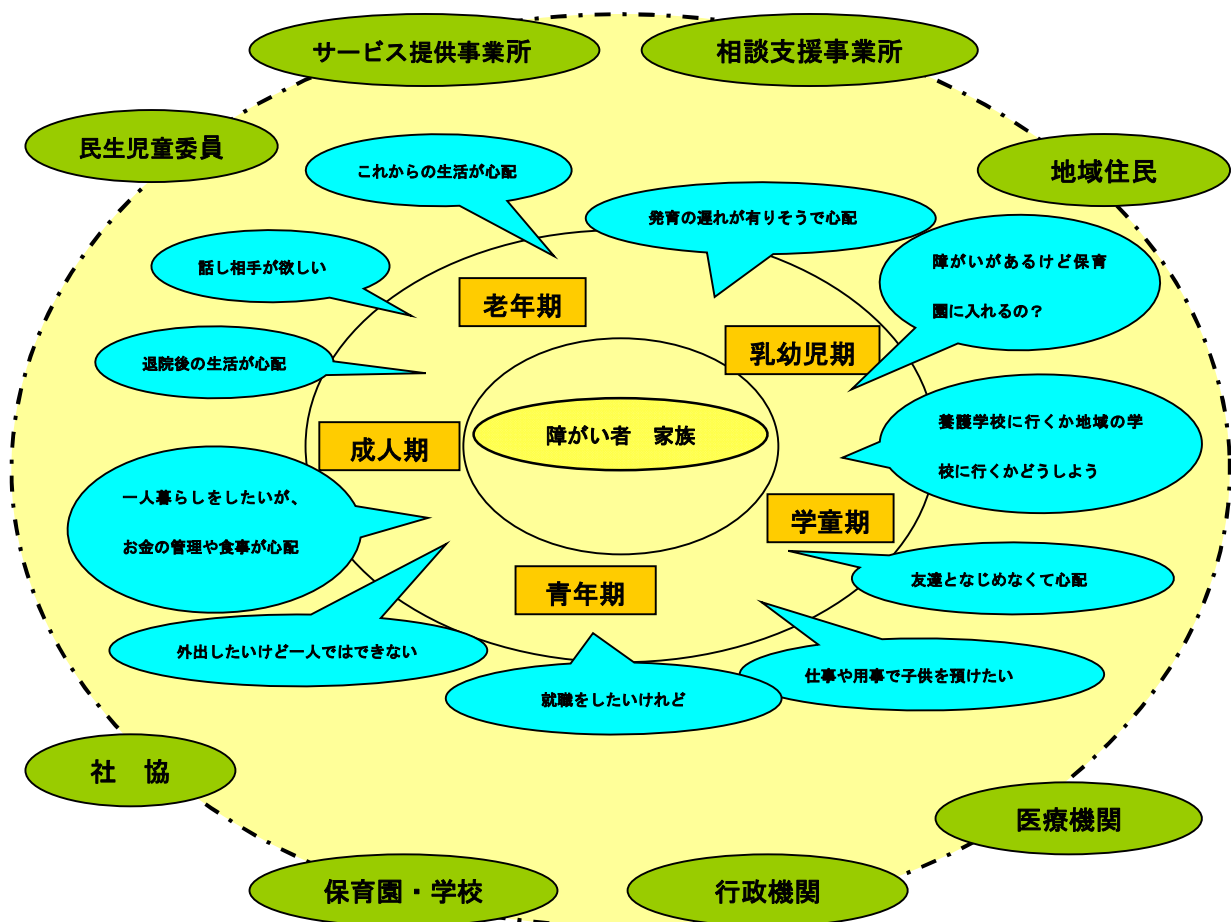
総合的支援体制の確立・充実により、長和町の基本施策である、『健康で笑顔あふれる安心なまちづくり』の実現につながります。

#### ○施策と事業の展開

##### 1) 保健・医療・福祉・教育の連携による総合的支援

障がい者やその家族の抱える問題に迅速に対応するための、専門的各関係機関が協力・連携をとれるネットワーク化により、障がい者等に対して総合的支援を図ります。

(総合的支援体制のネットワーク図)



長和町障がい福祉計画（第5期）

及び

長和町障がい児福祉計画（第1期）



平成30年3月

長 和 町

# I 第5期長和町障がい福祉計画及び第1期長和町障がい児福祉計画の 策定にあたって

## 1 計画の目的・位置づけ

障がい者施策において、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する主体であり、個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

この計画は、障害者総合支援法第88条1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものであり、基本的理念を踏まえて、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業及び障がい児通所支援等を提供するための基本的な考え方、目標値及びサービス見込み量・確保のための方策を、国・県の定める「基本理念」に即し定め、上位計画である「長和町長期総合計画」及び「長和町障がい者基本計画」を実現する計画として位置づけ、長和町の保健・医療・福祉・子育ての充実の基本施策である、『健康で笑顔あふれる安心なまちづくり』を目指し、第5期長和町障がい福祉計画と第1期長和町障がい児福祉計画を一体的に策定します。

### ※計画の基本理念

市町村及び都道府県は、障がい者の自立と社会参加を基本とする理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、計画を作成する。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

## 2 計画の期間

障がい福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、また、障がい児福祉計画についても同様とし、平成30～32年度までの3年間を計画期間とします。

この計画は、「第2次長和町障がい者基本計画」に関する実施計画となり、他の福祉関係計画との連携を図るものとします。

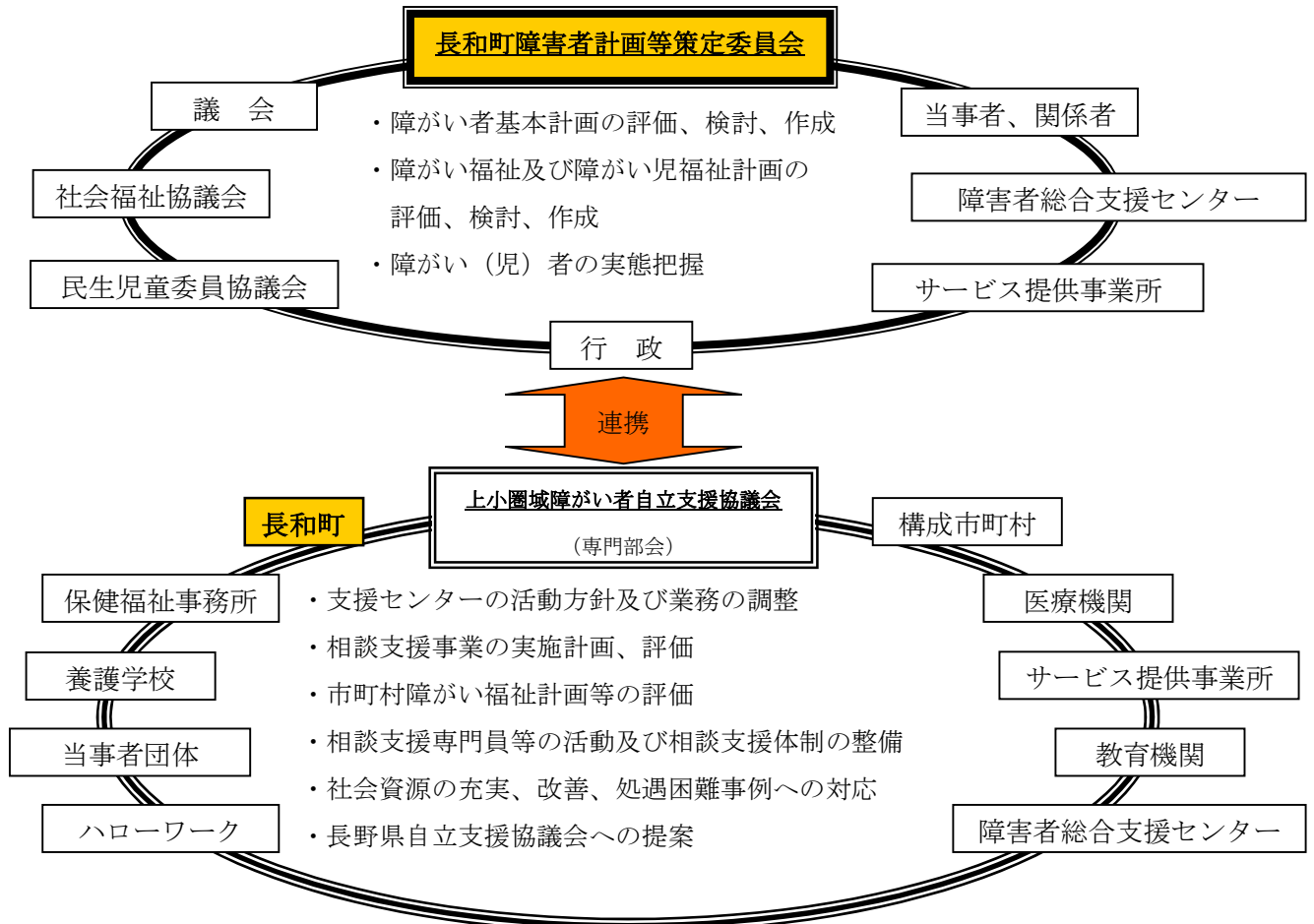
(長和町が作成した障がい者に関する計画)

計 画 名	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	H33～35
障がい者基本計画		第1次			第2次	
障がい福祉計画	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期目	6 期目
障がい児福祉計画					1 期目	2 期目

3 計画の策定体制

この福祉計画を策定するにあたり、基本指針を踏まえながら、各種障がい手帳をお持ちの方等を対象に、障がいを持つ方の生活状況や障がい福祉サービスの必要性等に対する実態把握等を行い、その結果等を計画に反映させ実効性の高い計画を策定するために、障がい者団体（当事者）や地域のサービス提供事業所を含む「長和町障害者計画等策定委員会」を設置し、アンケート調査等を実施し、広く意見を反映させながら作成を行いました。

また、上小圏域における広域としても必要な検討を行なうため、「上小圏域障害者自立支援協議会」に意見を求めながら、上小圏域の構成市町村と連携を図り「上小圏域プラン（圏域の現状、課題、重点施策、サービス提供体制の目標との方策等）」を作成し、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画にも反映をさせ計画の策定を行いました。



## 4 計画策定の経過

この計画の策定をするにあたって、策定経過をまとめました。

- 平成 29 年 8 月 21 日 第 5 期障がい福祉計画策定に係る上小圏域市町村・基幹相談支援センター会議
- 平成 29 年 9 月 7 日 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画（上小プラン）に向けた担当国会議
- 平成 29 年 9 月 27 日 上小圏域障がい者自立支援協議会 運営委員会開催
- 平成 29 年 10 月 16 日 第 1 回 障害者計画等策定委員会開催
- 平成 29 年 10 月 18 日  
～11 月 8 日 アンケート調査実施
- 平成 29 年 10 月 20 日 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画（上小プラン）に向けた担当国会議
- 平成 29 年 12 月 12 日 上小圏域障がい者自立支援協議会 運営委員会開催
- 平成 30 年 1 月 22 日 上小圏域障がい者自立支援協議会 運営委員会開催
- 平成 30 年 2 月 13 日 町内事業所との打ち合わせ
- 平成 30 年 2 月 15 日 第 2 回 障害者計画等策定委員会開催
- 平成 30 年 2 月 19 日～28 日 パブリックコメント
- 平成 30 年 3 月 20 日 第 3 回 障害者計画等策定委員会開催
- 平成 30 年 3 月 27 日 上小圏域障がい者自立支援協議会 本会開催
- 平成 30 年 3 月 31 日 障がい福祉計画（第 5 期）及び障がい児福祉計画（第 1 期）策定

## 5 障害者総合支援法以外のサービスについて

長和町がこれまで実施してきた障がい（児）者に対する各種事業の中で、障害者総合支援法の自立支援給付又は地域生活支援事業の体系に位置づけられていない、国・県・町の事業があります。これらの事業については、今後の障がい（児）者等を取り巻く社会状況の変化や法律の改正等を見ながら、必要な事業の見直しや新たな事業の制定等を検討します。

### 事業項目

- 福祉医療給付事業
- 障害（児）者等自立生活体験事業
- 心身障害児（者）タイムケア事業
- 腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助事業
- 心身障害者扶養共済掛金補助事業
- 障害者にやさしい住宅改良促進事業
- 障害者等余暇活動支援事業
- 障がい者施設通所費補助金事業
- 通所通園等推進事業
- 障害児通園施設利用児療育支援事業
- 介護手当支給事業（重度障がい者対象）
- 成年後見制度に基づく町長申立て事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 虐待防止地域協議会設置事業（専門委員会設置事業含む）
- 災害時避難行動要支援者登録制度事業
- 自立支援医療費（精神通院）長和町国民健康保険加入者窓口負担無料事業
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
- 精神デイケア事業
- 通園障がい児等施設訪問看護サービス事業
- 福祉有償運送サービス利用料補助事業
- 企業センター障害者等交通費補助金交付事業
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業
- 配食サービス事業
- 緊急通報システム設置事業
- 福祉輸送サービス事業



## II 平成 30 年度からの数値目標（成果目標）

### 1 施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減

○平成 32 年度末までに、平成 28 年度末における施設入所者の 9%以上が地域生活に移行することを目指すことを基本とし、これまでの実績を踏まえて数値目標を設定する。  
また、平成 28 年度末における施設入所者数の 2%以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定する。

#### ■施設入所者の地域生活への移行及び入所者数削減目標値

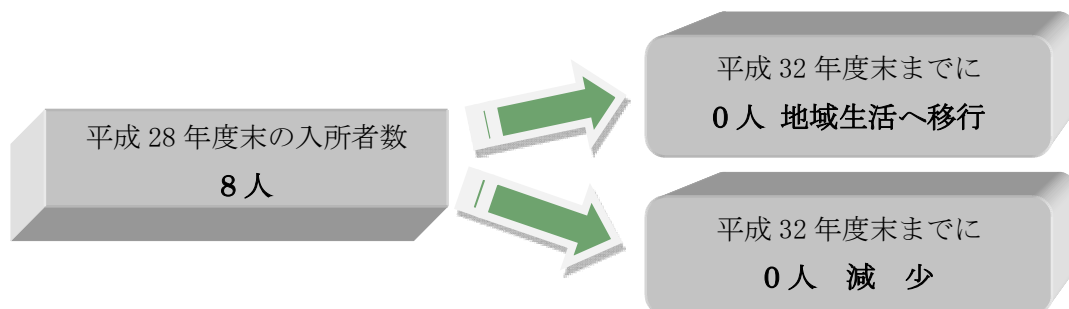
項目	数 値	備 考
施設入所支援	8 人	平成 28 年度末の施設入所支援支給決定者数
宿泊型自立訓練	0 人	平成 28 年度末の宿泊型自立訓練支給決定者数
計	8 人	平成 28 年度末の施設入所者数
地域生活移行者数 〔目標値〕	0 人 0.0%	平成 32 年度までにグループホーム等へ地域移行を予定する者の数
施設入所者削減数 〔目標値〕	0 人 0.0%	平成 32 年度までに施設入所者の削減を予定する者の数

#### ■施設入所者の地域生活への移行者数

	平成 27 年度(実績)	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ■施設入所者数削減数

	平成 27 年度(実績)	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人





### 【目標達成のための方針】

前回の計画で掲げた平成 29 年度末での目標値 2 人削減（10 人→8 人）は達成できましたが、施設入所者数は年々増加傾向にあります。

平成 32 年度までの地域生活移行者数・施設入所者削減数の目標値は、現在の利用者の状況を考えると厳しいと思われるため、ともに 0 人になっておりますが、福祉施設に入所されている方が安心して地域に戻って生活できるように、「生活の場」としてのグループホーム等の確保、「就労の場」「社会参加の場」としての就労・日中活動の場の確保と充実、アンケート結果にありました、「困った時に相談できる人がいる」としての「相談できる場」としての相談支援事業の充実などを図り、地域生活移行が出来る場合、地域生活に必要な支援を行います。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

新規

○平成 32 年度末までに地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を整備する。

### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組み。

### ■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域包括ケアシステムのあり方について検討	地域包括ケアシステム構築に向けた協議体制の検討	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

### 【目標達成のための方針】

平成 32 年度までの目標は、上小圏域・町ともに同様となっております。保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けて検討していきます。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備する。

### 地域生活支援拠点とは

障がい者等が安心して地域で生活できるよう、相談支援、一人暮らしやグループホームを体験する機会のある場、緊急時の受入れ・対応、医療的ケア・行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの 5 つの機能強化を図ることにより、一体的な支援を行う拠点のこと。上小圏域では「緊急ショートステイ事業」の運用が始まっています。

■地域生活支援拠点等の整備の目標値

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支援拠点等の運用	支援拠点等の充実	支援拠点の充実・強化

【目標達成のための方針】

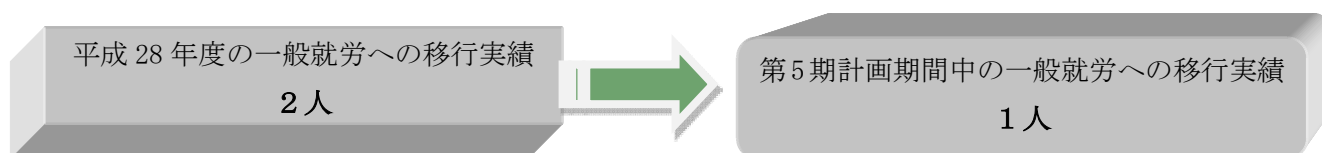
上小圏域では、平成 29 年度より運用開始。地域定着支援事業の促進、医療的ケアを要する障がい児（者）等に対応できる体制づくり等について、圏域や関係機関とともに取り組み、強化していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

- 平成 32 年度末の一般就労への移行実績が平成 28 年度実績の 1.5 倍以上となることを目指して数値目標を設定する。
- 平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数が平成 28 年度末の 2 割以上増加となることを目指して数値目標を設定する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合が平成 32 年度末までに 5 割以上となることを目指して数値目標を設定する。
- 一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 32 年度の職場定着率 80% を目指して数値目標を設定する。

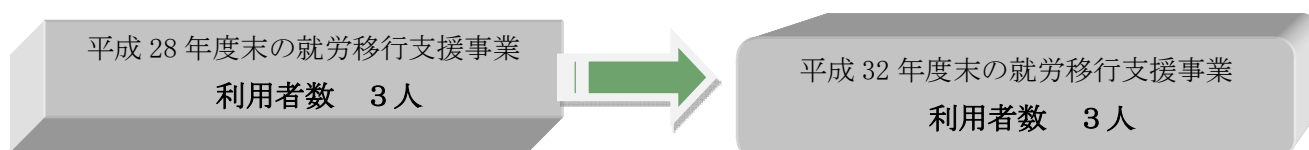
■福祉施設から一般就労への移行者数

平成 27 年度(実績)	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
0 人	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人



■就労移行支援事業利用者数（各年度末 1 か月の実利用者数）

平成 27 年度(実績)	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度(見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人



■就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

年度	就労移行支援事業所数(A)	就労移行事業所のうち 就労移行率が 3 割以上の事業所数(B)	割合(B/A)
平成 30 年度	1 箇所	0 箇所	0%
平成 31 年度	1 箇所	0 箇所	0%
平成 32 年度	1 箇所	1 箇所	100%

【目標達成のための方針】

○福祉施設から一般就労への移行者数について

平成 28 年度における一般就労への移行実績は 2 人、国の基本指針等で考えると目標値は 3 人となりますが、町の計画においては実績を考慮して 1 人といたしました。就労移行支援事業所やハローワークなど関係機関と連携しながら、企業における障がい者の雇用状況（法定雇用率）を把握し、一般就労が出来るように支援を行います。また、就職してもすぐに離職してしまうケースが多いので、就労定着支援事業の充実を図っていきます。

○就労移行支援事業利用者数について

平成 28 年度における就労移行支援事業の利用者数は 3 名でした。基本指針で考えると平成 32 年度までの目標値は 4 人となりますが、町の計画においては実績を考慮して 3 人といたしました。一般就労を希望する障がい者の方が 1 人でも就労へ結びつくよう、相談支援事業所や就労移行支援事業所と連携しながら対応します。

○就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

現在、町内には就労移行支援事業所が 1 箇所あります。今後も就労移行支援事業所、ハローワーク、障害者総合支援センター等と連携し、個別に就労支援を行うことで就労移行率 3 割以上の達成を目指します。

■就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率

年度	目標値
平成 30 年度	—
平成 31 年度	—
平成 32 年度	80%

【目標達成のための方針】

○福祉施設から一般就労への移行者数について

新たに創設される「就労定着支援」では、支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、32 年度までに職場定着率 80%を目指して、設定就労後も自立した生活が維持できるように、生活面の課題解決（生活リズム、体調管理など）に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備する。
- 平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

■児童発達支援センターの設置の目標値

平成30年度	平成31年度	平成32年度
圏域内に2箇所設置済の既存事務所におけるサービスの充実について検討。既存施設・施策の活用等により療育支援の充実を図る。		サービスの拡充について協議検討を重ねる。

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築の目標値

平成30年度	平成31年度	平成32年度
圏域内に2箇所設置済の既存事務所におけるサービスの充実について検討。療育コーディネーターや特別支援学級による教育相談等も並行活用していく。		サービスの拡充について協議検討を重ねる。

■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標値

平成30年度	平成31年度	平成32年度
圏域内に1箇所設置済の既存事務所におけるサービスの充実について検討。圏域児童発達支援センターでも個別対応してもらっているが、町内事業所にも対応をお願いしていく。		サービスの拡充について協議検討を重ねる。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標値

平成30年度
平成29年度から上小圏域障がい者自立支援協議会の「医的ケア児（者）支援検討委員会」において協議が始まりました。

【目標達成のための方針】

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制は、上小圏域単位で2箇所設置済みであり、今後のサービスの充実に向けて検討していきます。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についても、上小圏域単位で1箇所設置済みである。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成29年度より上小圏域障がい者自立支援協議会では「医的ケア児（者）支援検討委員会」が協議の場として確保されています。

### Ⅲ 障がい福祉サービスの概要と見込み量（活動指標）

長和町における平成 32 年度までの障がい福祉サービス見込み量については、平成 28 年度までの各年度の実績やアンケート結果などをもとに、平成 30 年度から平成 32 年度における障がい福祉サービス、相談支援サービス及び障がい児支援サービスごとの必要な見込み量を見込み、見込み量確保のための方策等をおりとしします。

#### 1 『訪問系』サービス

##### (1) 訪問系サービスの概要

在宅生活者、長期施設入所者や退院可能な障がい者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が出来るよう、必要な障がい福祉サービスを訪問等により提供します。

##### (2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。	区分 1 以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分 4 以上の方 ※他に要件あり
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、同行し、移動に必要な情報を提供します。	区分 2 以上の視覚障がい者の方 ※他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	区分 3 以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分 6 以上で意思疎通に著しい困難を有する方 ※他に要件あり

**(3) 訪問系サービス見込み量**

(1月当たり)

種 類	単位	第4期計画			第5期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間	70	63	72	65	68	71
	人	5	10	10	10	10	10
重度訪問介護	時間	21	22	21	22	22	22
	人	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	730	730	730	730	730	730
	人	1	1	1	1	1	1
訪問系サービス計	時間	821	815	823	817	820	823
	人	7	12	12	12	12	12

※時間：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

**(4) 訪問系サービス見込み量の考え方**

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、現在の利用者の今後の利用状況を見込んだ見込み量を設定しました。平成26年度から重度障害者等包括支援の利用者がおり、24時間365日の利用であるため、現状の利用時間数に大幅な変化はないと思われまます。

**(5) 訪問系サービスにおける見込み量確保のための方策**

障がい者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすために訪問系サービスは、重要なサービスと考えております。

アンケート結果では今後の利用を希望している方が少数であることから、今後の方策として、利用したい人が適切なサービスを利用できるように情報提供の周知徹底を図り、障がい種別に対応できるよう指定の事業所等と連携しサービス提供に努めます。

## 2 『日中活動系』サービス

### (1) 日中活動系サービスの概要

障がい者に施設等での適切な日中活動サービスを提供します。

### (2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上の方 (入所を伴う場合4以上) 50歳以上は区分2以上 (入所を伴う場合3以上)
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	一般企業での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間に制限あり
就労継続支援 (A型) (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型：65歳未満 B型：雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
(新) 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、課題解決に向けて必要な連絡調整等の支援を行います。	就労移行支援などを利用した後に一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。	区分6以上の方で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で区分5以上の方。
短期入所 (福祉型) (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	区分1以上の方

**(3) 日中活動系サービス見込み量**

(1月当たり)

種 類	単 位	第 4 期計画			第 5 期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護	人日分	338	324	335	340	357	375
	人	17	16	16	17	18	19
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	17	11	20	11	11	11
	人	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日分	75	54	67	180	180	180
	人	5	3	3	3	3	3
就労継続支援 (A型)	人日分	20	19	20	19	19	19
	人	1	1	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日分	489	569	597	625	656	689
	人	34	33	34	34	34	35
(新)就労定着支援	人	—	—	—	0	0	1
療養介護	人	1	1	1	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人日分	12	37	26	33	33	38
	人	2	3	3	2	2	3

※人日分：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

**(4) 日中活動系サービス見込み量の考え方**

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、また現在のサービス利用者の状況と養護学校等の卒業者を含む新たな利用者などを見込み、見込み量を設定しました。

**(5) 日中活動系サービスにおける見込み量確保のための方策**

住み慣れた地域での生活をする上では、障がい者の状況に応じた日中活動の場が必要となります。また、アンケート結果で今後の利用を希望している者が多数いることが分かりました。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業所の情報を提供していきます。

就労支援事業に関しては、障がい者の状況により、一般企業への就労や福祉的就労を利用することが出来るよう、就労移行支援事業所等の関係機関と連携を取りながら一般企業への働きかけや、福祉的就労の場としての就労継続支援事業所等の確保など、サービスの充実に努めます。

短期入所事業に関しては、地域での生活を継続するうえで重要なサービスです。身近な地域でサービスを利用できるよう、指定の事業所等と連携しサービス提供に努めます。



### 3 『居住系』サービス

#### (1) 居住系サービスの概要

地域生活が可能であるにもかかわらず親族等の支援を受けられない方や支援体制が不十分なため、入所・入院している障がい者又は親族等からの自立を目指す障がい者が安心して地域で暮らせる「生活の場」である居住場所を提供します。

#### (2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
(新) 自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者へ、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等適時のタイミングで支援を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や、相談・日常生活上の援助を行います。	区分1以上の方 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上)

#### (3) 居住系サービス見込み量

(1月あたり)

種 類	単 位	第4期計画			第5期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
(新)自立生活援助	人	—	—	—	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	9	9	9	9	9	9
施設入所支援	人	10	9	8	8	8	8

※人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

#### (4) 居住系サービス見込み量の考え方

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、サービス利用者の意向・施設入所利用者の地域生活移行数値目標などを勘案して、見込み量を設定しました。

#### (5) 居住系サービスにおける見込み量確保のための方策

##### ○自立生活援助について

新規サービスの平成32年度までの見込み量について、今後、地域生活への移行希望がないアンケート結果でしたが、地域に移行し生活することを考慮し、困ったときに相談できる体制づくりに努めます。

○共同生活援助について

平成 32 年度までのサービス見込み量確保のため、共同生活援助については、今後、利用希望者の状況を確認しながら整備が必要となる場合は、上小圏域との整合性を取りながら、町内に「生活の場」が確保できるように努めます。そのために、地域の障がい福祉サービス事業所との今以上の協力体制を構築します。

○施設入所支援について

施設入所支援については、障害者介護給付費等審査会を通じて決定する障害支援区分や、上小圏域で実施している入所連絡調整に基づく関係者の意見を踏まえて、必要な方が利用できるよう努めます。

## 4 『相談支援』サービス

### (1) 相談支援サービスの概要

地域で自分らしく安心して暮らすためには、自らの選択による計画的な障がい福祉サービスの利用が必要です。障がい者の希望に添ったサービス利用が行われるよう、相談支援専門員がサービス利用の調整、サービス等利用計画の作成を行います。サービス開始後は、定期的に計画内容を見直し、サービス内容や支給量等の調整を行います。また、福祉施設の入所者や単身の障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、地域移行支援、地域定着支援を行います。

### (2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。	障がい福祉サービス又は地域相談支援の障がい者
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者の地域移行のための活動に関する相談等の支援を行います。	福祉施設の入所者及び精神科病院等に入院中の精神障がい者
地域定着支援	単身の障がい者や同居家族からの支援を受けられない障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、相談等（緊急時連絡体制）の支援を行います。	居宅において単身や家族の支援を受けられない障がい者や地域生活への移行者

### (3) 相談支援見込み量

(1月あたり)

種 類	単 位	第 4 期 計 画			第 5 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援	人	6	6	7	7	7	8
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	1	4	3	4	5

※人：年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの利用者数

#### (4) 相談支援見込み量の考え方

計画相談支援は、現在のサービス利用者、アンケート結果及び新規予定者を見込みました。

地域移行支援は、これまでの実績等を踏まえ、目標者数を見込みました。

地域定着支援は、地域生活支援拠点整備事業を見込み、今後の傾向により見込みました。

#### (5) 相談支援における見込み量確保のための方策

計画相談支援については、今後も定期的なモニタリングを行い、利用者の希望に添ったサービス提供が行えるよう関係機関と連携をしながら支援を行います。

地域移行支援及び地域定着支援については、入所者等の地域移行・地域定着の目標数を達成できるように、町内の相談支援事業所による相談支援が出来るよう関係機関と連携しながら体制整備を図ります。

## 5 『障がい児支援』サービス

### (1) 障がい児支援サービスの概要

障がいのある児童やその家族が地域で安心して暮らすために、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成やモニタリングにより障害児支援サービスを提供します。

### (2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	未就学の障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由児
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	就学中の障がい児
保育所等訪問支援	障がい児保育への知識等ある者が障がい児が通園している保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所等へ通園している未就学の障がい児
(新)居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスを行います。	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児
児童入所支援 (福祉型、医療型)	18歳未満の障がい児が入所し、障がいの特性に応じた支援の提供を行います。	18歳未満の障がい児

障がい児相談支援	障がい児支援サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。	障がい児支援サービスを利用する障がい児
(新)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	コーディネーターは医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っており、市町村または圏域で配置します。	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等

### (3) 障がい児支援サービス見込み量

(1月当たり)

種 類	単 位	第4期計画			第5期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日分	0	0	0	0	18	18
	人	0	0	0	0	1	1
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	0	0	16	18	38	38
	人	0	0	1	1	2	2
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	2	2	2
	人	0	0	0	1	1	1
(新)居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	—	—	0	0	0
	人	—	—	—	0	0	0
児童入所支援(福祉型、医療型)	人	1	1	1	0	0	0
障がい児相談支援	人	1	1	1	1	1	2
(新)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	—	—	—	0	0	0

※人日分：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

### (4) 障がい児支援の考え方

アンケートでは回答が得られませんでした。実績を踏まえ見込み量を設定しました。

## (5) 障がい児支援における見込み量確保のための方策

障がいのある児童やその家族への子育て支援等に対して希望に添えるよう、児童発達支援センター等における地域支援の推進、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築する必要があります。

児童への療育は将来の社会生活において非常に重要です。利用したい児童がしっかりと利用できるように事業所と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

放課後等デイサービスについては地域の障がい児支援に必要な事業です。平成 32 年度から町内でもサービスが提供できるよう体制整備を図っていきます。

医療型児童発達支援、福祉型・医療型児童入所支援については、利用するニーズを把握し、情報提供・利用促進に努めます。

障害児相談支援については、今後もサービス等利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、サービス等利用計画及び定期的なモニタリングを行います。

## IV 地域生活支援事業

### 1 地域生活支援事業とは

地域生活支援事業について、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた「長和町地域生活支援事業」を実施しております。実施事業は、法令により必須とされている「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、町選択事業として「日中一時支援事業」「声の広報等発行事業」等を行っています。地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障がい者の自立と社会参加を両輪となって支援していくものです。町では今後もさまざまなニーズを踏まえ、必要なサービスを提供していきます。

平成 28 年度までの実績やアンケート結果を基に平成 30 年度から平成 32 年度における種類ごとの必要な見込み量を次のとおりとします。

### 2 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ①理解促進研修・啓発事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への働きかけを行い、共生社会への実現に向けた、障がい等の理解を深めるための研修・啓発に対する支援を行います。	市町村、福祉事業所、障がい者団体、NPO 法人等研修を行う者

②理解促進研修・啓発事業のサービス見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	有	有	有

③理解促進研修・啓発事業見込み量の考え方

平成28年度には差別解消法の啓発を全戸配布にて行いましたが、障がい者への理解や権利擁護等のためにも今後も啓発を行っていきます。

④理解促進研修・啓発事業見込み量確保のための方策

障がいに対する理解を進めるために、住民対象の研修や広報紙等を活用した啓発を行い、障がいについて理解することにより、差別や偏見を無くしていけるように努めます。

(2) 自発的活動支援事業

①自発的活動支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
自発的活動支援	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。	町に住所を有し、現に生活している障がい者等、その家族又は地域住民等

②自発的活動支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
自発的活動支援	実施の有無		有	有	有	有	有

③自発的活動支援事業見込み量の考え方

障がい者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報共有を行えるよう、今後も実施に向けて家族会等と連携を図りながら支援を行います。

④自発的活動支援事業見込み量確保のための方策

平成30年度からも障がい者協会や家族会等と連携を図っていきます。

### (3) 相談支援事業

#### ①相談支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	相談支援事業では、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）や、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等必要な支援を行います。 町の相談支援事業委託事業所においては、上小圏域障がい者自立支援協議会の運営も行います。	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者

#### ②相談支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業		実績		見込	見込		
①障がい者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

#### ③相談支援事業見込み量の考え方

障がい者の相談先としては、委託の相談支援事業の「上小圏域障がい者総合支援センター」と指定相談支援事業所の「とらいあんぐる」を位置づけています。

#### ④相談支援事業見込み量確保のための方策

長和町における相談支援事業は、上小圏域で共同設置し専門スタッフによる24時間ワンストップで各種相談に応じている「上小圏域障がい者総合支援センター」と、身近な地域での相談支援事業の「とらいあんぐる」の2箇所があります。それぞれの機能と特性を活かしながら、相談しやすく、また迅速に対応できるように努め、相談支援事業の充実・強化を図っています。

また、「上小圏域障がい者総合支援センター」を上小圏域の基幹型相談支援センターとして、より総合的な相談業務及び地域の相談支援事業の中核的な役割（地域の相談支援専門委員のスーパービジョンや人材育成、広域的な調整、自立支援協議会の運営、権利擁護、ネットワーク構築等）を担う相談支援事業所として位置づけました。今後も指定特定相談支援事業所等（サービス等利用計画作成事業所等）及び基幹型相談支援センターと連携を図り、サービスが必要な障がい者に対し必要な相談支援が提供できるよう努めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ①成年後見制度利用支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
成年後見制度利用支援事業	知的及び精神障がいにより判断能力が十分でない方で、身寄りがないなどで申立てを行うことが困難な場合に、町長申立てを行う際に要する経費や後見人等への報酬の全部または一部を助成します。	低所得の障がい児者等

##### ②成年後見制度利用支援事業のサービス見込み量 (1年あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	0	1	1	1

##### ③成年後見制度利用支援事業見込み量の考え方

成年後見制度利用支援事業については、「長和町成年後見制度に基づく町長の申立てに関する取扱要綱」「長和町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し支援をしています。

今後も成年後見制度の利用が必要な障がい者等が利用できるように支援していきます。

##### ④成年後見制度利用支援事業見込み量確保のための方策

成年後見制度利用支援事業の充実のため、上小圏域において成年後見制度の専門的相談機関として「上小圏域成年後見支援センター」があります。今後も上小圏域成年後見支援センターと連携をとれながら成年後見制度利用について支援をしていきます。

また、アンケート結果から成年後見制度を知らない方が多いことから、広報等を通じて成年後見制度について広く周知を図り、制度を理解して頂けるよう努めます。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### ①成年後見制度法人後見支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を行います。	社会福祉法人やNPO法人等

##### ②成年後見制度法人後見支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		有	有	有	有	有



③成年後見制度法人後見支援事業見込み量の考え方

成年後見制度法人後見支援事業は上小圏域で共同設置している上小圏域成年後見支援センターの事業として位置づけられており、支援が必要な障がい者には成年後見制度法人後見支援事業を行っていきます。

④成年後見制度法人後見支援事業見込み量確保のための方策

現在、長和町で法人後見支援利用者は2名です。

成年後見制度法人後見支援事業は上小圏域で共同設置している上小圏域成年後見支援センターの事業として位置づけられており、法人後見等が必要な障がい者には上小圏域成年後見支援センター等の関係者と連携をしながら成年後見制度法人後見支援事業を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業

①意思疎通支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳、要約筆記等を派遣して、意思疎通の円滑化を行います。	町内に居住地を有する聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者

②意思疎通支援事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
意思疎通支援事業	実利用見込み件数	1	1	1	1	1	1
	実設置見込み者数	1	1	1	1	1	1

③意思疎通支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④意思疎通支援事業見込み量確保のための方策

聴覚等の障がいをお持ちの方の実数に対して、利用する方が少ないので、広報等を通じ事業の周知徹底を図りサービス利用の促進に努めます。また、サービスが必要な方へ安定した意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の派遣が出来るように、意思疎通支援者の情報を把握します。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### ①日常生活用具給付等事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者、知的・精神障がい者等であつて、当該用具を必要とする人に対し日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。	町内に居住地を有する障がい者等 ※日常生活用具により対象が異なる

### ②日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	0	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	0	0	0.08	0.08	0.08	0.08
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	0.17	0	0	0.08	0.08	0.08
④情報・意志疎通支援用具	給付等見込み件数	0	0.17	0.08	0.08	0.08	0.08
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	9	11	12	12	13	14
⑥居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	0	0	0.08	0.08	0.08	0.08

### ③日常生活用具給付等事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。ちなみに、月0.08とは年間1件を見込んだ数字で、月0.17とは年間2件を見込んだ数字です。

### ④日常生活用具給付等事業見込み量確保のための方策

今までも内容の周知徹底を行っていましたが、重度障がい者等の自立を支援するため更なる利用促進に努め、広報等を利用して更なる周知を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ①手話奉仕員養成研修事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成を行います。	聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進に理解を有する者

②手話奉仕員養成研修事業のサービス見込み量

(1年あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	0	0	0	0	0	1

③手話奉仕員養成研修事業見込み量の考え方

平成28年度までは実績がありませんでしたが、平成30年度からは実施に向けて広報等行っていきます。

④手話奉仕員養成研修事業見込み量確保のための方策

希望者がいないため実績がありませんでしたが、今後は広報等で周知を行い、県の養成研修事業の活用や上小圏域の自治体及び関係団体と連携し実施が出来るよう努めます。

(9) 移動支援事業

①移動支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
移動支援事業	障がい児(者)であって、外出時に支援が必要と認められた人に対し、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。	障がい者手帳所持者又は自立支援受給者証(精神通院)所持者

②移動支援事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
移動支援事業	実利用見込み者数	9	8	6	6	7	8
	利用見込み時間数	1,171	930	440	560	654	747

③移動支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④移動支援事業見込み量確保のための方策

サービスの質の向上に努めるとともに、利用者・サービス提供事業者に対し、情報の提供を行っていきます。

## (10) 地域活動支援センター事業

### ①地域活動支援センター事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
地域活動支援センター事業	障がいのある人等が通う創作的活動及び生産活動の場、社会との交流促進の場を提供し、地域生活支援の促進を図ります。この事業は、基礎的事業と機能強化事業とに分かれます。	主に精神に障がいのある方

### ②地域活動支援センター事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	1	0	0	1	1	1

### ③地域活動支援センター事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

### ④地域活動支援センター事業見込み量確保のための方策

現在、長和町における地域活動支援センター事業は、主に精神に障がいのある方を対象に、上小圏域で共同設置している「障害者地域活動支援センターやすらぎ」で実施しています。障がいのある方の相談や日中の生活の場となっており気軽に利用でき、今後も上小圏域での設置を継続しますが、町内においても公共施設等の利活用も含め、障がい者等が集まれる地域活動支援センターを設置するための検討を関係機関と行います。

## 3 任意事業

### (1) 日中一時支援事業

#### ①日中一時支援事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。	障がい者手帳所持者 又は自立支援受給者証（精神通院）所持者

#### ②日中一時支援事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
日中一時支援事業	箇所数	5	2	2	3	3	3
	実人数	7	8	8	9	10	10
	時間数	1,213	1,290	716	800	1,000	1,000

③日中一時支援事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④日中一時支援事業見込み量確保のための方策

利用者の利用状況等を把握しながら、サービス提供事業者と連携して安定したサービス提供を行います。

**(2) 声の広報等発行事業**

①声の広報等発行事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、声の広報等を発行します。	町内に住所を有する文字による情報の入手が困難な視覚障がい者

②声の広報等発行事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
声の広報等発行事業	実利用見込み者数	2	2	2	2	2	2

③声の広報等発行事業見込み量の考え方

平成28年度の実績により見込み量を設定しました。

④声の広報等発行事業見込み量確保のための方策

平成26年度から新たに始めた事業です。長和町社会福祉協議会の協力のもと、ボランティアの方に作成、配布をして頂いています。平成28年度の利用者は2名ですが、これからも事業の周知を行い、利用の促進に努めます。

**(3) 訪問入浴サービス事業**

①訪問入浴サービス事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	身体障がい者手帳所持者 ※65歳未満

②訪問入浴サービス事業のサービス見込み量

(1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
訪問入浴サービス事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ人数	0	0	0	0	0	0

③訪問入浴サービス事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。

④訪問入浴サービス事業見込み量確保のための方策

長和町において、現在利用している方及びサービス提供事業所がありません。

圏域内におけるサービス提供事業所の情報を把握し、利用希望者がある場合は、サービス提供事業所の情報を提供しサービスを提供します。また、訪問入浴サービス事業以外でも、障がいをお持ちの方が安全に入浴できるよう、居宅介護・重度訪問介護等のサービス提供ができる支援体制を整備します。

**(4) 自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造費助成事業**

①自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業の概要

サービス名	サービス内容	対象者
自動車運転免許証取得事業	障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、免許の取得に要する費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの者又は療育手帳所持者
身体障害者用自動車改造事業	重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。	上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害で身体障害者手帳の1級又は2級の者及び運転免許所持者

②自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業のサービス見込み量 (1月あたり)

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		実績		見込	見込		
自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業	実利用見込み者数	0	0	0	0.08	0	0.08

③自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業見込み量の考え方

各年度の実績等に基づき見込み量を設定しました。ちなみに、月0.08とは年間1件を見越した数字です。

④自動車運転免許証取得・身体障害者用自動車改造事業見込み量確保のための方策

身体障害者用自動車改造事業については、2年に1回程度の利用実績がありますが、自動車運転免許証取得事業については、利用がありません。広報等で周知し、利用の促進を行います。

## V 計画の推進体制

計画を着実に推進するために、当事者・当事者団体、障がい福祉関係機関や長和町の関係部署等と連携を図ります。また、障がいのある人の地域移行・地域定着や就労支援などを推進するためには、町民、各種関係機関や民間企業等の理解と協力が必要です。

このことから、地域住民等に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解と協力を求めていきます。

また、長和町障がい福祉計画における成果目標等については毎年度進捗状況を把握し、長和町障害者福祉計画等策定委員会や上小圏域障がい者自立支援協議会に意見を聞きながら評価を行い、その評価結果に基づき計画の推進を継続的に実施したり、計画内容の一部の見直しを行いながら計画を着実に推進していきます。



# 付 属 資 料

- ◎アンケート結果
- ◎障がい者等福祉施設一覧
- ◎長和町障害者計画等策定委員会要綱
- ◎長和町障害者計画等策定委員会委員名簿





## 福祉に関するアンケート結果

### (1) 調査の目的

長和町障がい福祉基本計画並びに障がい福祉計画(第5期)及び障がい児福祉計画(第1期)の策定にあたり、各種障がい手帳をお持ちの方を対象に、生活状況や障がい福祉サービスの必要性等に対するご意見を把握し、その結果等を計画に反映させ実効性の高い計画を策定することで、長和町長期総合計画の保健・医療・福祉・子育ての充実の基本施策である“健康で笑顔あふれる安心なまちづくり”の実現を目指すためアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の概要

平成29年10月1日現在で、身体・療育・精神の各種手帳を所持している方499人を対象として調査を実施しました。

### (3) 調査方法

調査票による本人記述式とし郵送により実施。

(本人が記述することが難しい場合は、家族・介護者等が本人と相談および意向を尊重し代理回答)

調査実施期間:平成29年10月18日～11月8日

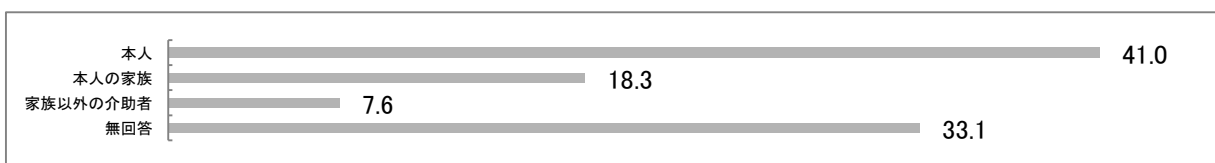
### (4) 回収結果

499人に対し、回収は278人 回収率は55.7%

### (5) 調査結果 ※グラフについては、全て百分率(%)で示してあります。

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

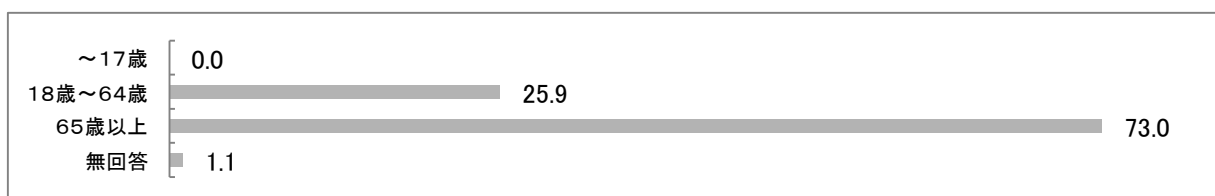
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
本人	114	41.0	92	5	9	6	2	114
本人の家族	51	18.3	36	7	2	4	2	51
家族以外の介助者	21	7.6	15	3	1	2	0	21
無回答	92	33.1	65	8	6	7	6	92
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



### ◎あなたの性別・年齢・ご家族などについて

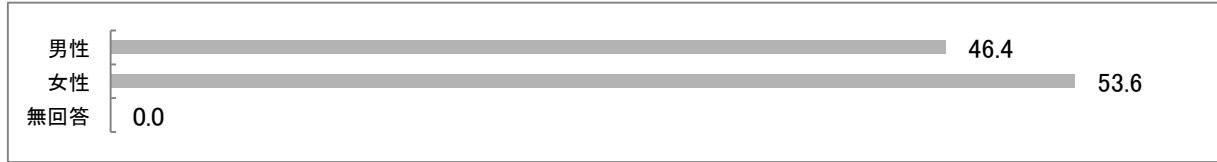
問2 あなたの年齢をお答えください。(平成29年10月1日現在)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
～17歳	0	0.0	0	0	0	0	0	0
18歳～64歳	72	25.9	26	22	15	8	1	72
65歳以上	203	73.0	181	1	3	11	7	203
無回答	3	1.1	1	0	0	0	2	3
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



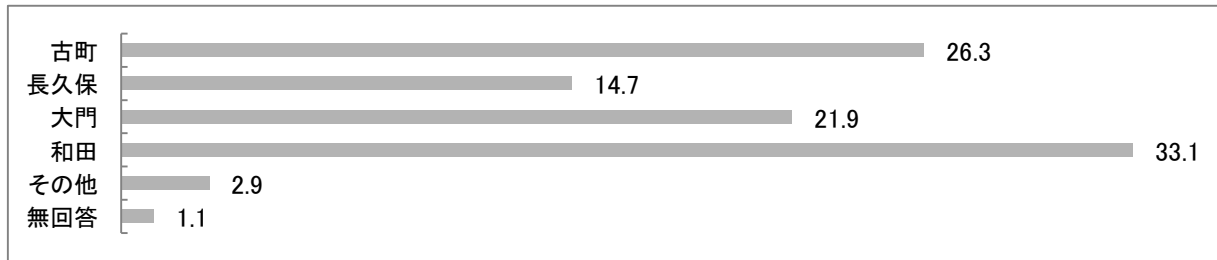
問3 あなたの性別をお答えください。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
男性	129	46.4	87	16	11	10	5	129
女性	149	53.6	121	7	7	9	5	149
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。

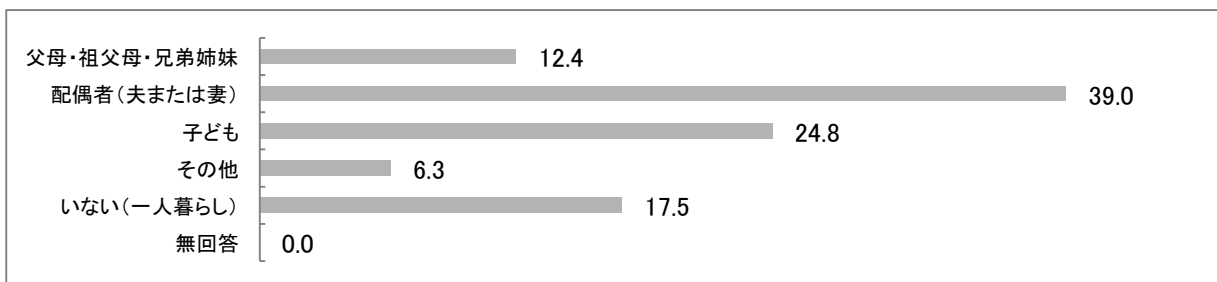
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
古町	73	26.3	55	7	2	6	3	73
長久保	41	14.7	33	1	3	2	2	41
大門	61	21.9	42	11	1	6	1	61
和田	92	33.1	70	4	11	4	3	92
その他	8	2.9	6	0	1	1	0	8
無回答	3	1.1	2	0	0	0	1	3
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(複数回答)

\*グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「いない」に含む。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
父母・祖父母・兄弟姉妹	41	12.4	17	10	9	4	1	41
配偶者(夫または妻)	129	39.0	110	3	4	9	3	129
子ども	82	24.8	76	3	0	2	1	82
その他	21	6.3	11	1	2	4	3	21
いない(一人暮らし)	58	17.5	36	9	4	5	4	58
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	331	100.0	250	26	19	24	12	331



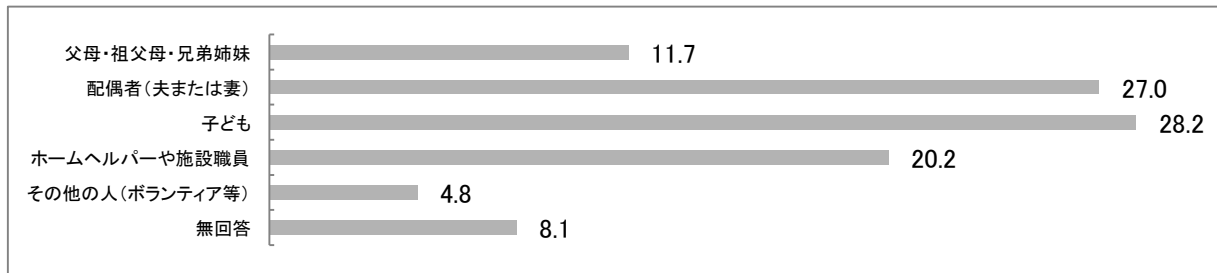
問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

		人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					
				身体	知的	精神	重複	不明	合計
食 事	できる	228	72.6	171	19	15	14	9	228
	一部介助	22	7.0	17	1	2	2	0	22
	全介助	18	5.7	12	3	1	2	0	18
	無回答	10	3.2	8	0	0	1	1	10
トイレ	できる	219	69.7	159	20	16	16	8	219
	一部介助	25	8.0	22	0	0	2	1	25
	全介助	24	7.6	18	3	2	1	0	24
	無回答	10	3.2	9	0	0	0	1	10
入 浴	できる	196	62.4	142	19	15	14	6	196
	一部介助	30	9.6	23	1	1	3	2	30
	全介助	43	13.7	35	3	2	2	1	43
	無回答	9	2.9	8	0	0	0	1	9
衣服の着脱	できる	210	66.9	154	20	16	13	7	210
	一部介助	36	11.5	30	0	1	4	1	36
	全介助	21	6.7	15	3	1	1	1	21
	無回答	11	3.5	9	0	0	1	1	11
身だしなみ	できる	206	65.6	153	15	16	15	7	206
	一部介助	39	12.4	29	5	1	3	1	39
	全介助	22	7.0	17	3	1	1	0	22
	無回答	11	3.5	9	0	0	0	2	11
家の中の移動	できる	219	69.7	159	20	17	15	8	219
	一部介助	22	7.0	17	1	0	3	1	22
	全介助	27	8.6	23	2	1	1	0	27
	無回答	10	3.2	9	0	0	0	1	10
外 出	できる	145	46.2	113	8	12	8	4	145
	一部介助	65	20.7	44	10	4	4	3	65
	全介助	54	17.2	40	5	2	6	1	54
	無回答	14	4.5	11	0	0	1	2	14
家族以外の人との意識疎通	できる	197	62.7	161	8	14	10	4	197
	一部介助	41	13.1	22	12	3	2	2	41
	全介助	18	5.7	10	3	1	4	0	18
	無回答	22	7.0	15	0	0	3	4	22
お金の管理	できる	172	54.8	138	6	12	10	6	172
	一部介助	35	11.1	20	9	3	2	1	35
	全介助	59	18.8	41	8	3	5	2	59
	無回答	12	3.8	9	0	0	2	1	12
薬の管理	できる	184	58.6	144	9	12	14	5	184
	一部介助	34	10.8	22	8	2	0	2	34
	全介助	49	15.6	32	6	4	5	2	49
	無回答	11	3.5	10	0	0	0	1	11

【問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方。(回答対象者:119人)】

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
父母・祖父母・兄弟姉妹	29	11.7	9	7	7	6	0	29
配偶者(夫または妻)	67	27.0	55	2	2	5	3	67
子ども	70	28.2	64	0	1	3	2	70
ホームヘルパーや施設職員	50	20.2	28	9	5	5	3	50
その他の人(ボランティア等)	12	4.8	7	0	2	2	1	12
無回答	20	8.1	10	0	4	3	3	20
合計	248	100.0	173	18	21	24	12	248

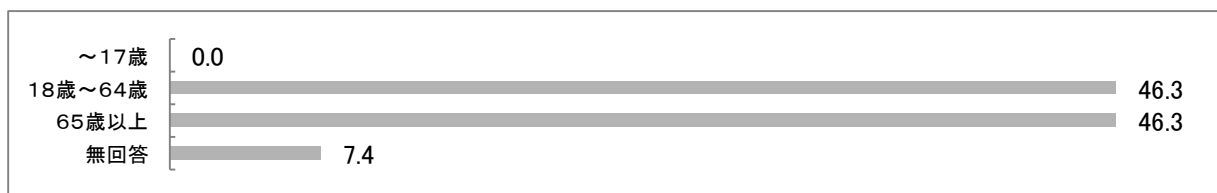


【問7で1.～3.を答えた方。(回答対象者:149人)】

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

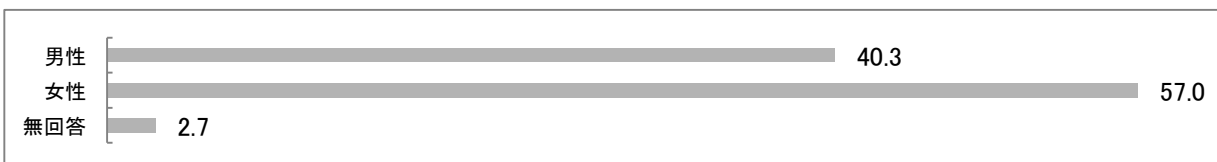
①年齢

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
～17歳	0	0.0	0	0	0	0	0	0
18歳～64歳	69	46.3	55	3	4	5	2	69
65歳以上	69	46.3	54	5	4	5	2	70
無回答	11	7.4	6	1	1	2	0	10
合計	149	100.0	115	9	9	12	4	149
介助者最年少	31歳		31歳	50歳	43歳	57歳	34歳	
介助者最高齢	90歳		90歳	79歳	83歳	81歳	88歳	



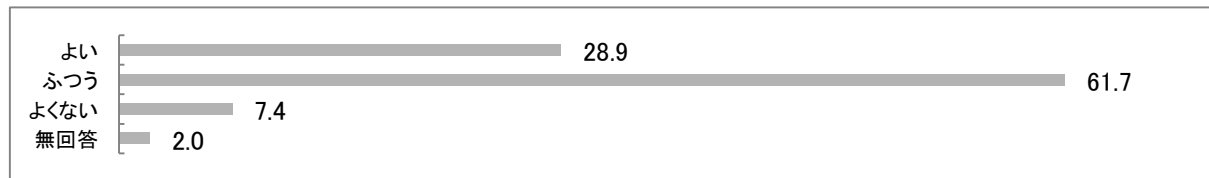
②性別

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
男性	60	40.3	42	5	5	6	2	60
女性	85	57.0	71	4	3	5	2	85
無回答	4	2.7	2	0	1	1	0	4
合計	149	100.0	115	9	9	12	4	149



③健康状態

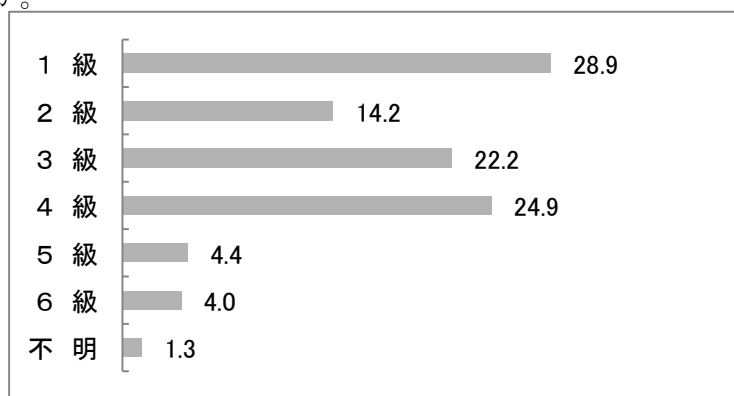
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
よい	43	28.9	30	1	5	5	2	43
ふつう	92	61.7	75	7	3	5	2	92
よくない	11	7.4	8	1	1	1	0	11
無回答	3	2.0	2	0	0	1	0	3
合計	149	100.0	115	9	9	12	4	149



◎あなたの障がいについて

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

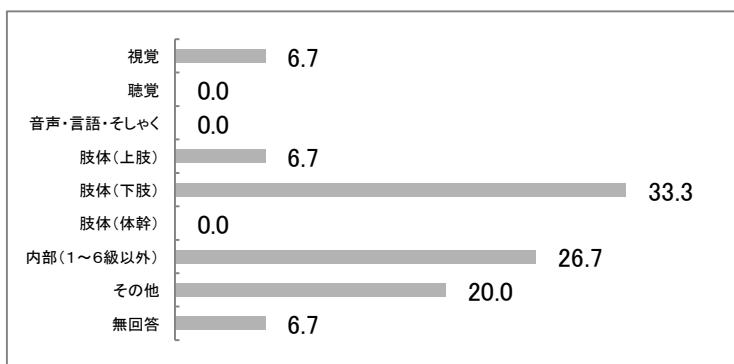
	人数【人】	割合【%】
1 級	65	28.9
2 級	32	14.2
3 級	50	22.2
4 級	56	24.9
5 級	10	4.4
6 級	9	4.0
不明	3	1.3
合計	225	100.0
身体のみ	208	92.4
重複(知的5 精神12)	17	7.6



☆身体障害者手帳所持者の内、療育手帳所持者5人、精神障害者保健福祉手帳所持者12人が含まれています。

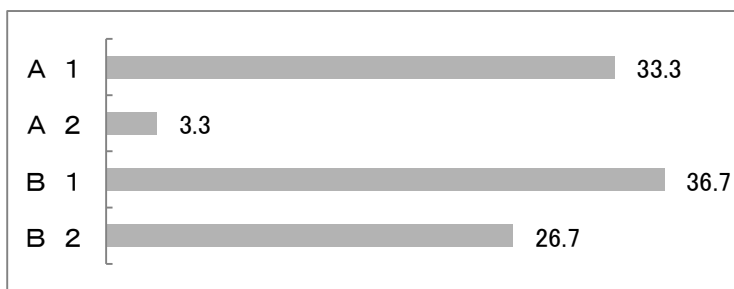
問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいを1つお答えください。

	人数【人】	割合【%】
視覚	1	6.7
聴覚	0	0.0
音声・言語・そしゃく	0	0.0
肢体(上肢)	1	6.7
肢体(下肢)	5	33.3
肢体(体幹)	0	0.0
内部(1～6級以外)	4	26.7
その他	3	20.0
無回答	1	6.7
合計	15	100.0



問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。

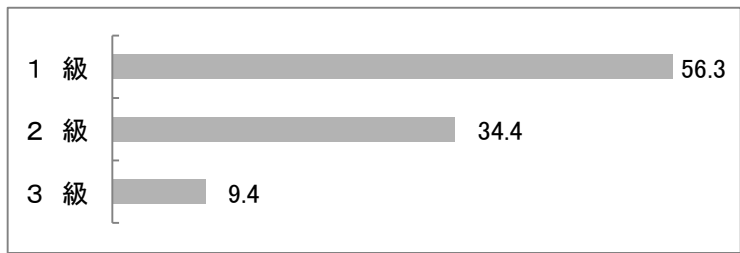
	人数【人】	割合【%】
A 1	10	33.3
A 2	1	3.3
B 1	11	36.7
B 2	8	26.7
合計	30	100.0
知的のみ	23	76.7
重複(身体7)	7	23.3



☆療育手帳所持者の内、身体障害者手帳所持者7人が含まれています。

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

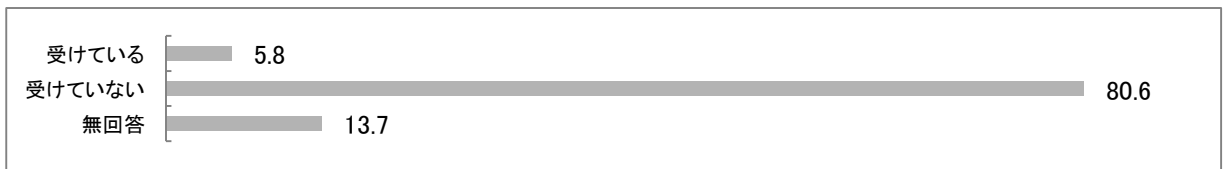
	人数【人】	割合【%】
1 級	18	56.3
2 級	11	34.4
3 級	3	9.4
合計	32	100.0
精神のみ	18	56.3
重複(身体12 療育2)	14	43.8



☆精神障害者保健福祉手帳所持者の内、身体障害者手帳所持者12人、療育手帳所持者2人が含まれています。

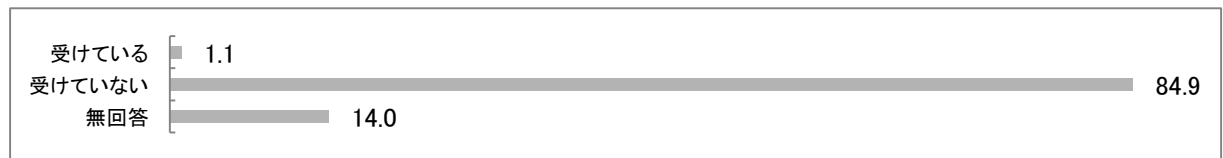
問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
受けている	16	5.8	13	0	0	3	0	16
受けていない	224	80.6	170	20	18	11	5	224
無回答	38	13.7	25	3	0	5	5	38
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



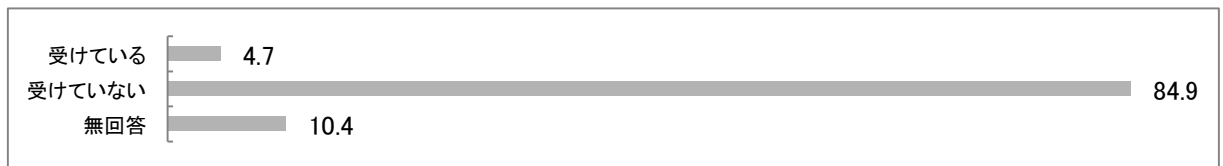
問14 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
受けている	3	1.1	0	0	0	3	0	3
受けていない	236	84.9	182	20	18	11	5	236
無回答	39	14.0	26	3	0	5	5	39
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



問15 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
受けている	13	4.7	9	0	1	2	1	13
受けていない	236	84.9	179	20	17	15	5	236
無回答	29	10.4	20	3	0	2	4	29
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



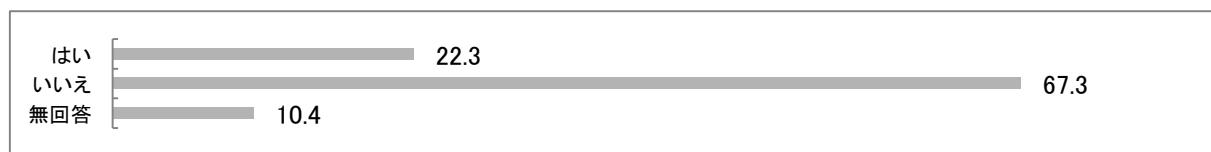
問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
気管切開	0	0.0	0	0	0	0	0	0
人工呼吸器	0	0.0	0	0	0	0	0	0
吸入	6	2.0	6	0	0	0	0	6
吸引	4	1.4	4	0	0	0	0	4
胃ろう、腸ろう	3	1.0	3	0	0	0	0	3
鼻腔経管栄養	0	0.0	0	0	0	0	0	0
中心静脈栄養	0	0.0	0	0	0	0	0	0
透析	7	2.4	5	0	0	2	0	7
カテーテル留置	13	4.4	12	0	0	1	0	13
ストマ(人口肛門・人口膀胱)	9	3.1	8	0	0	1	0	9
服薬管理	61	20.7	44	6	8	2	1	61
その他	33	11.2	27	1	0	4	1	33
受けていない	117	39.8	89	12	8	5	3	117
無回答	41	13.9	26	4	2	4	5	41
合計	294	53.7	224	23	18	19	10	294

### ◎権利擁護について

問17 あなたは障がいがあることで、困ったり嫌な思いを経験したことがありますか。

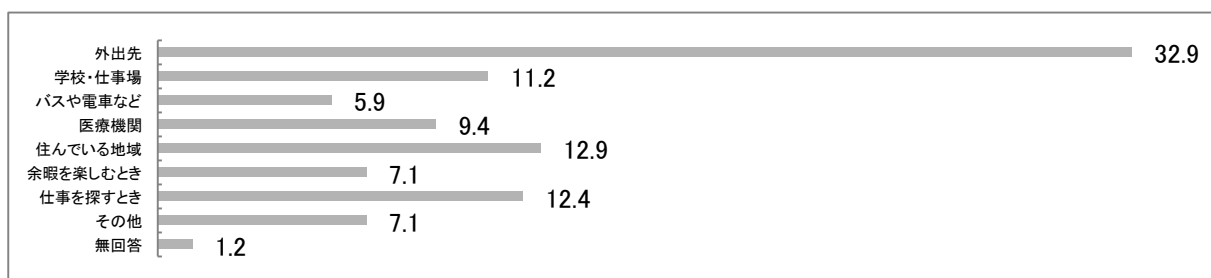
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
はい	62	22.3	59	0	0	3	0	62
いいえ	187	67.3	133	20	18	11	5	187
無回答	29	10.4	16	3	0	5	5	29
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



【問17で「はい」と回答された方にお聞きします。(回答対象者数 62人)】

問18 どのような場所で感じましたか。(複数回答)

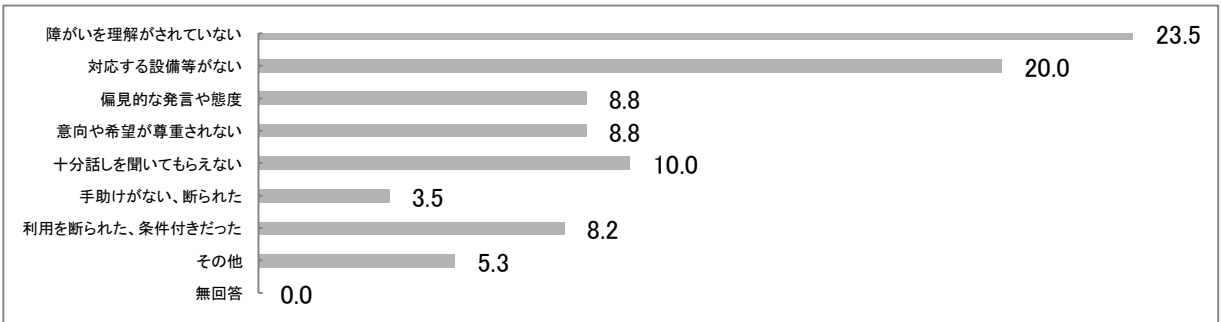
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
外出先	56	32.9	42	4	5	5	0	56
学校・仕事場	19	11.2	8	6	5	0	0	19
バスや電車など	10	5.9	6	1	3	0	0	10
医療機関	16	9.4	12	2	1	1	0	16
住んでいる地域	22	12.9	12	1	4	4	1	22
余暇を楽しむとき	12	7.1	11	0	1	0	0	12
仕事を探すとき	21	12.4	10	2	8	1	0	21
その他	12	7.1	9	0	0	3	0	12
無回答	2	1.2	2	0	0	0	0	2
合計	170	100.0	112	16	27	14	1	170



【問17で「はい」と回答された方にお聞きします。(回答対象者数 62人)】

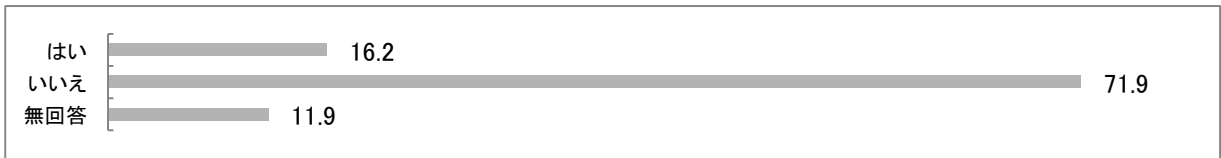
問19 どのような時に感じましたか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
障がいを理解がされていない	40	23.5	26	4	5	5	0	40
対応する設備等がない	34	20.0	23	6	5	0	0	34
偏見的な発言や態度	15	8.8	11	1	3	0	0	15
意向や希望が尊重されない	15	8.8	11	2	1	1	0	15
十分話しを聞いてもらえない	17	10.0	7	1	4	4	1	17
手助けがない、断られた	6	3.5	5	0	1	0	0	6
利用を断られた、条件付きだった	14	8.2	3	2	8	1	0	14
その他	9	5.3	6	0	0	3	0	9
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	150	88.2	92	16	27	14	1	150



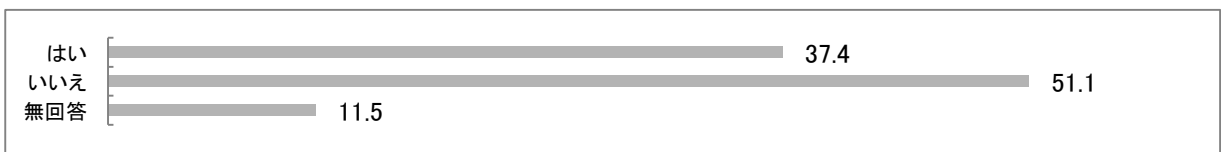
問20 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行されたことを知っていますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
はい	45	16.2	34	4	1	4	2	45
いいえ	200	71.9	155	16	17	10	2	200
無回答	33	11.9	19	3	0	5	6	33
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



問21 成年後見制度を知っていますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
はい	104	37.4	81	6	9	5	3	104
いいえ	142	51.1	108	16	7	9	2	142
無回答	32	11.5	19	1	2	5	5	32
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278

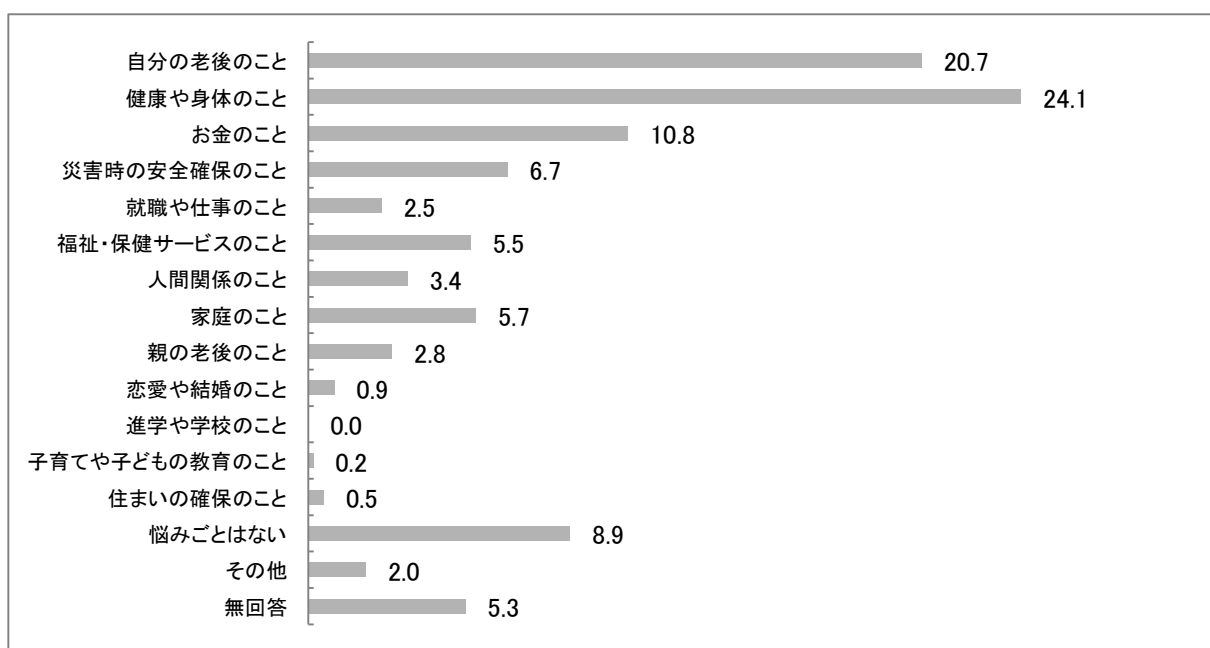


◎相談先等について



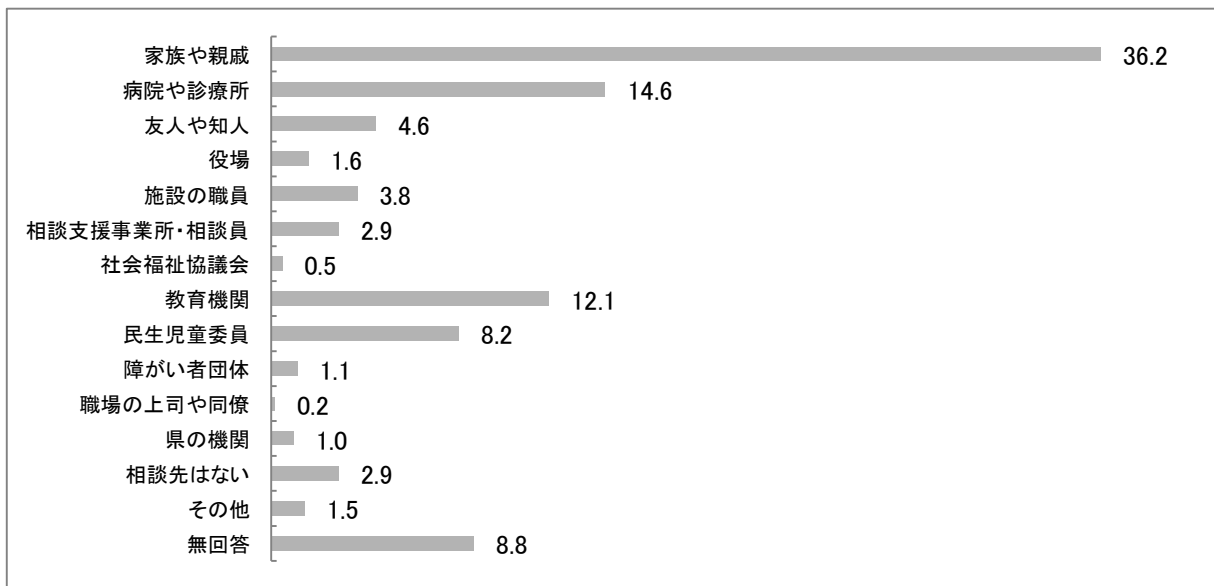
問22 現在、悩みごとはありますか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
自分の老後のこと	117	20.7	86	10	11	7	3	117
健康や身体のこと	136	24.1	114	5	9	7	1	136
お金のこと	61	10.8	40	3	15	2	1	61
災害時の安全確保のこと	38	6.7	31	1	3	2	1	38
就職や仕事のこと	14	2.5	3	4	6	0	1	14
福祉・保健サービスのこと	31	5.5	27	0	2	2	0	31
人間関係のこと	19	3.4	9	2	6	2	0	19
家庭のこと	32	5.7	26	1	3	2	0	32
親の老後のこと	16	2.8	5	4	6	1	0	16
恋愛や結婚のこと	5	0.9	1	1	2	0	1	5
進学や学校のこと	0	0.0	0	0	0	0	0	0
子育てや子どもの教育のこと	1	0.2	1	0	0	0	0	1
住まいの確保のこと	3	0.5	1	2	0	0	0	3
悩みごとはない	50	8.9	42	4	1	2	1	50
その他	11	2.0	8	2	0	1	0	11
無回答	30	5.3	17	4	0	5	4	30
合計	564	100.0	411	43	64	33	13	564



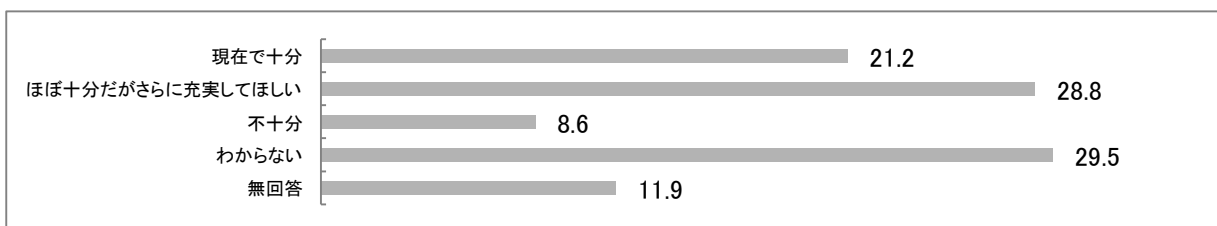
問23 悩みごとの相談先はどこですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
家族や親戚	221	36.2	180	12	13	7	9	221
病院や診療所	89	14.6	66	5	10	3	5	89
友人や知人	28	4.6	27	0	1	0	0	28
役場	10	1.6	3	3	2	1	1	10
施設の職員	23	3.8	11	5	2	5	0	23
相談支援事業所・相談員	18	2.9	17	0	0	1	0	18
社会福祉協議会	3	0.5	1	1	0	1	0	3
教育機関	74	12.1	51	4	12	3	4	74
民生児童委員	50	8.2	38	0	8	2	2	50
障がい者団体	7	1.1	6	0	0	1	0	7
職場の上司や同僚	1	0.2	0	1	0	0	0	1
県の機関	6	1.0	0	4	1	1	0	6
相談先はない	18	2.9	10	2	4	2	0	18
その他	9	1.5	5	1	1	1	1	9
無回答	54	8.8	40	3	2	5	4	54
合計	611	100.0	455	41	56	33	26	611



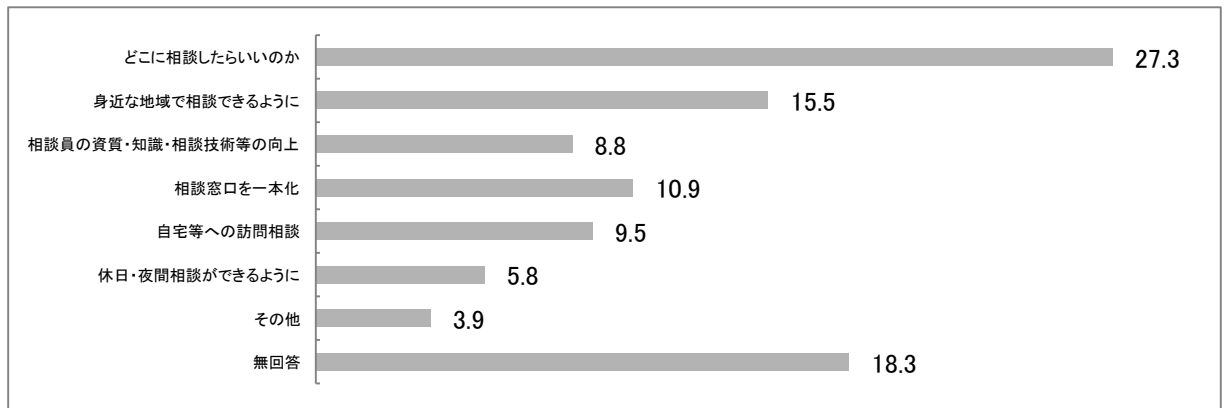
問24 福祉や生活に関する相談支援体制は十分ですか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
現在で十分	59	21.2	47	7	1	0	4	59
ほぼ十分だがさらに充実してほしい	80	28.8	58	7	7	7	1	80
不十分	24	8.6	18	2	2	2	0	24
わからない	82	29.5	62	7	6	7	0	82
無回答	33	11.9	23	0	2	3	5	33
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



問25 今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
どこに相談したらいいのか	118	27.3	95	8	7	7	1	118
身近な地域で相談できるように	67	15.5	54	3	5	5	0	67
相談員の資質・知識・相談技術等の向上	38	8.8	24	5	5	4	0	38
相談窓口を一本化	47	10.9	39	3	3	2	0	47
自宅等への訪問相談	41	9.5	36	2	1	2	0	41
休日・夜間相談ができるように	25	5.8	15	5	4	1	0	25
その他	17	3.9	11	2	2	2	0	17
無回答	79	18.3	53	9	2	6	9	79
合計	432	100.0	327	37	29	29	10	432



## ◎住まいや暮らしについて

問26 あなたは現在どこで暮らしていますか。

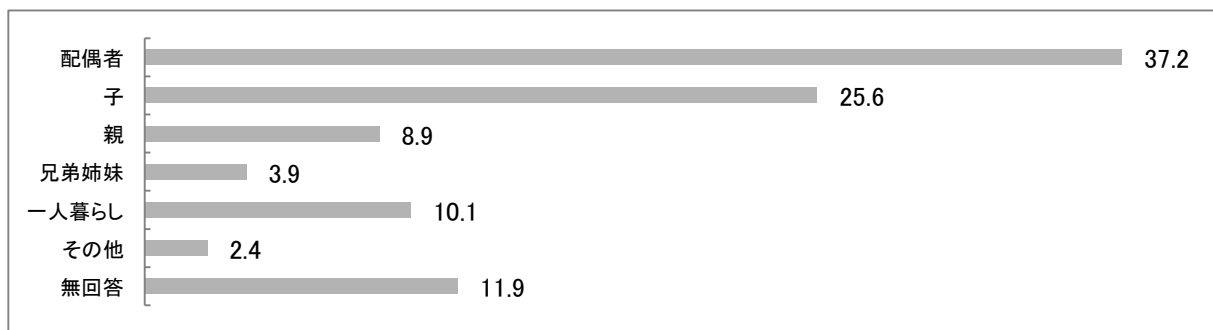
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
持ち家	237	85.3	188	15	15	12	7	237
民間賃貸住宅	1	0.4	1	0	0	0	0	1
公共賃貸住宅	6	2.2	4	1	1	0	0	6
社宅・官舎等	0	0.0	0	0	0	0	0	0
グループホーム	4	1.4	1	2	0	1	0	4
障害者児支援施設	10	3.6	1	5	0	3	1	10
高齢者関係施設等	7	2.5	5	0	1	1	0	7
その他	5	1.8	4	0	1	0	0	5
無回答	8	2.9	4	0	0	2	2	8
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



【問26で1.2.3.4を回答された方にお聞きします。(回答対象者数 244人)】

問27 あなたはだれと暮らしていますか。(複数回答)

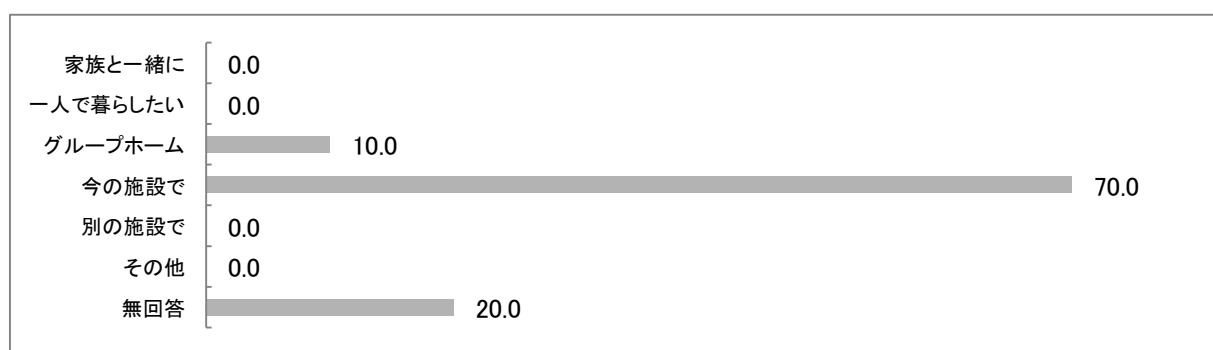
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
配偶者	125	37.2	109	3	3	7	3	125
子	86	25.6	81	2	1	1	1	86
親	30	8.9	10	9	8	2	1	30
兄弟姉妹	13	3.9	4	5	2	2	0	13
一人暮らし	34	10.1	25	3	3	0	3	34
その他	8	2.4	5	0	2	0	1	8
無回答	40	11.9	20	7	2	8	3	40
合計	336	100.0	254	29	21	20	12	336



【問26で、6を回答された方のみ。(回答対象者数10人)】

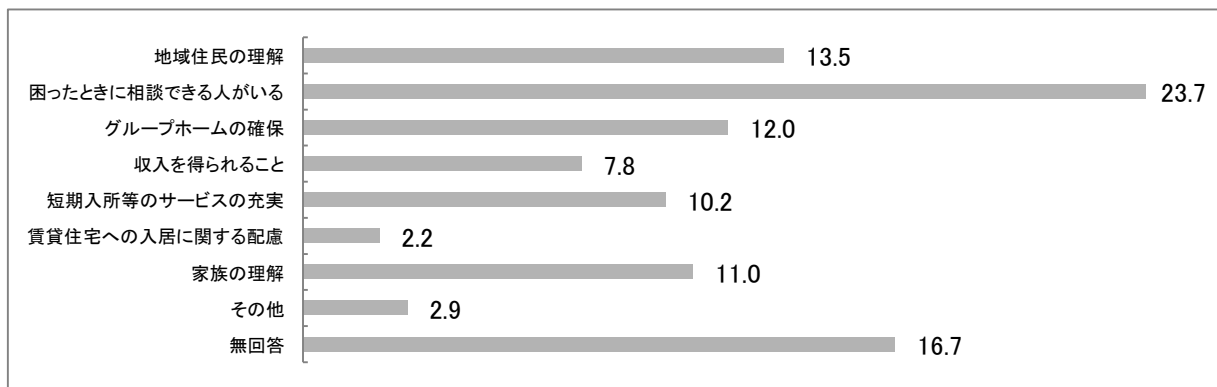
問28 今後、どのように暮らしたいですか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
家族と一緒に	0	0.0	0	0	0	0	0	0
一人で暮らしたい	0	0.0	0	0	0	0	0	0
グループホーム	1	10.0	0	1	0	0	0	1
今の施設で	7	70.0	1	2	0	3	1	7
別の施設で	0	0.0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0.0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	20.0	0	2	0	0	0	2
合計	10	100.0	1	5	0	3	1	10



問29 障害者(児)支援施設以外で暮らすためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
地域住民の理解	69	13.5	49	8	6	4	2	69
困ったときに相談できる人がいる	121	23.7	91	14	9	5	2	121
グループホームの確保	61	12.0	41	10	4	6	0	61
収入を得られること	40	7.8	23	7	9	1	0	40
短期入所等のサービスの充実	52	10.2	47	3	1	1	0	52
賃貸住宅への入居に関する配慮	11	2.2	7	2	0	1	1	11
家族の理解	56	11.0	46	4	5	1	0	56
その他	15	2.9	10	2	1	2	0	15
無回答	85	16.7	66	3	3	6	7	85
合計	510	100.0	380	53	38	27	12	510



◎障がい福祉サービス等のご利用についてお聞きします。

問30 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					計
			身体	知的	精神	重複	不明	
区分1	12	4.3	9	1	1	1	0	12
区分2	2	0.7	1	1	0	0	0	2
区分3	4	1.4	3	1	0	0	0	4
区分4	6	2.2	1	2	1	2	0	6
区分5	2	0.7	1	1	0	0	0	2
区分6	6	2.2	1	2	0	3	0	6
受けていない	101	36.3	88	6	5	1	1	101
わからない	88	31.7	65	7	8	6	2	88
無回答	57	20.5	39	2	3	6	7	57
計	278	100.0	208	23	18	19	10	278
認定率(%)	11.5	—	7.7	34.8	11.1	31.6	0.0	11.5

☆認定率では療育手帳所持者の方が一番多いです。

これは、アンケートに回答頂いた身体障がい者のうち約87%(181人)が65歳以上のため、福祉サービスが必要な場合は、介護保険制度(要支援・要介護認定)が優先になるためかと思えます。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

(①から⑩のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答してください)  
 回答対象者人 85人【64歳以下(71人)と65歳以上で障害支援区分認定者(14人)】

サービスの利用状況 サービスの利用希望		人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					
				身体	知的	精神	重複	不明	計
①居宅介護	している	6	7.1	2	0	3	1	0	6
	していない	63	74.1	27	17	12	7	0	63
	無回答	16	18.8	8	5	0	2	1	16
	したい	16	18.8	10	2	3	1	0	16
	しない	39	45.9	11	13	8	6	1	39
	無回答	30	35.3	16	7	4	3	0	30
②重度訪問介護	している	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	していない	64	75.3	26	17	14	7	0	64
	無回答	21	24.7	11	5	1	3	1	21
	したい	11	12.9	8	1	1	1	0	11
	しない	43	50.6	13	14	9	6	1	43
	無回答	31	36.5	16	7	5	3	0	31
③同行援護	している	2	2.4	2	0	0	0	0	2
	していない	66	77.6	27	17	14	8	0	66
	無回答	17	20.0	8	5	1	2	1	17
	したい	8	9.4	5	0	1	2	0	8
	しない	42	49.4	13	15	8	5	1	42
	無回答	35	41.2	19	7	6	3	0	35
④行動援護	している	2	2.4	0	1	0	1	0	2
	していない	63	74.1	27	16	14	6	0	63
	無回答	20	23.5	10	5	1	3	1	20
	したい	16	18.8	4	4	4	4	0	16
	しない	25	29.4	4	11	6	3	1	25
	無回答	34	40.0	19	7	5	3	0	34
⑤重度包括	している	1	1.2	0	1	0	0	0	1
	していない	64	75.3	27	16	14	7	0	64
	無回答	20	23.5	10	5	1	3	1	20
	したい	12	14.1	9	1	0	2	0	12
	しない	38	44.7	10	14	8	5	1	38
	無回答	35	41.2	18	7	7	3	0	35
⑥生活介護	している	13	15.3	1	6	0	5	1	13
	していない	55	64.7	27	11	14	3	0	55
	無回答	18	21.2	9	5	1	2	1	18
	したい	22	25.9	8	6	2	6	0	22
	しない	36	42.4	14	11	9	1	1	36
	無回答	27	31.8	15	5	4	3	0	27
⑦自立訓練	している	6	7.1	2	2	1	1	0	6
	していない	60	70.6	26	15	12	7	0	60
	無回答	19	22.4	9	5	2	2	1	19
	したい	35	41.2	14	12	4	5	0	35
	しない	23	27.1	8	5	7	2	1	23
	無回答	27	31.8	15	5	4	3	0	27
⑧就労移行	している	4	4.7	1	2	1	0	0	4
	していない	58	68.2	25	14	12	7	0	58
	無回答	23	27.1	11	6	2	3	1	23
	したい	18	21.2	6	5	6	1	0	18
	しない	38	44.7	14	12	5	6	1	38
	無回答	29	34.1	17	5	4	3	0	29
⑨就労継続	している	14	16.5	1	7	5	1	0	14
	していない	51	60.0	25	11	9	6	0	51
	無回答	20	23.5	11	4	1	3	1	20
	したい	21	24.7	5	7	7	2	0	21
	しない	35	41.2	15	11	3	5	1	35
	無回答	29	34.1	17	4	5	3	0	29
サービスの利用状況		人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					

サービスの利用希望		人数【人】	割合【%】	身体	知的	精神	重複	不明	計
⑩療養介護	している	1	1.2	1	0	0	0	0	1
	していない	64	75.3	27	17	13	7	0	64
	無回答	20	23.5	9	5	2	3	1	20
	したい	19	22.4	12	4	1	2	0	19
	しない	37	43.5	10	12	9	5	1	37
	無回答	29	34.1	15	6	5	3	0	29
⑪短期入所	している	4	4.7	1	2	0	1	0	4
	していない	61	71.8	26	15	14	6	0	61
	無回答	20	23.5	10	5	1	3	1	20
	したい	20	23.5	9	5	3	3	0	20
	しない	36	42.4	10	12	9	4	1	36
	無回答	29	34.1	18	5	3	3	0	29
⑫共同生活援助	している	3	3.5	1	2	0	0	0	3
	していない	62	72.9	26	15	14	7	0	62
	無回答	20	23.5	10	5	1	3	1	20
	したい	17	20.0	6	5	3	3	0	17
	しない	36	42.4	14	10	8	3	1	36
	無回答	32	37.6	17	7	4	4	0	32
⑬施設入所	している	8	9.4	1	5	0	2	0	8
	していない	56	65.9	25	12	14	5	0	56
	無回答	21	24.7	11	5	1	3	1	21
	したい	19	22.4	8	5	2	4	0	19
	しない	35	41.2	12	10	9	3	1	35
	無回答	31	36.5	17	7	4	3	0	31
⑭相談支援	している	18	21.2	2	8	4	4	0	18
	していない	46	54.1	24	8	11	3	0	46
	無回答	21	24.7	11	6	0	3	1	21
	したい	34	40.0	13	9	6	6	0	34
	しない	22	25.9	9	6	5	1	1	22
	無回答	29	34.1	15	7	4	3	0	29

⑮～⑳のサービスは、18歳未満の障がい児対象のサービス。【18歳未満の回答対象者数 0人】

サービスの利用状況 サービスの利用希望	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】						
			身体	知的	精神	重複	不明	計	
⑮児童発達支援	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0
⑯放課後等デイ	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0
⑰保育所等訪問	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0
⑱医療型児童	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0
⑲福祉型児童入所	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0
⑳医療型児童入所	なし	0	0.0	0	0	0	0	0	0

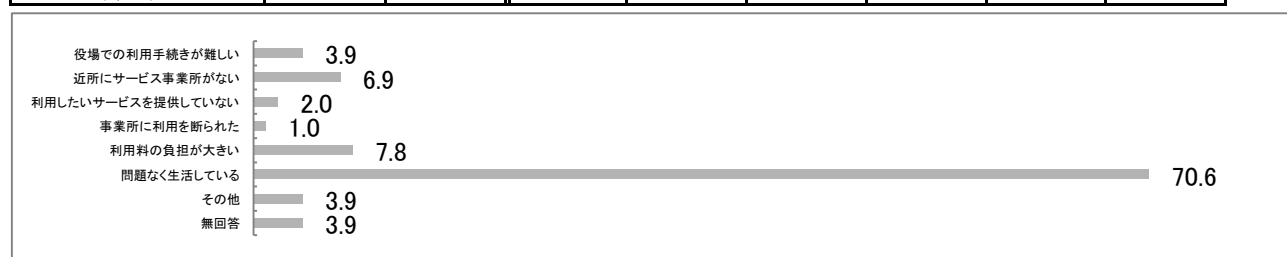
問32 あなたは次のサービス(地域生活支援事業)を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。  
 回答対象者 85人【64歳以下(71人)と65歳以上で障害支援区分認定者(14人)】

サービスの利用状況 サービスの利用希望	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】						
			身体	知的	精神	重複	不明	計	
①移動支援	している	5	1.8	2	2	0	1	0	5
	していない	61	21.9	26	15	14	6	0	61
	無回答	19	6.8	9	5	1	3	1	19
	したい	25	9.0	12	7	4	2	0	25
	しない	33	11.9	10	10	7	5	1	33
	無回答	27	9.7	15	5	4	3	0	27
②日中一時支援	している	1	0.4	0	0	0	1	0	1
	していない	62	22.3	26	16	14	6	0	62
	無回答	22	7.9	11	6	1	3	1	22
	したい	12	4.3	8	2	0	2	0	12
	しない	43	15.5	12	15	10	5	1	43
	無回答	30	10.8	17	5	5	3	0	30
③地域活動支援	している	2	0.7	0	1	0	1	0	2
	していない	62	22.3	26	16	14	6	0	62
	無回答	21	7.6	11	5	1	3	1	21
	したい	19	6.8	9	4	4	2	0	19
	しない	38	13.7	12	13	7	5	1	38
	無回答	28	10.1	16	5	4	3	0	28
④コミュニケーション	している	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	していない	64	23.0	26	17	14	7	0	64
	無回答	21	7.6	11	5	1	3	1	21
	したい	6	2.2	3	2	0	1	0	6
	しない	49	17.6	17	15	10	6	1	49
	無回答	30	10.8	17	5	5	3	0	30
⑤日常生活	している	7	2.5	6	0	0	1	0	7
	していない	60	21.6	23	17	14	6	0	60
	無回答	18	6.5	8	5	1	3	1	18
	したい	20	7.2	12	3	2	3	0	20
	しない	39	14.0	10	14	10	4	1	39
	無回答	26	9.4	15	5	3	3	0	26

【問31・32ですべて「利用していない」を選んだ方のみ。(回答対象者数 88人)】

問33 現在、サービスを利用していないのは、なぜですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
役場での利用手続きが難しい	4	3.9	1	1	2	0	0	4
近所にサービス事業所がない	7	6.9	4	0	2	1	0	7
利用したいサービスを提供していない	2	2.0	1	0	1	0	0	2
事業所に利用を断られた	1	1.0	1	0	0	0	0	1
利用料の負担が大きい	8	7.8	6	1	1	0	0	8
問題なく生活している	72	70.6	63	2	5	2	0	72
その他	4	3.9	3	0	1	0	0	4
無回答	4	3.9	2	0	1	0	1	4
合計	102	100.0	81	4	13	3	1	102

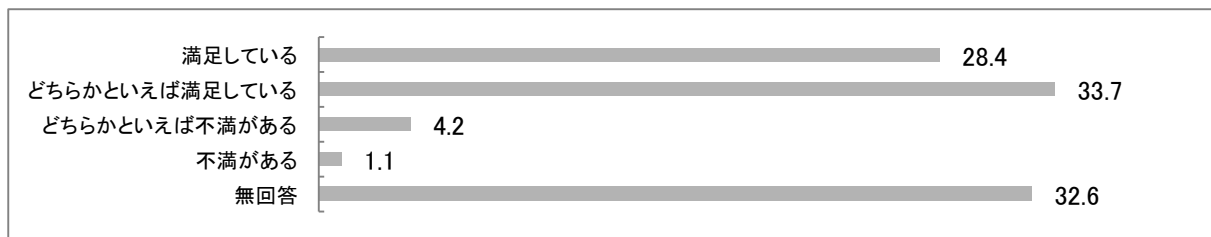




【問31・32ですべて「利用している」を選んだ方のみ。(回答対象者数 95人)】

問34 利用しているサービスに満足していますか。

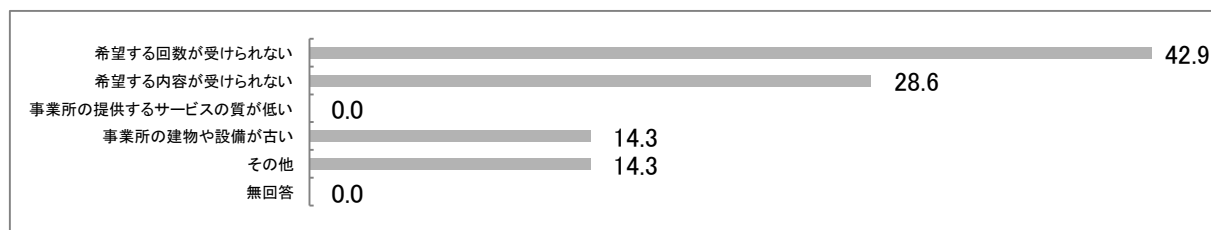
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
満足している	27	28.4	18	5	2	1	1	27
どちらかといえば満足している	32	33.7	20	4	4	4	0	32
どちらかといえば不満がある	4	4.2	2	2	0	0	0	4
不満がある	1	1.1	0	1	0	0	0	1
無回答	31	32.6	17	5	2	3	4	31
合計	95	100.0	57	17	8	8	5	95



【問34で3か4を選んだ方のみ。(回答対象者数 5人)】

問35 どのような点で不満をお持ちですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
希望する回数が受けられない	3	42.9	1	2	0	0	0	3
希望する内容が受けられない	2	28.6	2	0	0	0	0	2
事業所の提供するサービスの質が低い	0	0.0	0	0	0	0	0	0
事業所の建物や設備が古い	1	14.3	0	1	0	0	0	1
その他	1	14.3	0	1	0	0	0	1
無回答	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	7	100.0	3	4	0	0	0	7



問36 町内にはない施設を利用されていると思いますがサービスについて、何かご意見がありましたらご記入ください。(回答対象者数 7人)

- ・多床室の部屋が多い施設がほとんどですが、今後、町近辺で高齢者の施設を作るときがありましたら、個室を多くしていただきたいと思います。
- ・親切で良いサービスをしてくれる。
- ・障がいのあるなしにかかわらず、共に運動やコミュニケーション活動が出来る場の開設を希望する。
- ・よく見ていただいており、特にありません。
- ・デイサービス長門を利用しています。今の施設利用が自分には一番合っていると思います。
- ・有料老人ホーム、ある程度自立している人でないと入居は無理と実感。何の知識も無く、入居すると後悔する。
- ・今のままでいいと思います。

◎障がい児療育について

【障がい児(18歳未満)の保護者の方にお聞きします。(回答対象者数 0人)】

問37 お子さんを育てる上で、困難であると感じることはどのようなことですか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
家族や親族の障がいに対する理解や協力が無い	0	0	0	0	0	0
近所の人の障がいに対する理解や協力が無い	0	0	0	0	0	0
日常的に子を預かってくれるサービス事業所が近くに無い	0	0	0	0	0	0
緊急時に子を預かってくれるサービス事業所が近くに無い	0	0	0	0	0	0
子の特性を理解し、伸ばしてくれる教育や指導の場が近くに無い	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

問38 今後充実してほしい保健・医療・福祉サービスは何ですか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
必要に応じて派遣される居宅介護、重度障害者等包括支援等	0	0	0	0	0	0
子どもたちが安心して放課後を過ごせる場の確保	0	0	0	0	0	0
家族の留守、病気等の場合の子どもの一時預かり(ショートステイ)	0	0	0	0	0	0
子どもの病状や心身の状態について安心して相談できる体制	0	0	0	0	0	0
子どものサービス利用や選択の判断をサポートしてくれる仕組み	0	0	0	0	0	0
病状が悪化した場合の緊急入院や入所施設の確保	0	0	0	0	0	0
訪問学級や家庭教師の派遣など、子どもの学習環境への配慮	0	0	0	0	0	0
ガイドヘルパー派遣などの移動支援	0	0	0	0	0	0
専門医による往診	0	0	0	0	0	0
医師、看護師、ヘルパー等による訪問指導・ケアの充実	0	0	0	0	0	0
自宅で使う医療・福祉・介護機器等の給付・貸与	0	0	0	0	0	0
学校卒業後に通えるような施設や利用できるサービスの整備	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

問39 お子さんの保育・教育環境について、今後希望することは何ですか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
日常的な相談支援体制の充実	0	0	0	0	0	0
入学前・卒業後の進路相談	0	0	0	0	0	0
希望した学校・進路への進学確保	0	0	0	0	0	0
障がいの内容・程度に合った保育・教育の充実	0	0	0	0	0	0
施設や設備のバリアフリー化	0	0	0	0	0	0
保育や教育職員の障がいについての理解	0	0	0	0	0	0
他の保護者の障がいについての理解	0	0	0	0	0	0
障がいのない子どもとの交流	0	0	0	0	0	0
保育所・幼稚園・学校での十分な介助体制(医療的ケアを含む)	0	0	0	0	0	0
保育園、小・中学校、高等学校等における支援の引き継ぎや連携	0	0	0	0	0	0
自宅で使う医療・福祉・介護機器等の給付・貸与	0	0	0	0	0	0
放課後における学童保育の実施	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

◎教育について

【障がい児(18歳未満)の保護者の方にお聞きします。(回答対象者数 0人)】

問40 現在、通園・通学していますか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
幼稚園・保育園	0	0	0	0	0	0
小学校(通常の学級)	0	0	0	0	0	0
小学校(特別支援学級)	0	0	0	0	0	0
中学校(通常の学級)	0	0	0	0	0	0
中学校(特別支援学級)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(幼稚部)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(小学部)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(中学部)	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(高等部)	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0
大学・短大・専門学校等	0	0	0	0	0	0
通園・通学はしていない	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

問41 学校等の教育や支援、配慮などについて満足していますか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
満足している	0	0	0	0	0	0
どちらかといえば満足している	0	0	0	0	0	0
どちらかといえば不満がある	0	0	0	0	0	0
不満がある	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

問42 どのような点に不満をお持ちですか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
学校等に障がいに応じた設備がない・不十分である	0	0	0	0	0	0
教職員の障がいに対する理解がない・不十分である	0	0	0	0	0	0
希望する教育・支援が受けられていない・不十分である	0	0	0	0	0	0
通園・通学の手助けがない・不十分である	0	0	0	0	0	0
希望する学校等への就学ができていない	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

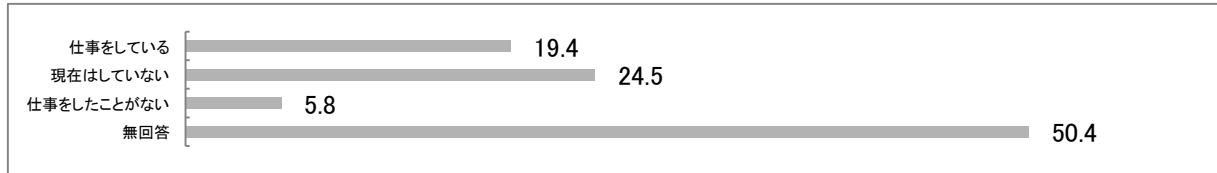
問43 卒園・卒業後の進路をどう考えていますか。

	障がい別人数【人】					
	身体	知的	精神	重複	不明	計
普通学校に進学したい	0	0	0	0	0	0
特別支援学校に進学したい	0	0	0	0	0	0
大学・短大・専門学校等に進学したい	0	0	0	0	0	0
就職したい	0	0	0	0	0	0
職業訓練校に通いたい	0	0	0	0	0	0
障害者支援施設等に通所・入所したい	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

## ◎就労について

問44 これまでに仕事をしましたことがありますか。

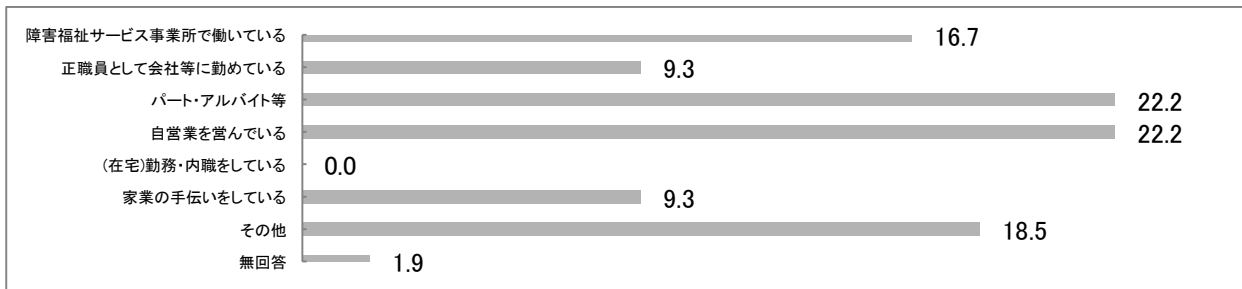
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
仕事をしている	54	19.4	36	10	5	2	1	54
現在はしていない	68	24.5	52	3	9	2	2	68
仕事をしたことがない	16	5.8	6	7	0	3	0	16
無回答	140	50.4	114	3	4	12	7	140
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



【問44で、1. を選択した場合にお答えください。(回答対象者数54人)】

問45 どのような仕事をしていますか。

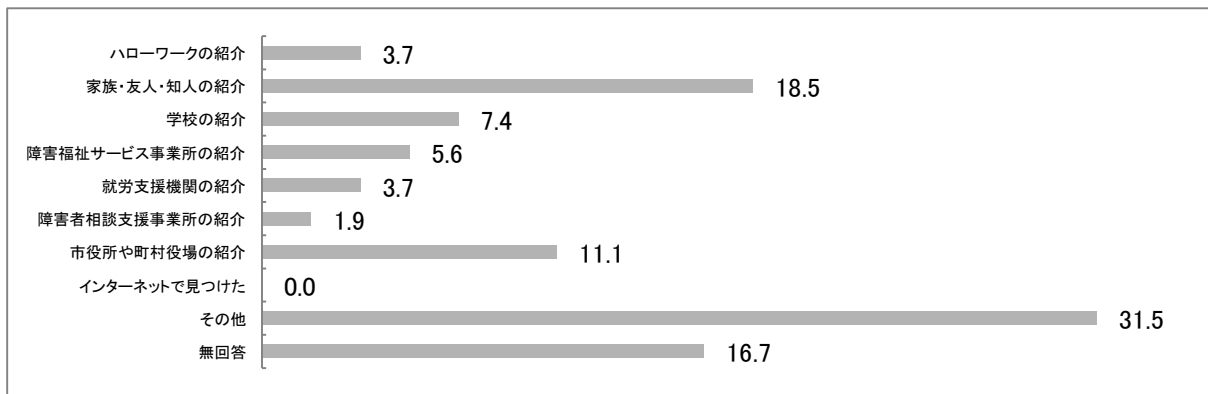
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
障害福祉サービス事業所で働いている	9	16.7	2	4	2	1	0	9
正職員として会社等に勤めている	5	9.3	2	2	0	0	1	5
パート・アルバイト等	12	22.2	8	3	1	0	0	12
自営業を営んでいる	12	22.2	11	0	0	1	0	12
(在宅)勤務・内職をしている	0	0.0	0	0	0	0	0	0
家業の手伝いをしている	5	9.3	4	0	1	0	0	5
その他	10	18.5	9	1	0	0	0	10
無回答	1	1.9	0	0	1	0	0	1
合計	54	100.0	36	10	5	2	1	54



【問44で、1. を選択した場合にお答えください。(回答対象者数54人)】

問46 現在の仕事をどのように見つけましたか。

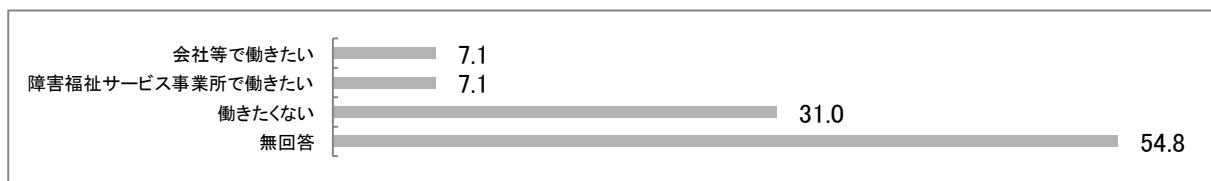
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
ハローワークの紹介	2	3.7	0	1	1	0	0	2
家族・友人・知人の紹介	10	18.5	8	0	1	0	1	10
学校の紹介	4	7.4	0	4	0	0	0	4
障害福祉サービス事業所の紹介	3	5.6	2	1	0	0	0	3
就労支援機関の紹介	2	3.7	1	1	0	0	0	2
障害者相談支援事業所の紹介	1	1.9	0	0	1	0	0	1
市役所や町村役場の紹介	6	11.1	1	3	1	1	0	6
インターネットで見つけた	0	0.0	0	0	0	0	0	0
その他	17	31.5	15	0	1	1	0	17
無回答	9	16.7	9	0	0	0	0	9
計	54	100.0	36	10	5	2	1	54



【問44で、2か3を選択した場合にお答えください。(回答対象者数84人)】

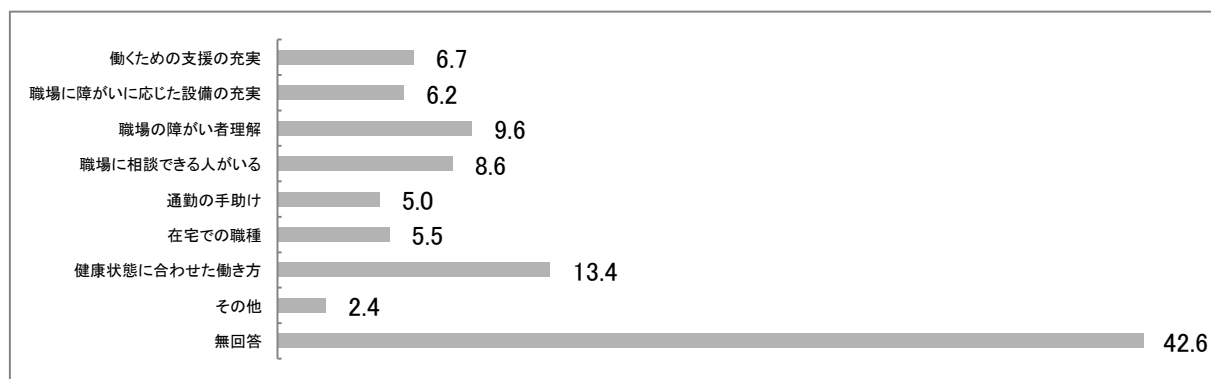
問47 今後、会社等で働きたいですか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
会社等で働きたい	6	7.1	1	2	3	0	0	6
障害福祉サービス事業所で働きたい	6	7.1	3	2	1	0	0	6
働きたくない	26	31.0	17	3	1	4	1	26
無回答	46	54.8	37	3	4	1	1	46
合計	84	100.0	58	10	9	5	2	84



問48 仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。(複数回答)

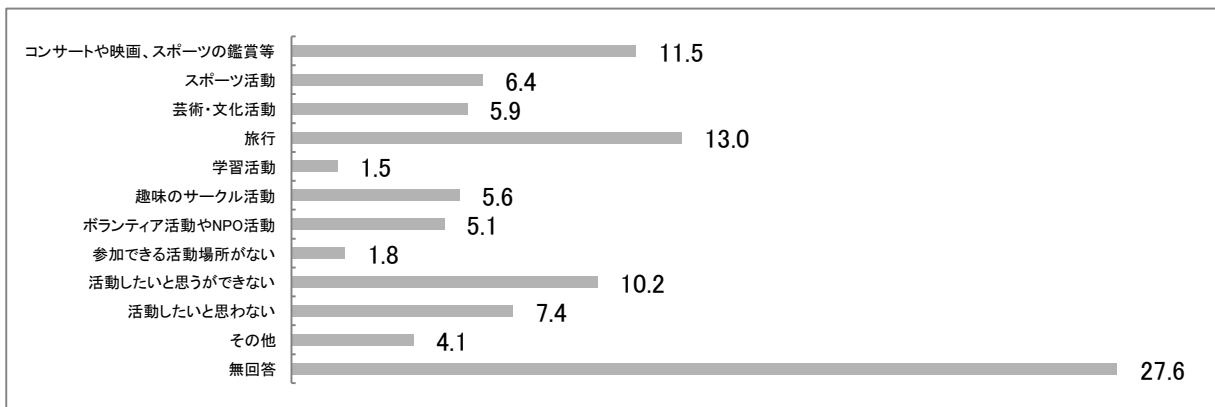
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
働くための支援の充実	28	6.7	20	4	3	0	1	28
職場に障がいに応じた設備の充実	26	6.2	19	2	4	1	0	26
職場の障がい者理解	40	9.6	22	11	5	1	1	40
職場に相談できる人がいる	36	8.6	20	9	6	1	0	36
通勤の手助け	21	5.0	11	8	2	0	0	21
在宅での職種	23	5.5	15	2	6	0	0	23
健康状態に合わせた働き方	56	13.4	40	8	7	1	0	56
その他	10	2.4	7	1	0	2	0	10
無回答	178	42.6	141	9	5	14	9	178
合計	418	100.0	295	54	38	20	11	418



## ◎社会参加等について

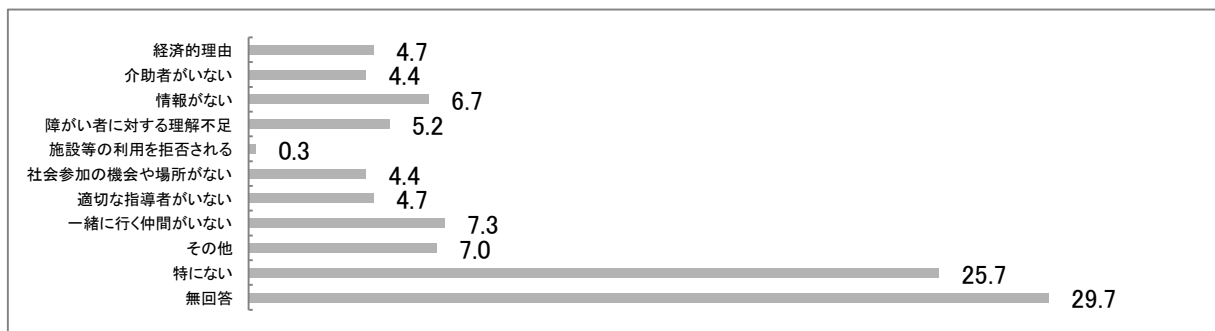
問49 この1年間に、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動をしましたか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
コンサートや映画、スポーツの鑑賞等	45	11.5	34	5	4	2	0	45
スポーツ活動	25	6.4	18	7	0	0	0	25
芸術・文化活動	23	5.9	16	5	1	1	0	23
旅行	51	13.0	40	5	2	4	0	51
学習活動	6	1.5	6	0	0	0	0	6
趣味のサークル活動	22	5.6	20	0	0	2	0	22
ボランティア活動やNPO活動	20	5.1	17	2	0	1	0	20
参加できる活動場所がない	7	1.8	4	1	2	0	0	7
活動したいと思うができない	40	10.2	30	2	7	1	0	40
活動したいと思わない	29	7.4	19	4	2	2	2	29
その他	16	4.1	10	2	3	1	0	16
無回答	108	27.6	83	5	1	11	8	108
合計	392	100.0	297	38	22	25	10	392



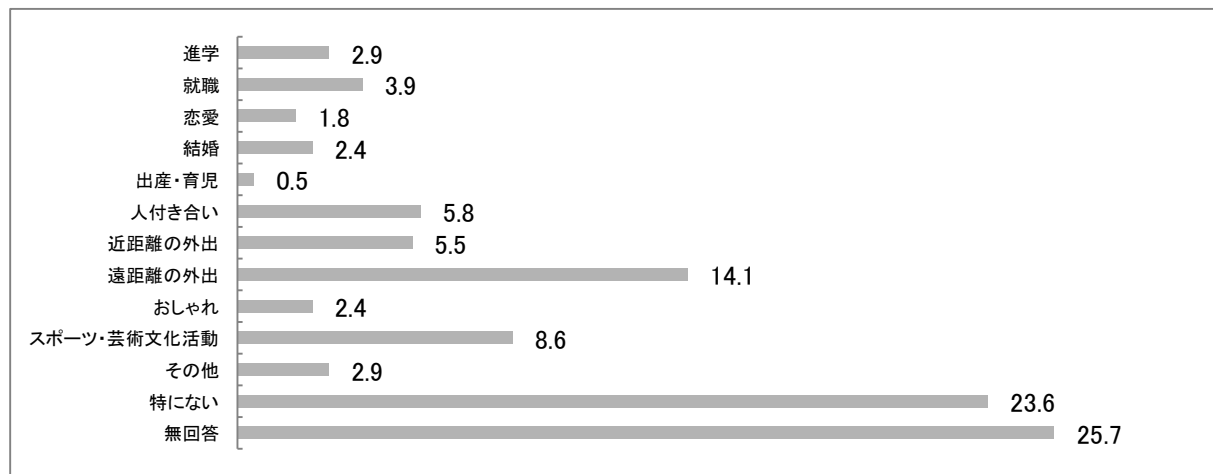
問50 あなたが社会参加する上で、妨げになっていることはありますか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
経済的理由	16	4.7	11	1	4	0	0	16
介助者がいない	15	4.4	10	3	0	2	0	15
情報がない	23	6.7	15	3	3	2	0	23
障がい者に対する理解不足	18	5.2	12	2	4	0	0	18
施設等の利用を拒否される	1	0.3	1	0	0	0	0	1
社会参加の機会や場所がない	15	4.4	12	2	1	0	0	15
適切な指導者がいない	16	4.7	9	3	3	1	0	16
一緒に行く仲間がいない	25	7.3	13	3	6	3	0	25
その他	24	7.0	17	2	4	1	0	24
特にない	88	25.7	75	8	1	2	2	88
無回答	102	29.7	82	1	2	9	8	102
合計	343	100.0	257	28	28	20	10	343



問51 あなたは、障がいがあるためにあきらめたり、妥協せざるを得なかったことがありますか。(複数回答)

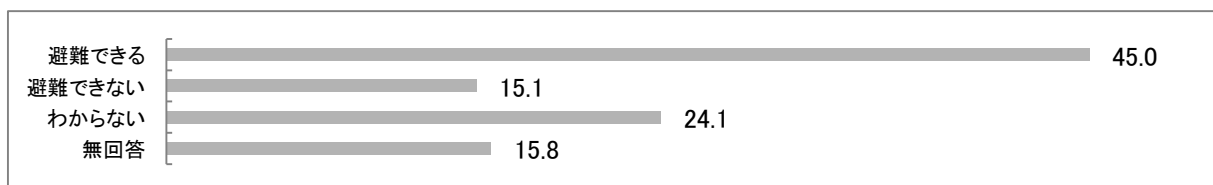
	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
進学	11	2.9	2	3	2	3	1	11
就職	15	3.9	5	1	9	0	0	15
恋愛	7	1.8	2	2	3	0	0	7
結婚	9	2.4	4	0	4	1	0	9
出産・育児	2	0.5	0	0	2	0	0	2
人付き合い	22	5.8	16	1	4	1	0	22
近距離の外出	21	5.5	15	2	4	0	0	21
遠距離の外出	54	14.1	43	2	5	4	0	54
おしゃれ	9	2.4	5	0	3	1	0	9
スポーツ・芸術文化活動	33	8.6	27	0	4	2	0	33
その他	11	2.9	6	4	0	1	0	11
特になし	90	23.6	71	10	4	3	2	90
無回答	98	25.7	76	2	3	9	8	98
合計	382	100.0	272	27	47	25	11	382



### ◎災害対策について

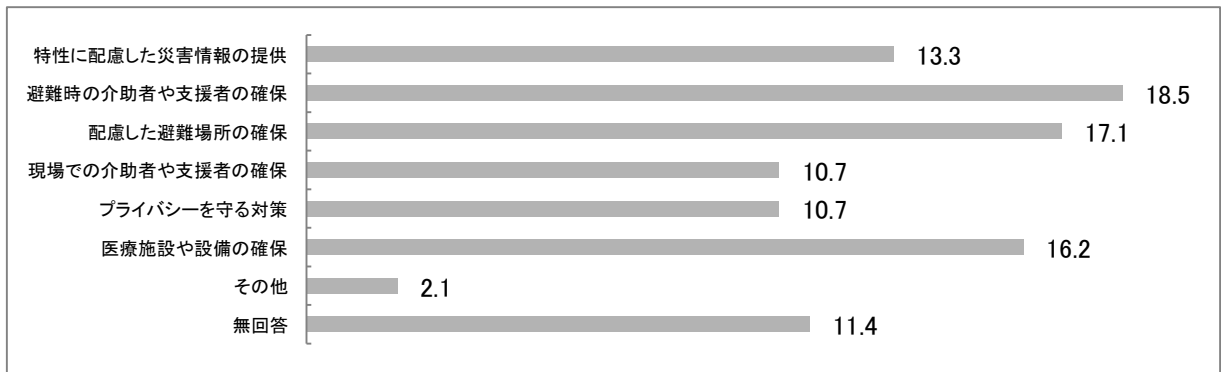
問52 地震や台風などの災害時に、あなたは一人で又は支援を受けながら安全に避難できる環境にありますか。

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
避難できる	125	45.0	96	9	6	11	3	125
避難できない	42	15.1	31	8	2	0	1	42
わからない	67	24.1	50	4	7	4	2	67
無回答	44	15.8	31	2	3	4	4	44
合計	278	100.0	208	23	18	19	10	278



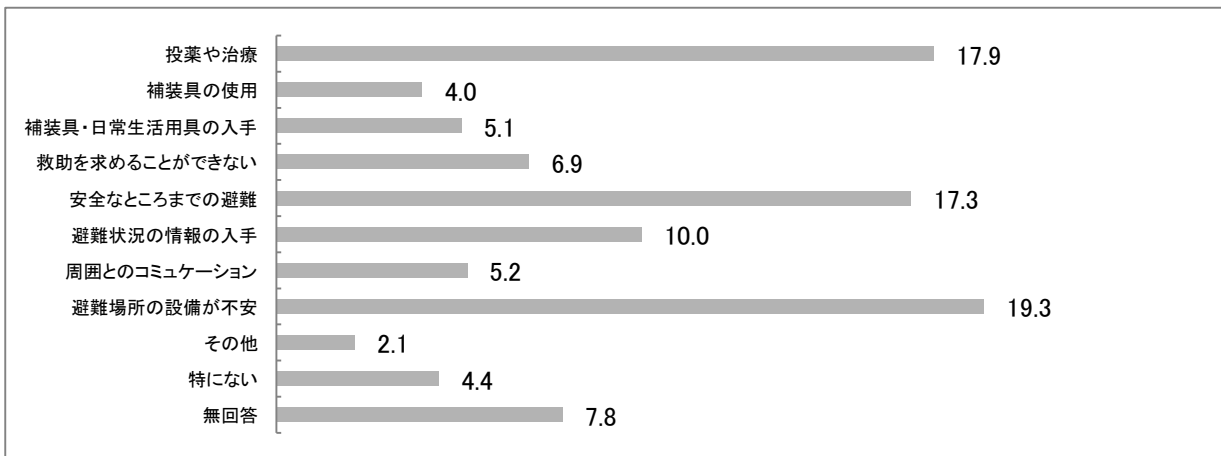
問53 地震や台風などの災害時に、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
特性に配慮した災害情報の提供	77	13.3	66	6	1	2	2	77
避難時の介助者や支援者の確保	107	18.5	87	7	3	8	2	107
配慮した避難場所の確保	99	17.1	75	12	4	6	2	99
現場での介助者や支援者の確保	62	10.7	45	7	3	6	1	62
プライバシーを守る対策	62	10.7	41	5	9	6	1	62
医療施設や設備の確保	94	16.2	75	8	8	3	0	94
その他	12	2.1	5	2	4	1	0	12
無回答	66	11.4	49	2	3	6	6	66
合計	579	100.0	443	49	35	38	14	579



問54 災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					計
			身体	知的	精神	重複	不明	
投薬や治療	117	17.9	96	4	10	7	0	117
補装具の使用	26	4.0	19	3	1	3	0	26
補装具・日常生活用具の入手	33	5.1	30	0	0	3	0	33
救助を求めることができない	45	6.9	38	4	1	1	1	45
安全なところまでの避難	113	17.3	95	7	3	7	1	113
避難状況の情報の入手	65	10.0	49	7	3	5	1	65
周囲とのコミュニケーション	34	5.2	21	7	5	1	0	34
避難場所の設備が不安	126	19.3	108	7	7	2	2	126
その他	14	2.1	6	3	3	2	0	14
特にない	29	4.4	19	4	3	1	2	29
無回答	51	7.8	37	2	1	5	6	51
計	653	100.0	518	48	37	37	13	653





問55 今後、行政において力を入れてほしいことはどのようなことですか。(複数回答)

	人数【人】	割合【%】	障がい別人数【人】					合計
			身体	知的	精神	重複	不明	
障がいの啓発	75	21.6	49	10	8	7	1	75
障がいを理由とする差別の解消	43	12.4	23	6	8	5	1	43
権利擁護の充実	38	10.9	25	6	4	3	0	38
行政機関の窓口サービス等の配慮	51	14.7	37	5	5	4	0	51
地域福祉活動の充実	25	7.2	18	3	2	2	0	25
地域との交流の促進	21	6.0	10	5	5	1	0	21
相談支援体制の充実	62	17.8	49	3	6	3	1	62
早期発見・早期療育の充実	23	6.6	13	4	3	3	0	23
療育体制の充実	15	4.3	8	3	2	2	0	15
多様な治療やリハビリの充実	62	17.8	54	0	5	3	0	62
医療費の負担軽減	82	23.6	72	1	4	3	2	82
教育機会の充実	2	0.6	1	0	0	1	0	2
グループホームの設置促進	20	5.7	13	2	3	2	0	20
訪問系サービスの充実	33	9.5	27	1	2	2	1	33
医的ケアに対応できる 日中活動サービスの充実	30	8.6	25	1	2	2	0	30
ショートステイ、日中一時 支援等の充実	41	11.8	34	2	2	2	1	41
就職の支援、あっせん	20	5.7	7	7	5	1	0	20
就労支援サービスの充実	14	4.0	1	7	6	0	0	14
ユニバーサルデザインのまちづくりや バリアフリー化の促進	28	8.0	19	3	2	4	0	28
暮らしの安全、安心の確保	64	18.4	52	2	5	3	2	64
芸術文化、スポーツ活動の促進	24	6.9	11	8	2	3	0	24
その他	12	3.4	9	1	1	1	0	12
無回答	62	17.8	45	3	3	5	6	62
合計	348	100.0	243	37	33	25	10	348

◎自由にご記入ください

- ・今は自力でやれることは出来るだけ自分で行き、出来ないときは主人が助けてくれるので助かってます。
- ・養護学校などを卒業してから福祉に関する情報が乏しくなる。
- ・相談しても勉強不足な職員が多く、対応不十分だと感じる。
- ・障がいを持つ子どもの親との交流が少ないため、町から呼びかけ、集まる機会を作ってほしい。
- ・その人の障がいの程度・内容によって、違う対応が必要と考えます。特に特別障がいと同じ内容の障がいでない人の介護方法については未だ完璧な介護は出来ておりません。  
また、高齢者の障がいを持った人と障がい者の扱いがいろいろな部分で違っていて、なかなか理解が出来ない部分がある。
- ・施設が十分機能していないか、数が少ないのか、申込みしてもすぐに入所出来ない。いつでも入所できる方法を考えてほしい。
- ・「年寄りを差別しない」というような宣伝をしてほしい。
- ・耳の聞こえない人は老人クラブの役員を辞めてもらいたいと、30人も老人がいるところで大声で言う人がいる。
- ・現在の生活に不自由を感じていないので返答出来ません。
- ・こういうときでもない、なかなか意見を言う機会が無いというのも、行政サービスについての意見です。
- ・入所費用の補助があればありがたいと思います。

- ・学者村に住んでいますが、もう少しバスが来てくれたらいいけど。近所の方も高齢になってきているので、そろそろ東京にいる子どものもとに行きたいと思います。
- ・私は週2回老人施設「いこい」へ行っており、介護にはいつも感謝しております。
- ・手帳は持っているが、高齢のため障がいサービスは使っていない。
- ・今のところ日常生活には支障がないので実感が薄いのですが、より重い障がいをお持ちの方に今以上の配慮をお願いします。
- ・再就職しないと月々の生活が難しいです。金銭に関しては親が管理している状態です。地域の会社は特に障がい者支援がなく、理解が全くありません。上田地域や町でも働きましたが、どの会社も同じでした。精神の状態によっては、勤務状態が良くなく、だいたいクビになるパターンの繰り返しです。続けられる仕事が欲しいです。
- ・親が動けなくなった時にも今まで通り暮らし慣れた家で福祉サービスを受けながら暮らしていけるようになればいいと思います。
- ・迅速な対応に日々感謝しています。真剣に向き合っていていただいていることが分かり、心強く思います。優しくは当たり前です。しかし、度が過ぎると感情面の難しさが出てきます。普通でいいので長い支援をお願いいたします。
- ・3年前から上田市内の民間老人ホームでお世話になっております。職員の対応がすばらしく、定期的に本人の現状報告があり、日常生活の中での写真まで添付してくれます。ただ、費用が高額になることです。公的施設への入居は難しく、なんとか公的援助が出来ないかと思えます。
- ・発達障がい者が絵を描いたり、将棋をさしたりする施設を町に設置して欲しい。
- ・公共施設の改善など
- ・まだまだ働きたい。
- ・期日前投票の時に理由を書くのが大変なので、書かなくてもいいようにしてほしい。町は遅れていると思う。
- ・長野県障がい者スポーツ大会、上小スポーツ大会の他にも情報がほしいのとマイクロバスを出して欲しい。
- ・町内にスーパーがほしい。
- ・全国障がい者スポーツ大会に選手で選ばれた時に、町の職員で合宿先や駅まで送ってもらえませんか。
- ・芸術祭があるようなら、情報がほしい。
- ・障がい者が安く借りられる住宅がない。
- ・町は若い世帯を中心に住宅を建てているが、障がい者が入れる住宅が全くない。相談に行っても、夫婦であるとか、年齢だったりとか、子どもがいるかとか、それに合わないと入居できないと言われた。
- ・人工関節が入っているので、不自由なのはトイレ、重い物が10kg以上が持てないことです。
- ・依田窪病院の居宅介護支援・訪問看護の体制には満足しています。健康づくり系の対応が全くなく一考を要する。
- ・障がい者といっても、現状で自活でき、ほぼ健常者と同じ生活をしているものと要介護の高いものを同一にしてアンケートしても回答困難。また、福祉サービスや行政の取組みも、人材・資金等の制約で全ての人に対応できないのであるから、目的・重要度から対応する範囲を決めて行うことも肝要かと。
- ・依田窪病院をなんとかしてほしい。内科医師が不足しているなんて田舎ではありえません。医療の必要な障がい者がわざわざ遠くの病院まで行かなければなりません。
- ・グループホームをたくさん作って欲しい。
- ・もっと出かけたが、お金がないので出かけられない。仕事をして稼ぎたいが、自分の働ける場所が施設ではない。一人暮らしのできる場所がない。

- ・グループホームで暮らしたいが場所がない。
- ・給料がもっとたくさんもらえる仕事がほしい。
- ・好きな仕事ができる場所を作って欲しい。
- ・いつも私たち障がい者のため、適切なお指導をいただきありがとうございます。厳しい財政と思いますが、今後もよろしく願いいたします。
- ・依田窪病院の夜間受付中止で、内部障がい者は不安の毎日です。早期に夜間入院が出来ますようにお願い申し上げます。
- ・今のところデイサービス長門を利用し、入浴も介助で助かっております。財政の許す範囲できめ細かくお願いします。
- ・福祉課に相談に行ったが話にならず。相談する人もいず、自分一人で心身共に疲れる。持病が有り、病院通い、どこに相談にいったらよいのか。
- ・依田窪病院の常勤の先生が少ない。特に泌尿器科の先生が信大と佐久からの先生だし、週1・2回の診療なので不便です。
- ・障がいを周りの人が理解してもらえるようになってほしい。
- ・正確な情報、移動の手段、障がいを持つ人へのきめ細かな配慮や設備。
- ・行政が行っている障がい者に対するサービスの内容をよく分かるように知らせてほしい。
- ・障がい者への差別意識をなくし、障がい者と健康な人との交流。
- ・バスに乗れないので、病院へ行きたいときに行かれないです。
- ・「いこい」から戻っても家のことが出来ないなので、遠方の子ども、ヘルパーさん頼りです。
- ・補聴器購入の際には助成金をいただき、本当にありがとうございました。

## 障がい者等福祉施設一覧（長和町支給決定者利用事業所）

施設名	設置主体	所在地	電話番号
<p><b>■居宅介護</b>                      自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。</p>			
かぼちゃ	(福) 縦の木福祉会	長和町和田 1482 番地 5	88-2285
こすもす	(福) 依田窪福祉会	上田市下武石 776 番地 1	85-0098
<p><b>■重度訪問介護</b>                      重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的にを行います。</p>			
かぼちゃ	(福) 縦の木福祉会	長和町和田 1482 番地 5	88-2285
こすもす	(福) 依田窪福祉会	上田市下武石 776 番地 1	85-0098
<p><b>■重度障害者等包括支援</b>                      介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。</p>			
山の子学園共同村	(福) 縦の木福祉会	長和町大門 3527 番地 4	69-2445
<p><b>■生活介護</b>                      常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p>			
山の子学園共同村	(福) 縦の木福祉会	長和町大門 3527 番地 4	69-2445
和いわい	(福) 縦の木福祉会	長和町和田 1482 番地 5	88-2285
しいのみ療護園	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826 番地	31-0001
第三上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 566 番地	38-7169
上田悠生寮	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形 1834-4 番地	23-3838
臼田学園	佐久市	佐久市北川 557-102 番地	0267-82-2473
精明学園	(福) 愛泉会	茅野市金沢 4509 番地	0266-72-6212
佐久療護園	(福) 横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623-6 番地	0267-86-4555
軽井沢治育園	(福) 愛泉会	北佐久郡軽井沢町大字追分 1607-4 番地	0267-46-2485
ひまわりの丘	(NPO) ひまわりの丘	東御市布下 617-1 番地	71-5481
<p><b>■自立訓練（生活訓練）</b>                      自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>			
キミノタネ	(社法) ミチシルベ	上田市神畑 997-3 番地	080-5140-9292

施設名	設置主体	所在地	電話番号
<b>■就労継続支援A型</b>			
一般企業等での就労が困難な人のうち、雇用契約等に基づき就労する者であり、生産活動その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。			
ひもろ木園福祉就労舎	(福) りんどうの会	上田市保野 566 番地	38-7169
<b>■就労継続支援B型</b>			
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。			
ぶらっと	(福) 樅の木福祉会	長和町古町 2803 番地	71-0093
塩田館	(NPO) エリスン	上田市保野 114 番地	38-2779
和裁舎	(株) 和楽座	上田市小牧 1206 番地 4	26-8833
山びこの家	(NPO) なごみの会	上田市手塚 1025 番地 1	38-8388
キミノタネ	(社法) ミチシルベ	上田市神畑 997 番地 3	080-5140-9292
さんらいずホール・らくどう	(福) ちいさがた福祉会	東御市常田 889 番地 1	62-0680
長和町福祉企業センター	長和町	長和町長久保 497 番地	68-2614
就労センター武石ふれあい	(福) 樅の木福祉会	上田市下武石 1225 番地 1	75-5682
<b>■療養介護</b>			
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。			
かりん (三才山病院指定施設)	長野県厚生農業協同組合連合会	上田市鹿教湯温泉 1777 番地	44-2321
<b>■短期入所</b>			
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。			
山の子学園共同村	(福) 樅の木福祉会	長和町大門 3527 番地 4	69-2445
上田悠生寮	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形 1834 番地 4	23-3838
ナナーラ	(福) ちいさがた福祉会	東御市祢津 351 番地 1	64-7201
<b>■共同生活援助</b>			
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や、相談・日常生活上の援助を行います。			
色えんぴつ	(福) 樅の木福祉会	上田市下武石 1225 番地 1	75-5682
ささらホーム	(NPO) りんどう	上田市保野 614 番地	31-2197
室賀ホーム	(NPO) りんどう	上田市保野 614 番地	31-2197
エリスンエステート	(NPO) エリスン	上田市本郷 592 番地 11	39-8666

施設名	設置主体	所在地	電話番号
ひだまり	(NPO) なごみの会	上田市八木沢 15 番地 1	39-1265
ケイジニアホーム中込	社会医療法人恵仁会	佐久市中込 3-2-13	0267-63-1534
<b>■施設入所支援</b>			
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。			
山の子学園共同村	(福) 樫の木福祉会	長和町大門 3527 番地 4	69-2445
しいのみ療護園	(福) 上田しいのみ会	上田市下室賀 2826 番地	31-0001
第三上田ひもろ木園	(福) りんどうの会	上田市保野 566 番地	38-7169
上田悠生寮	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形 1834 番地 4	23-3838
臼田学園	佐久市	佐久市北川 557 番地 102	0267-82-2473
精明学園	(福) 愛泉会	茅野市金沢 4509 番地	0266-72-6212
佐久療護園	(福) 横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町高野町大字 1623 番地 6	0267-86-4555
軽井沢治育園	(福) 愛泉会	北佐久郡軽井沢町大字追分 1607 番地 4	0267-46-2485
<b>■計画相談支援</b>			
障がい福祉サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し(モニタリング)を行います。			
相談支援事業所 とらいあんぐる	(福) 樫の木福祉会	長和町古町 2803 番地	71-0093
つつじ	(福) かりがね福祉会	上田市真田町長 6430 番地 1	72-3431
特定相談支援事業 所ひもろ木	(福) りんどうの会	上田市保野 566 番地	38-7169
上田悠生寮指定特 定相談支援事業部	(福) りんどう信濃会	上田市諏訪形 1834 番地 4	23-3838
ケイジニアサポ ートセンター中込	社会医療法人恵仁会	佐久市中込 3-15-8	0267-64-1602
小諸市社協 ホワイトぽてと	小諸市社会福祉協議会	小諸市与良町 6-5-1	0267-25-7337
相談支援事業所カ ナン	特定非営利活動法人カ ナン	上田市中央 1-2-17 松尾町フー ドサロン内 2 階	75-6330
相談支援事業所せ せらぎ	(NPO) なごみの会	上田市八木沢 22 番地 1	39-1591
臼田学園	佐久市	佐久市北川 557 番地 102	0267-82-2473
軽井沢治育園	(福) 愛泉会	北佐久郡軽井沢町追分 1607 番 地 4	0267-46-2485
千曲園	(福) 横浜社会福祉協会	南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623 番地 6	0267-86-4555

施設名	設置主体	所在地	電話番号
指定特定相談支援 事業所精明学園	(福) 愛泉会	茅野市金沢 4509 番地	0266-72-6212
<p>■放課後等デイサービス</p> <p>学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。</p>			
シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502 番地	27-2796
<p>■障害児相談支援</p> <p>障がい児支援サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。</p>			
上田いずみ園	(福) カルディア会	上田市蒼久保 558 番地	35-0339
シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502 番地	27-2796
<p>■移動支援</p> <p>障がい児（者）であって、外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。</p>			
かぼちゃ	(福) 樫の木福祉会	長和町和田 1482 番地 5	88-2285
シャイン	(NPO) シャイン	上田市岩下 502 番地	27-2796
ケイジンプールホーム中込	社会医療法人恵仁会	佐久市中込 3-2-13	0267-63-1534
<p>■地域活動支援センター</p> <p>障がいのある人等が通う創作的活動及び生産活動の場、社会との交流促進の場を提供し、地域生活支援の促進を図ります。この事業は、基礎的事業と機能強化事業とに分かれます。</p>			
やすらぎ	(医) 友愛会	上田市住吉 167 番地 1	25-2000
<p>■日中一時支援</p> <p>障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。</p>			
かぼちゃ	(福) 樫の木福祉会	長和町長久保 1694 番地 1	68-2443
舞田館	(NPO) エリスン	上田市舞田 232 番地	39-8666

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 23 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、長和町における障害者のための施策に関する基本的な計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、長和町における障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の幅広い意見を反映させるため、長和町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者等のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、第 1 条の計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 24 日告示第 23 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日告示第 18 号)

この告示は、公布の日から施行する。



## 長和町障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

所属機関・団体名	氏 名	備 考
議会社会文教常任委員長	栗原 暁史	委員長 (H29.11 まで)
	森田 公明	委員長 (H29.12 から)
社会福祉協議会会長	小宮山 正幸	
民生児童委員協議会会長	安藤 一登	副委員長
身体障がい者福祉協会会長	小野澤 洋子	
手をつなぐ育成会会長	野村 民子	
精神障害者家族会会長	羽田 勝典	
教育委員会 公民館長	龍野 賢一	
上小圏域障害者総合支援センター所長	橋詰 正	
社会福祉法人樅の木福祉会 山の子学園共同村 施設長	井本 達三	
社会福祉法人樅の木福祉会 相談支援事業所とらいあんぐる相談支援専門員	村田 伸造	
福祉企業センター所長	坂田 真二	

長和町障がい者基本計画（第2次）  
長和町障がい福祉計画（第5期）  
長和町障がい児福祉計画（第1期）  
編集・発行  
平成30年3月  
長和町 町民福祉課